

## トピックス

- ・セルフメディケーション税制の拡充（厚生労働省の動向 一連載その11ー）

## 協会活動

- ・第2回通常総会 開催速報
- ・JACDS主催 特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告
- ・医薬品情報提供の「声かけ強化キャンペーン」実施中
- ・5月 月次活動報告
- ・議事録

## 2021年度 登録販売者試験情報

### 協会からのお知らせ

- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

### 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、他

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

ワクチン接種は、65歳以上の高齢者の12.6%まで進んだとニュースで伝えていました。

東京23区にあつては区による対応が違つており、若年層へのワクチン接種に乗り出した区もあると聞きました。県によつては、50%近くまで接種を終えた佐賀県のようなところもあります。

自衛隊による東京の大型接種会場は空きがあるため、広範囲の人に接種を行う見通しです。とにかく、どんどん、ワクチン接種を進めてほしいと思います。そして、新型コロナウイルス以前の生活状態に戻してほしい。マスクは手放せないかもしれませんが、面と向かつて会うことの制限が早くなくなることを願っています。

**●トピックス**

- ・セルフメディケーション税制の拡充(厚生労働省の動向 ー連載その11ー)

**●協会活動**

- ・第2回通常総会 開催速報
- ・JACDS主催 特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告
- ・「声かけ強化キャンペーン」実施中
- ・5月度月次活動報告
- ・議事録

**●登録販売者試験情報****●協会からのお知らせ**

- 健康サポート薬局研修 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

**●行政・団体からのお知らせ**

- 厚生労働省、経済産業省、警察庁、団体

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 連載その11

## セルフメディケーション税制の拡充 — 追加薬効決まる

—腰痛/関節痛/肩こり、かぜの諸症状、アレルギーの諸症状に関する8薬効—

セルフメディケーション税制の見直しの全体像については本誌12月号で取り上げましたが、今般、追加薬効と除外成分が決定しましたので、お知らせします。

### ■ 4薬効と同様・類似成分を含む4薬効が対象に追加

2020年12月10日の自民党税制改正大綱において医療費適正効果の高いもの3薬効程度を追加することと医療費適正化効果の低いものを除外することが決まっていますが、具体的な対象は「専門的知見により決定する」ことになっていました。これを受けて厚生労働省は「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」を設け、選定作業を開始します。本年2月からの検討を経て5月20日の第3回会合において決定されたのが下表です。3つの症状を対象に4薬効と同様・類似の成分を含む4薬効、あわせて8薬効が追加となりました。

なお、途中第2回目の会合までは、日本OTC医薬品協会からの参加委員とJACDSから参加している平野委員（健二理事）が共闘したことで「胃腸薬の諸症状」も対象になるかと思われましたが、後ろに控える税務当局の厚い壁にさえぎられて実現しませんでした。認められなかった事情は定かではありませんが、「胃腸薬の諸症状」まで含めると自民党大綱にある「3薬効程度」を逸脱してしまうとの判断があったものと推察されます。それでも承認ベースで約1500品目が追加されることになりました（これまでのスイッチOTCは約1800品目）。対象医薬品の売上ベースのシェアも24%から40%近くになる見込みです。

### ■ 除外は4成分。ただし影響は限定的

除外されるものも決まりました。下表のとおりです。健康増進や栄養補給目的で使用され、医療費削減効果が低いと認定された4成分です。このうちビタミン主薬製剤メコバラミンについては、「現実には治療薬として購入されている」として平野委員が反対しましたが、結論はくつがえりませんでした。対象製剤の売上高は市場の1%未満とみられています。

なお、現場の混乱を避けるため2025年末日まで4年間の経過措置が設けられます（それまでは減税の対象）。

### ■ 1月実施に向けた準備のお願い

近いうちに厚生労働省から対象成分が告示されます。まずはメーカーが製造工程の中で追加品目の外箱表示などを行います。ドラッグストアもレジシステムの改修が必要です。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、協会では悲願の「OTCすべてが減税対象」をめざし引き続き要望していきます。

### ★ お詫びと訂正 ★

本誌5月号で登録販売者の外部研修について、管理者は義務化されるものの管理者以外は努力規定にとどまる旨を記述しましたが、その後の国の方針変更により登録販売者全員に対して義務化されることになりました。また施行も来年8月としましたが、来年4月に前倒しされます。

以上、訂正し、お詫び申し上げます。

（文章 中澤）

### 【追加薬効】 — 4薬効+4同様・類似薬効

症状群	対応する薬効	品目数	同様・類似成分を含む薬効	品目数	対応する有効成分の例 (非スイッチ)
腰痛、関節痛、肩こり	鎮痛・消炎剤	265			サリチル酸グリコール
風邪の諸症状(熱・頭痛、咳や痰が出る、喉の痛み等)	解熱鎮痛消炎剤 鎮咳去痰剤	485	鎮咳剤 総合感冒剤	511	アセトアミノフェン デキストロメトルフアン臭化 水素酸塩水和物
アレルギーの諸症状 (鼻汁、くしゃみ等)	耳鼻科用剤	156	抗ヒスタミン剤 その他アレルギー用薬	31	ジフェンヒドラミン塩酸塩

### 【除外成分】 — 4成分

薬効群	成分名	効能・効果	考え方
強心薬	ユビデカレノン	動悸、息切れ、むくみ	健康増進目的でも使用。類似効能の健康食品あり
ビタミン主薬製剤	メコバラミン	筋肉痛・関節痛、神経痛等	栄養補給等の目的でも使用
カルシウム主薬製剤	L-アスパラギン酸カルシウム	低カルシウム血症 カルシウム補充	健康増進目的でも使用
歯科用材	フッ化ナトリウム	う蝕予防	効能効果が「う蝕予防」であり、保険給付を代替しない

## 2021年度 第2回通常総会 開催速報

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会「第2回通常総会」が2021年6月10日(木)午前11時より、ホテルグランドパレス(東京 九段下)2階「チェリールーム」において開催されました。

開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、無理に参加せず委任状と質問状の活用を勧めました。また、会場入り口には手指消毒用アルコールを用意し、会場内はソーシャルディスタンスを守るため、隣との席を1m離し設営しました。

議案審議に先立ち池野会長が挨拶され、その後池野会長による進行で5議案の審議が行われました。議案ごとに説明並びに採決が行われ、上程5議案すべて満場一致で決・承認されました。

総会の詳細につきましては、7月号でご報告いたします。



## 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 講演会 開催報告

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会主催 講演が6月10日(木)13時00分よりホテルグランドパレス(東京 九段下)2階 ダイヤモンドルームで開催されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、受付では非接触型体温計で検温し、密を避けるように間隔を空けて並んでいただきました。会場は通常より間隔を広く取り、通常3人掛けのテーブルに1名の配席としました。また、何かあった際に連絡がとれるよう、各席に「座席確認票」を配布し所属と氏名をご記入いただきました。閉会後も、1列毎にご退場いただくよう司会が案内し、出口が混雑しない対応をとりました。

### ■特別講演「ポストコロナの経済と経営はどう変化するのか」

冒頭、池野会長は挨拶のなかで「国も世界もSDGsという観点で大きく環境が変わってきています。消費者の関心も高まっているので、環境問題を無視した営業はできなくなります。社会の問題に対し、積極的に取り組むことで、尊敬される企業集団であるJACDSを発展させたいと考えます」と話されました。

特別講演は「ポストコロナの経済と経営はどう変化するのか」と題し、東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 柳川範之氏よりご講演いただきました。

柳川氏は、「コロナをきっかけに、感染対策だけでなく世の中が大きく変わり始めていると言えます。コロナが治まったとしても変化は止まらないし、むしろコロナが治まった時に変化が加速するだろうと思

います。」として、今回の講演のポイントとして「オンライン化・リモート化をどう生かすか」「将来の見通しが利かない不確実性の増大にどう対処するか」「産業構造の変化にどう対処するか」を中心に解説されました。(主な内容)コロナ禍で将来の見通しの利かない時代だが、不確実性の高い時代はチャンス時代だと前向きに捉え、見方を変えることで明るい方向性が見えてくる。問題のポイントは、チャンスをいかに生かすか。現状のポイントとして、「逆方向の動きが同時に進む」それにどう対処するかがこれからのカギとなる。「デジタル化」においても「人」が大事であり、ベテランの経験者のノウハウといったアナログな情報を大事にすることが重要な差別要因になる。産業構造が変化し、縦割りの構造ではなく横展開の産業を跨いだ活動が増えてくる。この活動を促進するには、企業の枠を超えた人的ネットワークが必要となる。社外の人と信頼関係を築き、変化に柔軟な体制をつくる。経営者は強いリーダーシップを持って、それをしっかりと伝えてほしい。背中を見せるだけでは伝わらない時代なので、ぜひ語ってほしい。



池野会長 挨拶



柳川範之氏 講演

### ■2021年前期ドラッグストア業界研究レポート報告会

「JACDSの課題と今後の展望」と題し、JACDS田中事務総長が解説されました。続いて「ドラッグストアを取り巻く制度の動向と課題」は中澤専務理事により報告され、その後「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」を横田研究員が説明しました。「ドラッグストア関連市場の動向」についてはインテージグループ (株)アンテリオ様2名により報告されました。

今回も参加者には「2021年前期 ドラッグストア業界研究レポート」を配布しました。参加者からは「大変役立つ」と好評です。今回は、コロナの影響で参加ができない企業様も多くありまして、販売を予定しております。後日ご案内いたします。

主な報告の内容は次の通りです。

「ドラッグストアの現状」

「JACDSの課題と今後の展望」

「ドラッグストアを取り巻く制度の動向と課題」

「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」

「ドラッグストア関連市場の動向、トピックス」

「日本チェーンドラッグストア協会の活動報告」



**医薬品情報提供の「声かけ強化キャンペーン」実施中**

ドラッグストアは、一般用医薬品を必要とする人々が安心して使用できるよう、店舗に専門家を配置し直接の情報提供や相談応需ができます。

しかし残念なことに「情報提供など減多に受けたことがない」などという消費者の声もあり、また社会のオンライン化が進展する中で、医薬品に関する情報提供もオンラインで十分ではないかとの意見も聞かれます。

そこで協会では、登録販売者委員会(委員長:ゴダイ(株)浦上晃之会長)が中心になって「医薬品情報提供 声かけ強化キャンペーン」の実施を決め、6月1日～8月31日をキャンペーン期間としました。

専門家だけでなく従業員全員で、店頭やレジ精算時に「お薬の購入や使用でお聞きになりたいことはありませんか?」の一言をお客様にかけるよう、ポスターを作成し会員企業に配布しました。

**お薬のこと、何でもお気軽にご相談下さい。**

**『お薬の購入や使用で  
お聞きになりたいことは  
ありませんか?』**



**ドラッグストア店舗に勤務するすべての従業員に  
何でも、お気軽にご相談ください**

**医薬品のレジ精算時や医薬品売場で  
わからないことがあれば、迷わずにご相談ください**

**医薬品に関する情報提供を希望されるお客様には  
必ず薬剤師または登録販売者が対応いたします**



当店では、  
**お客様に安心して医薬品を  
ご使用いただけるように  
「声かけ強化キャンペーン」を  
実施しています。**

**JACDS** 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

## JACDS

## 5月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
5月7日(金) JACDS東京事務所 リモート 13:00～14:30	第1回調剤推進委員会	「改正薬機法の法令遵守関係規定の施行に関する管理者の能力・経験のあり方」について	9名
5月11日(火) メルパルク東京 4階「孔雀の間」 13:00～14:30	第1回理事会	第1号議案 2020(令和2)年度 事業報告 第2号議案 2020(令和2)年度 収支計算書、正味財産増減計算書、年度末貸借対照表承認の件 第3号議案 2021(令和3)年度 組織、人事承認の件 第4号議案 2021(令和3)年度 正会員入会承認の件 第5号議案 2021(令和3)年度 事業計画及び収支予算承認の件	22名
5月12日(水) JACDS東京事務所 リモート 13:00～15:00	第1回業界システム化推進委員会	1. ご挨拶 ・江黒委員長からのご挨拶 2. 流通BMSによるインボイス対応について 3. 流通、物流の効率化対応について ・経済産業省RFID実証実験について ・SIPスマート物流サービスについて 4. その他 ・2021年度JACDSの活動について 5. 次回の開催について	16名
5月20日(金) JACDS東京事務所 リモート 15:00～16:00	第158回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から口 1) 中国医薬商業協会との友好覚書締結調印式 2) 第22回JAPANドラッグストアショーの開催について 3) 特別講演会 & ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催予定 4) RM使用の促進について 5) 次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 活動報告 3. 日本置き薬協会 ドラッグストア業界売上8位 配置薬業界1位の㈱富士薬品東京本部を配置薬業界紙(薬日新聞等)に公開 配置薬を根幹に新薬開発を手掛けるドラッグストア 4. 日本薬業研修センター 2021年度登録販売者資質向上研修 集合研修はライブ研修と臨時通信研修で実施	36名
5月24日(月) JACDS東京事務所 リモート 10:30～12:00	第2回登録販売者委員会	「改正薬機法の法令遵守関係規定の施行に関する管理者の能力・経験のあり方」について	5名

会議議事録

2021年度 第1回 調剤推進委員会 議事録

1. 日時 2021年5月7日(金) 13:00~14:30
2. 場所 JACDS東京事務所(虎ノ門)5F会議室
3. 議事録

新メンバーの自己紹介の後、議題の「改正薬機法の法令遵守関係規定の施行に関する管理者の能力・経験のあり方」に関して意見交換。管理者にふさわしい能力と経験に関して協会基準を作成することとなり、①おおむね3年間の保険薬剤師としての勤務経験を原則とし、②2年間の場合には研修認定薬剤師資格を求めることで合意。また①②ともコンプライアンス研修の受講を要件とした。なお、店舗管理者については現行の要件(2か年の業務経験)以上に追加する必要はない、この問題は必要があれば別の委員会で検討すべきテーマということになった。

4. 出席者

(リモート参加)

- 委員長 榑原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長  
協会副会長(中部ブロック長)
- 委員 山邊 正史 (株)コクミン 調剤本部 本部長  
兼 調剤企画部 部長
- 委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア  
ウエルネス事業本部  
調剤運営部 ゼネラルマネージャー
- 委員 杉本 幸枝 (株)キリン堂 未病医療サポート室 室長  
(東京事務所参加)
- 委員 多田 昌夫 (株)トモズ 薬剤部長
- 委員 久保 聡 (株)スギ薬局 取締役  
医療戦略部 部長
- 委員 本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株)  
業務部 渉外担当部長
- 委員 白井 学 (株)マツモトキヨシホールディングス  
戦略事業推進本部 調剤事業部 薬事課 課長
- (オブザーバー参加)
- 館野 純一 (株)マツモトキヨシホールディングス  
管理本部 総務企画部 部長
- (事務局)
- 中澤 一隆 JACDS 業務執行理事 専務理事  
宮崎 弘之  
片桐 佐和子

以上

- 委員 長澤 康之 (株)スギ薬局 教育課 課長  
委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長  
オブザーバー

- 中澤 一隆 JACDS 業務執行理事 専務理事  
事務局 片桐 佐和子  
事務局 西澤 大樹

議事  
「改正薬機法の法令遵守関係規定の施行に関する管理者の能力・経験のあり方」について

1. 臨時開催の趣旨説明
2. 開設者の選任  
内規にも入れなければならない内容だが、法令の中では具体的な要件は設けられない。管理者要件が緩くなるので、業界の基準が必要と思われる。
3. 管理者選任基準について  
・委員からの意見を集約し、中澤専務が資料を作成。6月10日の理事会で浦上委員長が報告する
4. 管理者について  
登録販売者の資格としての「管理者」と「店舗管理者」の名称についての混乱がみられる。明確にしないと各社で解釈の違いが出てしまうので、会員への報告の際は注意を付ける必要がある
5. 発表について  
・6月10日の理事会で報告し、承認後に会員に案内する。  
・協会の基準として推奨するが、強制ではないことを明記する

以上

2021年度 第2回 登録販売者委員会 議事録

- 日時:2021年5月24日(金)10:30~12:00  
場所:一社)日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所  
出席者:(今回はリモート開催)

- 委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役社長
- 委員 本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株) 業務部  
渉外担当部長
- 委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ 経営企画部  
地域連携室 室長
- 委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア  
ウエルネス事業部 調剤運営部GM

## 2021年度 登録販売者試験情報

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施日の延期や中止など変更になる可能性もあります。  
最終的には、各都道府県にご確認をお願いします。

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年6月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	¥18,200	① 道内(札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。)に住所を有する者は、最寄りの道立保健所(保健所支所)に関係書類を提出 ② 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所を有する者は、住所地を所管する市立保健所に関係書類を提出 ③ 道外に住所を有する者は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします 青森県外にお住まいの方の申請についてはHP掲載の「令和3年青森県登録販売者試験実施要綱」を参照下さい
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	宮城県内に在住の方以外の受験はお控えください
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	受験申請の時点で本県に居住する方のみ申請を受け付けます
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	お住まいの都道府県で実施される登録販売者試験を受験してください
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	申請日時時点で福島県内に居住の方、福島県内の事業所(学校)に在勤(在学)の方のみ受け付けます
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	原則、居住地の都道府県で受験してください
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出時点で、栃木県に在住、通勤又は通学している方のみ、願書を受け付けます
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,000	申請日時時点で千葉県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	¥13,600	申請日時時点で東京都内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,300	申請日時時点で神奈川県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	受験願書の提出時点で、新潟県内に在住の方のみ受け付けます
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	原則、願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の受験は受け付けません
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の出願は受け付けません
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥13,000	福井県内に居住する方に限らせていただきます。
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥14,000	今年度の本試験の受験は、山梨県内に居住している方に限らせていただきます
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,300	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件	
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	お住まいの都道府県が実施する登録販売者試験を受験してください	
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	受験申請書提出時点で静岡県内に在住していることが確認できる方に限らせていただきます	
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で愛知県内に居住の方、愛知県内の事業所(学校等)に在勤(在学)の方の申請のみ受け付けます	
三重県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で三重県内に居住の方及び勤務先又は通学先が三重県内である方のみ	
関西広域連合	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	¥13,000	受験願書の提出時点で奈良県内に居住の方のみ	
鳥取県	6月25日公示				
島根県	6月25日公示				
岡山県	6月25日公示				
広島県	6月25日以降案内				
山口県	6月25日公示				
香川県	6月25日公示				
愛媛県	6月25日公示				
高知県	6月25日公示				
福岡県	12月12日(日)	8月中旬頃までに決定			
佐賀県	12月12日(日)	8月中旬頃発表			
長崎県	12月12日(日)	7月上旬頃発表			
熊本県	12月12日(日)	8月上旬頃発表			
大分県	12月12日(日)	6月中旬頃発表			
宮崎県	12月12日(日)	7月頃発表			
鹿児島県	12月12日(日)	8月上旬頃発表			
沖縄県	12月12日(日)	7月上旬頃発表			

※詳細は各都道府県に確認願います。

## 協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁4ページ分】

### ■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

### ■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

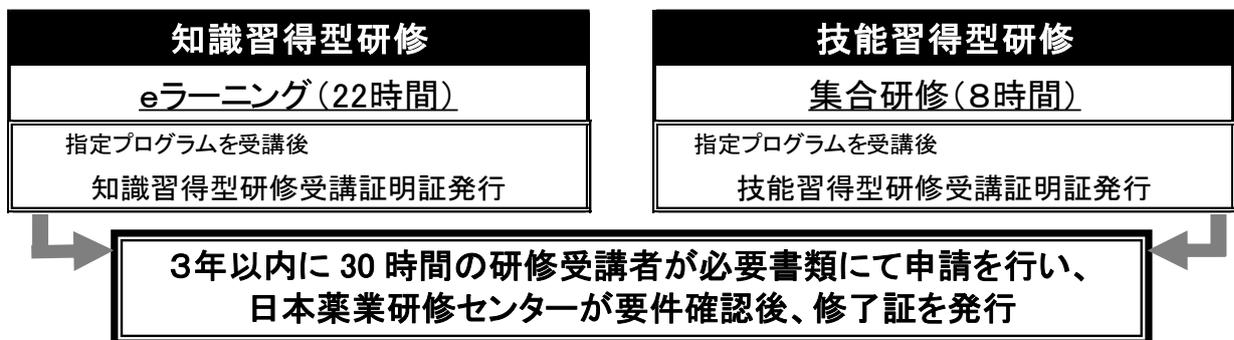
【資料 後頁1ページ分】

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～  
**「健康サポート薬局研修」ご案内**

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

**ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。**

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期	協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・III は、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。  
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。  
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。  
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシユウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

### 〔2021年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2021年4月25日(日)	東京都	オンライン開催	開催済み
2	2021年5月16日(日)	東京都		開催済み
3	2021年5月22日(土)	愛知県		10時～18時50分(予定)
4	2021年5月27日(木)	愛知県		10時～18時50分(予定)
5	2021年6月20日(日)	東京都		10時～18時50分(予定)
6	2021年7月4日(日)	東京都		9時～17時40分(予定)

※当面の研修実施に於いては、感染症に対する拡大防止に留意しながらの開催となります。

- 日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。
- 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。</li> <li>・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。</li> <li>・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。</li> </ul>

研修の開催状況は研修センターのホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。</li> </ul>

### 〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。</li> <li>・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。</li> </ul>

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメプラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先：045-478-5461(日本薬業研修センター行)

## 「健康サポート薬局研修」申込書

### ■企業申込

フリガナ 会社名								
フリガナ 担当者名		部署名 役職						
住 所	(〒 - )							
連絡先TEL		連絡先 F A X						
連絡先 E-mail								
No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1				名	名	名	名	
2				名	名	名	名	

受講希望人数を記入して下さい。

◆参加者一覧の送付方法等について、後ほど企業ご担当者様に、センターよりご連絡差し上げます。

### ■個人申込

フリガナ 氏名		薬剤師 登録番号						
住 所	(〒 - )							
所属店名		店舗所在 都道府県	都道 府県					
連絡先TEL		連絡先 F A X						
連絡先 E-mail								
開催日	地 区	会 場	希望講座(○印をつける)					
			I 研修	II 研修	III 研修			
月 日								

個人申込の方は、必ず所属先の都道府県をご記入下さい。

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先：日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>

電話 045-478-5453 Email : support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

# (一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		<b>3,790円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>	

## 中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F  
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター  
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店  
 (口座番号) 普通口座 0845665  
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会  
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

## 【中途加入保険料表】2021年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



**seriousfun camp**  
founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



**ドラッグストア** は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています



一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会  
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)  
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569  
e-mail:sec@jacds.gr.jp



**solaputi kids' camp** 公益財団法人 **そらぷちキッズキャンプ**  
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>  
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211  
e-mail:info@solaputi.jp



## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

### 【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する周知について】

対象地域ならびに期間の追加・変更等の頻発に伴い、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出展企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

### 【厚生労働省】

#### 1. 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示の一部改正について(通知)

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(5月12日) 宮城県

「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」の改正についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁8ページ分あり】

#### 2. 一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について(通知)

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(5月13日) 福島県、神奈川県

後頁の資料ならびに別添一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

別添部分は 756 ページと膨大なため、PMDA のサイトから確認をお願いします

<https://www.pmda.go.jp/files/000240698.pdf>

#### 3. 特例承認に係る医薬品に関する特例について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(5月21日) 埼玉県、千葉県、横浜市

新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種を迅速に行うための特例承認についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

#### 4. コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(COVID-19 ワクチンモデルナ筋注)の使用に当たっての留意事項について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(5月21日) 埼玉県、千葉県、横浜市

COVID-19 ワクチンモデルナ筋注の使用に当たっての留意事項についての周知です。後頁の資料に目を通していただき、予防接種に協力する薬剤師、関係者への周知徹底をお願いします。

【資料:後頁6ページ分あり】

#### 5. コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(バキスゼブリア筋注)の使用に当たっての留意事項について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(5月21日) 埼玉県、千葉県、横浜市

バキスゼブリア筋注の使用に当たっての留意事項についての周知です。後頁の資料に目を通していただき、予防接種に協力する薬剤師、関係者への周知徹底をお願いします。【資料:後頁6ページ分あり】

**6. マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について(依頼)** —医薬・生活衛生局総務課(5月28日)

マイナンバーカードの健康保険証利用は現在プレ運用中であり、10月までに本格運用を開始する予定です。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲でご協力いただきますようお願いいたします

【資料:後頁19ページ分あり】

**7. 要指導医薬品として指定された医薬品について**

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(5月31日) 東京都、神奈川県、横浜市、新潟県、富山県、京都市、広島県

ハップフォーレディユリレスならびにナシビンメディの指定に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。【資料:後頁2ページ分あり】

**8. 「医療機器の販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守に関するガイドライン」について**

—医薬・生活衛生局長(6月1日) 宮城県、埼玉県、神奈川県、横浜市、富山県、岐阜県、広島県

改正薬機法関連法規改正の8月1日施行に伴う法令遵守体制の整備等の義務付けに関する周知です。後頁の資料に目を通していただき適切に対応いただきますよう、よろしくお願ひします。

【資料:後頁18ページ分あり】

**9. 「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(COVID-19 ワクチンモデルナ筋注)の使用に当たっての留意事項について」の補遺について(通知)**

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(6月2日) 埼玉県、横浜市

接種対象者、保存方法などの追加についての周知です。後頁の資料に目を通していただき、予防接種に協力する薬剤師、関係者への周知徹底をお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

**10. 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」の改定について**

—医政局医事課(6月4日) 宮城県、埼玉県、横浜市、岐阜県、京都市

Q&A にQ6-1とQ6-2が新設されました。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。【資料:後頁7ページ分あり】

**11. 第十八改正日本薬局方の制定等について** —医薬・生活衛生局長(6月7日) 横浜市

薬局方の全部改正についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。

【資料:後頁32ページ分あり】

**12. 傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について**

—医薬・生活衛生局総務課(6月14日) 宮城県、埼玉県、横浜市、静岡市、岐阜県

8月1日より施行される専門医療機関連携薬局制度の認定にあたっての認定団体についての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。【資料:後頁3ページ分あり】

**【経済産業省】****13. 夏季の省エネルギーの取組について** —省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

夏季(6~9月)における省エネの取り組みについての周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。【資料:後頁27ページ分あり】

**14. 障害者差別解消法に関する研修会の動画公開について** 消費・流通政策課—(6月1日)

令和3年5月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の更なる普及啓発と適切な運用のために開催された、オンライン研修会の周知です。以下の URL よりご視聴いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○経済産業省 HP「障害者差別解消法に関するオンライン研修会」概要

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/kenshu.html>

○METI チャンネル「障害者差別解消法オンライン研修会動画」

<https://www.youtube.com/watch?v=-s0cwQWnobk&feature=youtu.be>

**15. ドラッグストア販売統計月報について** —経済産業省(3月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の3月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁13ページ分あり】

**【消費者庁】****16. 「子どもの歯磨き中の喉突き事故」注意喚起について** —消費者安全課(6月3日)

「子どもの歯磨き中の喉突き事故」注意喚起についてホームページに公開しています。以下の URL をご確認ください、目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_050/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_050/)

**【団体】****17. PMDA メディナビの利活用状況等に関する調査結果の公表について**

—独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(6月7日)

PMDA メディナビの利活用状況等に関する調査について結果公表の案内がありました。以下の URL をご確認ください、目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

PMDA メディナビの活用状況等に関する調査

<https://www.pmda.go.jp/safety/surveillance-analysis/0048.html>

**18. 令和2年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書の公表について**

—(一財)食品産業センター(6月1日)

優越的地位の濫用の防止、独占禁止法の遵守のために毎年調査が行われています。後ページ資料ならびに URL をご確認ください、目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁1ページ分あり】

<https://www.shokusan.or.jp/news/4519/>

**19. 免税店での免税購入者への説明事項を記載した POP について** —全国免税店協会(6月9日)

免税店では転売と疑われるような免税購入が目立っており、店頭で免税購入者への説明に困っているとの声を受け POP を作成したとのことです。後ページ資料をご確認いただき、免税店舗でご活用ください。【資料:後頁1ページ分あり】

薬生監麻発 0512 第 1 号  
令和 3 年 5 月 12 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「46 通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生監麻発 0331 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

### 記

#### 1 改正の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質（原材料）（※）について、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添 1 「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添 1 「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添 2 「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

※企業等が輸入又は製造して販売しようとする物に含有されている成分及びいわゆる健康食品の買上調査において検出された成分。

## 2 改正の概要

(1) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの他名等を「Cervus nippon, Cervus elaphus, Cervus canadensis 又はその他同属動物(Cervidae)」へ変更した。

### ○動物由来物等

- ・ロクジョウ (Cervus nippon, Cervus elaphus, Cervus canadensis 又はその他同属動物(Cervidae))

(2) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

### ○植物由来物等

- ・ガルシニアインディカ
- ・キバナオランダセンニチ

### ○その他（化学物質等）

- ・ジオスゲニン
- ・テアクリン

(3) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの部位等に「地上部」を追加した。

### ○植物由来物等

- ・ゴマ（種子・種子油・地上部・根）

## 「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の一部改正について

令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の一部を次のように改正します。

第1 別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の2. 動物由来物等の表ロクジョウの項を次のように改める。

ロクジョウ	<u>Cervus nippon</u> , <u>Cervus elaphus</u> , <u>Cervus canadensis</u> 又はその他同属動物 ( <u>Cervidae</u> )	雄の幼角	
-------	---	------	--

第2 別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の1. 植物由来物等（以下、「別添2の1」という。）の表カルケツハの項の次に次の項を加える。

ガルシニアインディカ	インドマンゴスチン/コバナマ ンゴスチン/Kokum	果皮	
------------	-------------------------------	----	--

別添2の1の表キバナアザミの項の次に次の項を加える。

キバナオランダセン ニチ		葉・花・茎 葉	
-----------------	--	------------	--

別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の3. その他（化学物質等）（以下、「別添2の3」という。）の表サポニンの項の次に次の項を加える。

ジオスゲニン	Diosgenin/(3 $\beta$ , 25R)- spirost-5-en-3-ol		非配糖体に限る
--------	---	--	---------

別添2の3の表チロシンの項の次に次の項を加える。

テアクリン	Theacrine/1, 3, 7, 9- Tetramethyluric acid		
-------	---	--	--

別添2の1の表ゴマの項を次のように改める。

ゴマ	ゴマ油	種子・種子 油・ <u>地上</u> <u>部</u> ・根	
----	-----	--------------------------------------	--

(別添1)

○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト

1. 植物由来物等

(例)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アラビアチャノキ		葉	
アルニカ		全草	
アロエ	キュラソー・アロエ/ケーブ・アロエ	葉の液汁	根・葉肉は「非医」、キダチアロエの葉は「非医」
イチイ	アララギ	枝・心材・葉	果実は「非医」
イヌサフラン		種子	
イリス		根茎	
イレイセン	シナボタンヅル	根・根茎	葉は「非医」
インチンコウ	カワラヨモギ	花穂・帯花全草	
インドサルサ		根	
インドジャボク属	インドジャボク/ラウオルフィア	根・根茎	
インヨウカク	イカリソウ	全草	
ウィザニア	アシュワガンダ	全草	
ウマノスズクサ属		全草	
ウヤク	テンダイウヤク	根	葉・実は「非医」
ウワウルシ	クマコケモモ	葉	
ウンカロアポ		根	
エイジツ	ノイバラ	果実・偽果	
エニシダ		枝・葉	花は「非医」
エンゴサク	エゾエンゴサク	塊茎	
エンジュ	カイカ/カイカク	花・花蕾・果実	葉・サヤは「非医」
エンペリア		果実	
オウカコウ	クソニンジン	帯果・帯花枝葉	
オウカシ		根・葉	
オウカボ	キンゴジカ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	根	茎・葉は「非医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	根	茎・葉は「非医」
オウバク	キハダ	樹皮	葉・実は「非医」
オウヒ	ヤマザクラ	樹皮	
オウレン	キクバオウレン	根茎・ひげ根	葉は「非医」
オシダ		根茎・葉基	
オノニス		根・根茎	
オモト		根茎	
オンジ	イトヒメハギ	根	
カイコウズ		全草	
カイソウ<海葱>属		鱗茎	カイソウ<海藻>の全藻は「非医」
カイトウヒ		樹皮	
カクコウ	Incarvillea sinensis	全草	
カゴソウ	ウツボグサ	全草	
カシ	ミロバラン	果実	
カシュウ	ツルドクダミ	塊根	茎・葉は「非医」
カスカラサグラダ		樹皮	
カッコウ	パチョリ	地上部	
カクコン	クズ	根	種子・葉・花・クズ澱粉は「非医」
カシヤ・アウリキュラータ	ミミセンナ/Cassia auriculata	樹皮	
カバ	カバカバ/シャカオ	全草	kawakawaは「医」
カラバル豆		豆	
カロコン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	根	果実・種子は「非医」
カロライナジャスミン		全草	
kawakawa	Macropiper excelsum	全草	カバは「医」
カワミドリ		地上部	
カワラタケ		菌糸体	子実体は「非医」
カンショウコウ		根	
カントウカ	フキタンポポ	花蕾	葉・幼若花茎は「非医」
カンレンボク	キジュ	全草	
キササゲ	シジツ/トウキササゲ	果実	
キナ	アカキナノキ	根皮・樹皮	
キョウカツ		根・根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
キョウニン	アンズ/クキョウニン/ホンアン	種子	カンキョウニンは「非医」
キンリュウカ属	ストロファンツス/Strophanthus属	種子・木部	
グアシャトンガ		葉	
クジン	クララ	根	
クスノハガシワ		樹皮	
クジチョウ		全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	種子	果実は「非医」
グリフォニア・シンプリシフォリア		種子	
クロウメモドキ属	ソリシ/Rhamnus属	果実	
ケイガイ		全草	
ケイコツソウ		全草	
ケン		全草(発芽防止処理された種子・種子油は除く)	発芽防止処理された種子・種子油は「非医」
ケファエリス属	トコン/Cephaelis属	根	
ケンゴシ	アサガオ	種子	葉・花は「非医」
ゲンジン	ゴマノハグサ	根	
ゲンチアナ		根・根茎	花は「非医」
ゲンノショウコ		地上部	
コウブシ	サソウ/ハマスゲ	根茎	
コウブン	コマントウ	全草	
コウボク	ホウノキ	樹皮	
コウホン		根・根茎	
コオウレン	Picrorhiza kurrooa/Picrorhiza scrophulariaeflora	茎・根茎	
ゴールドデンシール	カナダヒドラスチス	根茎	
コケモモヨウ	コケモモ	葉	果実は「非医」
ゴシツ	イノコヅチ/ヒナタイノコヅチ	根	
ゴシュユ	ホンゴシュユ	果実	
ゴジョウコン	イタドリ	根茎	若芽は「非医」
ゴボウシ	ゴボウ	果実	根・葉は「非医」
ゴミシ	チョウセンゴミシ	果実	
コロシントウリ		果実	
コロンボ		根	
コンズランゴ		樹皮	
コンドデンドロン属	コンドデロデンドロン属/バリエラ/パレイラ根	樹皮・根	
コンミフォラ属	アラビアモツヤク/モツヤク/モツヤクジュ/ミルラ/Commiphora属	全木(ガムグゲルの樹脂を除く)	ガムグゲル(Commiphora mukul)の樹脂は「非医」
サイコ	ミシマサイコ	根	葉は「非医」
サイシン	ウスバサイシン/ケイリンサイシン	全草	
サビナ		枝葉・球果	
サルカケミカン		茎	
サワギキョウ		全草	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	塊茎・根茎	葉は「非医」、サンキライ以外のシオダ属の葉・根は「非医」
サンズコン		根・根茎	
ジオウ	アカヤジオウ/カイケイジオウ	茎・根	
シオン		根・根茎	
ジギタリス属	Digitalis属	葉	
シキミ	ハナノキ	実	
ジコッピ	クコ	根皮	果実・葉は「非医」
シコン	ムラサキ	根	
シッサス・クアドラングラリス	ヒスイカク	全草	
シツリシ	ハマビシ	果実	
シマハスノハカズラ	フンボウイ/Stephania tetrandia	茎・茎根	
シャクヤク		根	花は「非医」
ジャショウ	オカゼリ	果実・茎・葉	果実はジャショウシともいう
シュクシャ	シャジン<砂仁>/シュクシャミツ	種子の塊・成熟果実	シャジン<沙参>の根は「非医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ショウブコン	カラムスコン/ショウブ	根茎	
ショウボクヒ	クヌギ/ボクソク	樹皮	
ショウマ	サラシナショウマ	根茎	アカショウマの根は「非医」
ショウリク	ヤマゴボウ/ Phytolacca esculenta	根	ヤマゴボウ (Cirsium dipsacolepis) の根は「非医」
シンイ	コブシ/タムシバ	花蕾	
ジンコウ		材・樹脂	
スイサイ	ミツガシワ	葉	
スカルキャップ		根	根以外は「非医」
スズラン		全草	
セイコウ	カワラニンジン	帯果・帯花枝葉	
セイヨウトチノキ		種子	樹皮・葉・花・芽は「非医」、トチ ノキの種子は「非医」
セイヨウヤドリギ	ソウキセイ/ヤドリギ	枝葉梢・茎・葉	
セキサシ	ヒガンバナ/マンジュシヤゲ	鱗茎	
セキショウコン	セキショウ	根茎	茎は「非医」
セキナンヨウ	オオカナメモチ/シャクナゲ	葉	
セネガ	ヒロハセネガ	根	
センキュウ		根茎	葉は「非医」
ゼンコ		根	
センコツ	コウホネ	根茎	茎は「非医」
センソウ<茜草>	アカネ/アカミノアカネ/セイソ ウ	根	センソウ<仙草>の全草は「非 医」
センダン	クレンシ/クレンピ/トキワセン ダン/Melia azedarach	果実・樹皮	葉は「非医」、トウセンダン (Melia toosendan) の果実・樹皮
センナ	アレキサンドリア・センナ/チン ネベリ・センナ	果実・小葉・葉柄・葉軸	茎は「非医」
センブクカ	オグルマ	花	
センブリ	トウヤク	全草	
ソウカ		果実	
ソウシシ	トウアズキ	種子	
ソウジシ	オナモミ	果実	
ソウジュツ	ホソバオケラ	根茎	
ソウハクヒ	クワ/マグワ	根皮	葉・花・実(集合果)は「非医」
ソテツ		種子	
ソボク	スオウ	心材	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ	根茎	葉は「非医」
ダイフクヒ	ビンロウ/ビンロウジ	果皮・種子	
タクシャ	サジオモダカ	塊茎	
ダミアナ		葉	
タユヤ		根	
タンジン		根	葉は「非医」
チクジョ		稗の内層	
チクセツニンジン	トチバニンジン	根茎	
チノスポラ・コルディフォ リア	Tinospora cordifolia	全草	
チモ	ハナスゲ	根茎	
チョウセンアサガオ属	チョウセンアサガオ	種子・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/トウカギカズラ	とげ	葉は「非医」
チョレイ	チョレイマイタケ	菌核	
デンドロビウム属	セッコク/ホンセッコク /Dendrobium属	茎	
テンナンショウ		塊茎	
テンマ	オニノヤガラ	塊茎	
テンモンドウ	クサスギカズラ	根	種子・葉・花は「非医」
トウガシ	トウガ	種子	果実は「非医」
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	根	葉は「非医」
トウジン	ヒカゲノツルニンジン	根	
トウシンソウ	イ/イグサ/Juncus effusus	全草	地上部の熱水抽出(100℃8分 以上又は同等以上の方法)後 の残渣は「非医」
トウセンダン	クレンシ/クレンピ/センレンシ /Melia toosendan	果実・樹皮	センダン(Melia azedarach) の果 実・樹皮は「医」、センダン (Melia azedarach) の葉は「非医」
トウニン		種子	葉・花は「非医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
トウリョウソウ		全草	
ドクカツ	ウド/ドクカツ/ <i>Aralia cordata</i>	根茎	軟化茎は「非医」、シシウド ( <i>Angelica pubescens</i> / <i>Angelica bisserata</i> )の根茎・軟化茎は「非医」
トシシ	ネナシカズラ/マメダオシ	種子	
トチュウ		樹皮	果実・葉・葉柄・木部は「非医」
ドモッコウ	オオグルマ	根	
トリカブト属	トリカブト/ブシ/ヤマトリカブト	塊根	
ナンテンジツ	シロミナンテン/ナンテン	果実	
ニガキ		木部(樹皮除く)	
ニチニチソウ		全草	
バイケイソウ属	コバイケイソウ/シュロソウ/バイケイソウ	全草	
バイモ	アミガサユリ	鱗茎	
ハクシジン		種子	
ハクセンピ		根皮	
ハクトウオウ		茎・葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	樹皮・葉	心材は「非医」
バクモンドウ	コヤブラン/ジャノヒゲ/ヤブラン/リュウノヒゲ	根の膨大部	
ハゲキテン		根	
ハシリドコロ属	ハシリドコロ/ロート根	根	
ハズ		種子	
ハナビシソウ		全草	
ハルマラ		全草・種子	
ハンゲ	カラスビシャク	塊茎	
ヒマシ油	トウゴマ/ヒマ	種子油	
ビャクシ	ヨロイグサ	根	
ビャクジュツ	オオバナオケラ/オケラ	根茎	
ビャクダン		心材・油	
ビャクブ		肥大根	
ヒュウガトウキ	<i>Angelica furcijuga</i>	根	
ヒヨス属	ヒヨス	種子・葉	
ヒヨドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		根	地上部は「非医」
フクジュソウ属	ガンジツソウ/ <i>Adonis</i> 属	全草	
フクシンボク		菌核に含まれる根	
フクボンシ	ゴショイチゴ	未成熟集果	
フクリョウ	マツホド	菌核	
フジコブ	フジ	フジコブ菌が寄生し生じた瘤	茎(フジコブ菌が寄生し生じた瘤以外)は「非医」
フタバアオイ		全草	
フ랑格拉皮	セイヨウイソノキ	樹皮	
ヘパティカ・ノビリス	ミスミンソウ/ユキワリソウ/ <i>Hepatica nobilis</i>	全草	
ヘラオモダカ		塊茎	
ベラドンナ属	ベラドンナ	根	
ボウイ	オオツツラフジ	根茎・つる性の茎	
ボウコン	チガヤ/ビャクボウコン	根茎	
ホウセンカ		種子	種子以外は「非医」
ホウビソウ	イノモトソウ	全草	
ボウフウ		根・根茎	
ホオウ	ガマ/ヒメガマ	花粉	花粉以外は「非医」、ガマ・ヒメガマ以外の花粉は「非医」
ホオズキ属	サンショウコン/ <i>Physalis</i> 属	根	食用ホオズキの果実は「非医」
ボスウェリア属	ニュウコウ/ <i>Boswellia</i> 属	全木(ボスウェリア・セラータの樹脂を除く)	ボスウェリア・セラータ( <i>Boswellia serrata</i> )の樹脂は「非医」
ボタンピ	ボタン	根皮	葉・花は「非医」
ポテンティラ・アンセリナ	トウツルキンバイ/ケツマ/ <i>Potentilla anserina</i>	全草	
ポドフィルム属	ヒマラヤハッカクレン/ <i>Podophyllum</i> 属	根・根茎	
マオウ		地上茎	
マクリ		全藻	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
マシニン	アサ	発芽防止処理されていない種子	発芽防止処理されている種子は「非医」
マチン属	ホミカ/マチンシ	種子	
マルバタバコ	アステカタバコ	葉	
マンケイシ	ハマゴウ	果実	
マンドラゴラ属	マンドラゴラ	根	
ミゾカクシ		全草	
ミツモウカ		花	
ムイラブアマ		根	根以外は「非医」
モウオウレン		ひげ根	
モクヅク	トクサ	全草	
モクツウ	アケビ/ツウソウ	つる性の茎	実は「非医」
モクベツシ	ナンバンキカラスウリ/モクベツシ	種子	
モッコウ		根	
ヤクチ		果実	
ヤクモソウ	メハジキ	全草	
ヤボランジ		葉	
ヤラツパ		脂・根	
ユキノハナ属	オオユキノハナ/ユキノハナ	鱗茎	
ヨヒンベ		樹皮	
ラタニア		根	
ランソウ	フジバカマ	全草	
リュウタン	トウ lindou/ lindou	根・根茎	
リョウキョウ		根茎	
ルリヒエンソウ	ラークスパー	全草	
レンギョウ	連翹	果実	葉は「非医」
ロウハクカ		樹皮・花	
ロコン	ヨシ	根茎	根茎以外は「非医」
ロベリアソウ		全草	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。



薬食安発 0327 第 1 号  
薬食審査発 0327 第 1 号  
平成 25 年 3 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬食品局審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

一般用医薬品のうち、一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意については、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 7 号・薬食審査発 1014 第 8 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知により示しましたが、この度、下記のとおり一部改正し、別添のとおりとしましたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

平成 24 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により一般用漢方製剤承認基準を改正し、新たに 31 処方の承認基準を定めたことをふまえ、これらの処方にかかる使用上の注意を定めたこと。なお、これに合わせて、平成 24 年 1 月 10 日付け薬食安発 0110 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、大建中湯（一般用医薬品）の使用上の注意を改訂したこと、及び平成 25 年 1 月 8 日付け薬食安発 0108 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、竜胆瀉肝湯（一般用医薬品）の使用上の注意を改訂したこと等を反映して、所要の改正を行うものであること。

## 2. 主な改正内容

- (1) 一般用漢方製剤承認基準に新たに追加された下表に示す31処方にかかる使用上の注意を新たに定めたこと。

	処方名
1	烏苓通気散
2	加減涼膈散（浅田）
3	加減涼膈散（龔廷賢）
4	栝楼薤白白酒湯
5	栝楼薤白湯
6	甘草附子湯
7	外台四物湯加味
8	柴葛解肌湯
9	柴葛湯加川芎辛夷
10	柴梗半夏湯
11	柴胡枳桔湯
12	梔子豉湯
13	梔子柏皮湯
14	神仙太乙膏
15	洗肝明目湯
16	喘四君子湯
17	大黄附子湯
18	大防風湯
19	八味疝氣方
20	半夏散及湯
21	白朮附子湯
22	茯苓杏仁甘草湯
23	附子粳米湯
24	扶脾生脈散
25	補陽還五湯
26	奔豚湯（金匱要略）
27	奔豚湯（肘后方）
28	木防已湯
29	薏苡附子敗醬散
30	苓甘姜味辛夏仁湯
31	苓桂味甘湯

- (2) 大建中湯及び竜胆瀉肝湯の「相談すること」の項の2の重篤な症状に、間質性肺炎にかかる記載を追記したこと。
- (3) 医療用医薬品のブシを含有する漢方製剤の添付文書との記載の整合を図り、ブシを含有する下表に示す漢方製剤の「相談すること」の項の「服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること」の関係部位欄の「その他」の症状欄に、ブシに関する症状として「口唇・舌のしびれ」を記載することとしたこと。

既に通知している263処方中の ブシ含有漢方製剤の処方名	今回新たに定めた31処方中の ブシ含有漢方製剤の処方名
越婢加朮附湯	甘草附子湯
解急蜀椒湯	大黄附子湯
桂枝越婢湯	大防風湯
桂枝二越婢一湯加朮附	白朮附子湯
桂姜棗草黄辛附湯	附子粳米湯
桂枝加朮附湯	薏苡附子敗醬散
桂枝加苓朮附湯	
桂枝芍薬知母湯	
四逆湯	
四逆加人参湯	
芍薬甘草附子湯	
真武湯	
小續命湯	
当帰芍薬散加附子	
附子理中湯	
八味地黄丸	
牛車腎気丸	
茯苓四逆湯	
麻黄附子細辛湯	

- (4) その他、既に通知している263処方の一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意について、秦艽羌活湯の名称を秦艽羌活湯に、神秘湯の【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】の項「3.」を「2.」に、越婢加朮湯の「相談すること」の項の2中「1ヵ月間位」を「1ヵ月位」に改める等、所要の記載の整備を行ったこと。

以上

薬生薬審発0521第1号  
薬生安発0521第1号  
薬生監麻発0521第1号  
令和3年5月21日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
市町村  
衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公 印 省 略）

### 特例承認に係る医薬品に関する特例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「政令」という。）第75条第2項及び第3項の規定により緊急に使用される必要があるため、その直接の容器等に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第44条第2項の規定による記載等を行ういとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品に、コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルス）を指定する告示（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第207号））が本日告示され、同日付けで適用されました。

それに伴い、コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルス）については、下記のとおり特例承認に係る医薬品に関する特例が適用されますので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るよう、お願いいたします。

## 記

### 特例承認に係る医薬品に関する特例について

(1) 政令第75条第2項関係

法第44条第2項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(2) 政令第75条第3項関係

法第50条及び第68条の17中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(3) 政令第75条第4項関係

法第68条の19において読み替えて準用する法第51条の規定は、適用しない。

(4) 政令第75条第5項関係

法第52条第1項中「記載されていなければ」とあるのは「記載され、かつ、これに添付する文書及びその容器又は被包に、第14条の3第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第14条又は第19条の2の承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより記載されていなければ」とする。

(5) 政令第75条第6項関係

法第52条の2の規定は、適用しない。

(6) 政令第75条第7項関係

法第54条中「内袋を含む」とあるのは「内袋を含む。以下この条において同じ」と、「次に掲げる事項が記載されてはならない」とあるのは「第1号及び第3号に掲げる事項並びに第14条の3第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）、第23条の2の8第1項（第23条の2の20第1項において準用する場合を含む。）又は第23条の28第1項（第23条の40第1項において準用する場合を含む。）の規定による第14条、第19条の2、第23条の2の5、第23条の2の17、第23条の25又は第23条の37の承認に係る当該医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の用途以外の用途が記載されてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第75条第2項、第3項、第10項若しくは第12項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品又はこれらの容器若しくは被包（直接の容器又は直接の被包が包装されている場合における外部の容器又は外部の被包を除く。）になされた外国語の記載については、この限りでない」とする。

(7) 政令第75条第8項関係

法第68条の19において読み替えて準用する法第55条第1項中「第51条若しくは第53条」とあるのは「第53条」とする。

(8) 政令第75条第9項関係

法第56条中「次の各号」とあるのは「第6号から第8号まで」とする。

(9) 政令第75条第14項関係

法第68条の20の規定は、適用しない。

薬生薬審発0521第5号  
薬生安発0521第5号  
令和3年5月21日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）の使用に当たっての留意事項について

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注。以下「本剤」という。）については、本日、「SARS-CoV-2 による感染症の予防」を効能又は効果として特例承認したところです。

特例承認とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の3第1項の規定に基づき、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品として特例的に承認する制度です。本剤は、新型コロナウイルス感染症の予防に対する有効性を期待して承認されるものですが、本邦における安全性等に係る情報が限られているため、特に本剤を接種したときのデータが集積されるまでの間は、本剤を用いる医療機関及び医師においては特別の配慮をお願いします。

本剤の使用に当たっては、具体的な留意事項として下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

## 記

### 1. 本剤の位置づけについて

本剤は、以下のとおり医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき承認された特例承認品目であること。通常同法第 14 条第 1 項に基づく承認とは手続きが異なるため、その取扱いに当たっては、特段のご注意とご配慮をお願いしたい。

#### (関係条文)

第 14 条の 3 第 14 条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第 2 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

- 一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
- 二 その用途に関し、外国（医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること。

### 2. 本剤の承認条件等について

(1) 本剤は、承認に当たり、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づき、承認を受けた者に対して医薬品医療機器等法施行令第 28 条第 3 項各号に掲げる以下の義務を課すこととしたこと。

#### 1) 第 1 号関係

本剤は、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき承認された特例承認品目であり、製造販売後も引き続き品質に係る情報を収集し、必要な対応を行うこと。

#### 2) 第 2 号関係

本剤の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を知ったときは、速やかに報告すること。

#### 3) 第 3 号関係

本剤が特例承認を受けたものであること及び当該承認の趣旨が、本剤を使用する医療関係者に理解され、適切に被接種者又は代諾者に説明できるように必要な措置を講ずること。

4) 第4号関係

本剤の販売数量又は授与数量を必要に応じて報告すること

(2) 本剤の承認に当たり医薬品医療機器等法第79条第1項の規定に基づき、以下の条件を付したこと。

- 1) 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
- 2) 現時点での知見が限られていることから、製造販売後、副反応情報等の本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。その際、国が実施する健康調査等により得られた情報についても適切に反映すること。
- 3) 現在国内外で実施中又は計画中の臨床試験の成績が得られた際には、速やかに当該成績を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出するとともに、本剤の有効性及び安全性に係る最新の情報を、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう必要な措置を講じること。また、国が行う本剤の有効性及び安全性に係る情報の発信について、適切に協力すること。
- 4) 本剤は、医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定に基づき承認された特例承認品目であり、製造販売後も引き続き品質に係る情報を収集し、必要な対応を行うこと。
- 5) 本剤の接種に際し、本剤の有効性及び安全性については今後も情報が集積されることを踏まえ、あらかじめ被接種者又は代諾者に最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明され、予診票等で文書による同意を得てから接種されるよう、医師に対して適切に説明すること。
- 6) 医薬品医療機器等法施行規則第41条に基づく資料の提出の猶予期間は、承認取得から起算して8カ月とする。上記に基づいて提出された資料等により、承認事項を変更する必要が認められた場合には、医薬品医療機器等法第74条の2第3項に基づき承認事項の変更を命ずることがあること。

(3) 本剤は、医薬品医療機器等法第14条の3第1項に基づく承認であるため、同法第75条の3の規定により、同法第14条の3第1項各号のいずれかに該当しなくなると認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認められるときは、これらの承認を取り消すことがあること。

3. 本剤の効能又は効果について

本剤の効能又は効果は「SARS-CoV-2 による感染症の予防」である。

#### 4. 本剤の適正使用について

- (1) 本剤は「予防接種実施規則」及び「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」に準拠して使用すること。
- (2) 本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者等は、予防接種を受けることが適当でないこと。

#### (本剤成分)

- ・CX-024414\* (有効成分)
- ・ヘプタデカン-9-イル 8-((2-ヒドロキシエチル) (6-オキソ-6-(ウンデシルオキシ)ヘキシル)アミノ)オクタン酸エステル
- ・コレステロール
- ・1,2-ジステアロイル-sn -グリセロ-3-ホスホコリン
- ・1,2-ジミリストイル-rac -グリセロ-3-メチルポリオキシエチレン (PEG2000-DMG)
- ・トロメタモール
- ・トロメタモール塩酸塩
- ・氷酢酸
- ・酢酸ナトリウム水和物
- ・精製白糖

\* 融合前構造に安定化した SARS-CoV-2 ウイルスのスパイクタンパク質をコードする一本鎖 RNA

- (3) 本剤は2回接種により効果が確認されていることから、他の SARS-CoV-2 に対するワクチンと混同することなく2回接種するよう注意すること。
- (4) ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるため、接種前に過敏症の既往歴等に関する問診を十分に行い、接種後一定時間、被接種者の状態を観察することが望ましい。また、本剤の初回接種でショック、アナフィラキシーが発現したことがある者には、本剤2回目の接種は行わないこと。
- (5) ワクチン接種直後又は接種後に注射による心因性反応を含む血管迷走神経反射として失神があらわれることがある。失神による転倒を避けるため、接種後一定時間は座らせるなどした上で、被接種者の状態を観察することが望ましい。
- (6) 妊婦又は妊娠している可能性のある女性には、予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。
- (7) 予防接種上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること。本剤及び本剤に対する抗体のヒト乳汁中への移行は不明である。
- (8) 18歳未満を対象とした臨床試験は実施していない。

(9) 本剤は現在本邦で流通している皮下に注射することとされているインフルエンザワクチン等と異なり、筋肉内に接種することとされていることから、これらの違いについて十分に留意した上で接種を行うこと。

(10) その他、添付文書に記載されている接種上の注意事項等について、十分に留意すること。

#### 5. 本剤の製造販売後調査等への協力依頼について

本剤には承認条件として、製造販売後に本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集することが課せられている。本剤については現時点での知見が限られており、安全性等に関するデータを特に重点的に収集する必要があることから、本剤を投与する医療機関におかれては、迅速なデータ提供にご協力いただきたい。

#### 6. 本剤に係る副反応疑い報告の速やかな実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、臨時の予防接種を受けた者が、厚生労働大臣が定める症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務付けられている。ついては、本剤の接種にあたって、医師等が「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知）別紙様式1の報告基準に該当する症状を診断した場合には、同通知別紙様式1又は様式2（予防接種後副反応疑い報告書入力アプリの場合）を使用の上、以下の報告受付サイト又はFAXにより、速やかにPMDAへ報告すること。なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の副反応疑い報告については、その他のワクチンとは異なる専用のFAX番号（0120-011-126）を設定しているためご注意ください。また、FAX様式での別紙様式1は2枚組の様式となっている。FAXにてPMDAへ報告する場合は、必ず報告基準を含め2ページ目まで送信すること。

収集した報告については、ワクチンの安全性評価の基礎資料として活用するため、報告に際しては、接種された新型コロナワクチンの製品名及び製造販売業者名、医学的に認められている症状名、接種前後の状況や経過、新型コロナワクチンの副反応であると疑った理由などの必要情報について、漏れることなく記入すること。特に、製品名及び製造販売業者名については、製品別の安全性評価を行うために必要不可欠な情報であるため、必ず記入すること。また、新型コロナワクチン接種後の死亡事例報告を行う場合は、上記に加え、想定される死因及び死因と判断した根拠（検査結果含む。）も記載すること。

接種会場から医療機関に患者を搬送した場合など、複数の医師・医療機関が症状の発生を知った場合も想定されるが、関係医療機関間で連携し、いずれかの医

師等から、必要情報を漏れることなく報告すること。

当該報告内容について製造販売業者又は PMDA が詳細調査を行う場合があるため、報告を行った医療機関におかれては、製造販売業者等が実施する詳細調査へご協力いただきたい。

以下の厚生労働省ウェブサイト上にて当該報告に係る方法・様式等を示しているため、参照の上、副反応疑い報告を行うこと。

**【参考】**

- 医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_hukuhannou\\_youshikietc.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou_youshikietc.html)

- 副反応疑い報告 報告受付サイト（PMDA ウェブサイト）

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

※タブレット PC からの報告も可。





薬生薬審発0521第9号  
薬生安発0521第9号  
令和3年5月21日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（バキスゼブリア筋注）の使用に当たっての留意事項について

コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（販売名：バキスゼブリア筋注。以下「本剤」という。）については、本日、「SARS-CoV-2 による感染症の予防」を効能又は効果として特例承認したところです。

特例承認とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の3第1項の規定に基づき、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品として特例的に承認する制度です。本剤は、新型コロナウイルス感染症の予防に対する有効性を期待して承認されるものですが、本邦における安全性等に係る情報が限られているため、特に本剤を接種したときのデータが集積されるまでの間は、本剤を用いる医療機関及び医師においては特別の配慮をお願いします。

本剤の使用に当たっては、具体的な留意事項として下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

## 記

### 1. 本剤の位置づけについて

本剤は、以下のとおり医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき承認された特例承認品目であること。通常の特例承認品目に基づく承認とは手続きが異なるため、その取扱いに当たっては、特段のご注意とご配慮をお願いしたい。

#### (関係条文)

第 14 条の 3 第 14 条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第 2 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

- 一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
- 二 その用途に関し、外国（医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること。

### 2. 本剤の承認条件等について

(1) 本剤は、承認に当たり、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づき、承認を受けた者に対して医薬品医療機器等法施行令第 28 条第 3 項各号に掲げる以下の義務を課すこととしたこと。

#### 1) 第 1 号関係

本剤は、医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき承認された特例承認品目であり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集し、報告すること。

#### 2) 第 2 号関係

本剤の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を知ったときは、速やかに報告すること。

#### 3) 第 3 号関係

本剤が特例承認を受けたものであること及び当該承認の趣旨が、本剤を使用する医療関係者に理解され、適切に被接種者又は代諾者に説明で

きるために必要な措置を講じること。

4) 第4号関係

本剤の販売数量又は授与数量を必要に応じて報告すること

(2) 本剤の承認に当たり医薬品医療機器等法第79条第1項の規定に基づき、以下の条件を付したこと。

- 1) 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
- 2) 現時点での知見が限られていることから、製造販売後、副反応情報等の本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。その際、国が実施する健康調査等により得られた情報についても適切に反映すること。
- 3) 現在国内外で実施中又は計画中の臨床試験の成績が得られた際には、速やかに当該成績を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出するとともに、本剤の有効性及び安全性に係る最新の情報を、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう必要な措置を講じること。また、国が行う本剤の有効性及び安全性に係る情報の発信について、適切に協力すること。
- 4) 本剤は、医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定に基づき承認された特例承認品目であり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集し、報告すること。
- 5) 本剤の接種に際し、本剤の有効性及び安全性については今後も情報が集積されることを踏まえ、あらかじめ被接種者又は代諾者に最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明され、予診票等で文書による同意を得てから接種されるよう、医師に対して適切に説明すること。
- 6) 医薬品医療機器等法施行規則第41条に基づく資料の提出の猶予期間は、承認取得から起算して6カ月とする。上記に基づいて提出された資料等により、承認事項を変更する必要が認められた場合には、医薬品医療機器等法第74条の2第3項に基づき承認事項の変更を命ずることがあること。

(3) 本剤は、医薬品医療機器等法第14条の3第1項に基づく承認であるため、同法第75条の3の規定により、同法第14条の3第1項各号のいずれかに該当しなくなると認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認められるときは、これらの承認を取り消すことがあること。

### 3. 本剤の効能又は効果について

本剤の効能又は効果は「SARS-CoV-2による感染症の予防」である。

### 4. 本剤の適正使用について

- (1) 本剤は「予防接種実施規則」及び「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」に準拠して使用すること。
- (2) 本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者等は、予防接種を受けることが適当でないこと。

#### (本剤成分)

- ・ コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (有効成分)
- ・ L-ヒスチジン
- ・ L-ヒスチジン塩酸塩水和物
- ・ 塩化ナトリウム
- ・ 塩化マグネシウム
- ・ エデト酸ナトリウム水和物
- ・ 精製白糖
- ・ 無水エタノール
- ・ ポリソルベート 80

- (3) 本剤は2回接種により効果が確認されていることから、同一の効能・効果をもつ他のワクチンと混同することなく2回接種するよう注意すること。
- (4) 本剤は4～12週間の間隔をおいて2回筋肉内に接種することとされており、最大の効果を得るためには8週以上の間隔をおいて接種することが望ましい。
- (5) 本剤接種後にショック、アナフィラキシー及び血管性浮腫を含む過敏症反応が認められているため、接種前に過敏症の既往歴等に関する問診を十分に行い、接種後一定時間、被接種者の状態を観察することが望ましい。本剤の初回接種時に重度の過敏症反応が認められた被接種者に対しては、本剤2回目の接種を行わないこと。
- (6) ワクチン接種直後又は接種後に注射による心因性反応を含む血管迷走神経反射として失神があらわれることがある。失神による転倒を避けるため、接種後一定時間は座らせるなどした上で、被接種者の状態を観察することが望ましい。
- (7) 妊婦又は妊娠している可能性のある女性には予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。
- (8) 予防接種上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること。
- (9) 18歳未満を対象とした臨床試験は実施していない。
- (10) 本剤は現在本邦で流通している皮下に注射することとされているインフルエ

ンザワクチン等と異なり、筋肉内に注射することとされていることから、これらの違いについて十分に留意した上で接種を行うこと。

(11) その他、添付文書に記載されている接種上の注意事項等について、十分に留意すること。

#### 5. 本剤の接種後に発生する可能性がある血小板減少症を伴う血栓症について

本剤接種後に、非常にまれで重篤な、血小板減少症を伴う血栓症が認められていることから、関係学会により「血小板減少症を伴う血栓症の診断と治療の手引き」の作成が行われているところである。

本剤の被接種者に対しては、接種後特に4日～28日（接種日を0日とする）の間に以下の症状が発生した場合には、速やかに医療機関を受診するように指導するようご協力いただきたい。

- ・ 重度もしくは持続的な頭痛、視覚異常（霧視）、錯乱、痙攣発作
- ・ 息切れ、胸痛、下肢腫脹、下肢痛、持続的な腹痛
- ・ 接種部位以外の皮膚の内出血、点状出血

また、血栓症の診断と治療に当たる可能性のある医療従事者の方に、学会作成の手引きについて情報提供を行うようご協力いただきたい。

#### 6. 本剤の製造販売後調査等への協力依頼について

本剤には承認条件として、製造販売後に本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集することが課せられている。本剤については現時点での知見が限られており、安全性等に関するデータを特に重点的に収集する必要があることから、本剤を接種する医療機関におかれては、迅速なデータ提供にご協力いただきたい。

#### 7. 本剤に係る副反応疑い報告の速やかな実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、臨時の予防接種を受けた者が、厚生労働大臣が定める症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務付けられている。ついては、本剤の接種にあたって、医師等が「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知）別紙様式1の報告基準に該当する症状を診断した場合には、同通知別紙様式1又は様式2（予防接種後副反応疑い報告書入力アプリの場合）を使用の上、以下の報告受付サイト又はFAXにより、速やかにPMDAへ報告すること。なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）の副反応疑い報告については、その他のワクチンとは異なる専用のFAX番号（0120-011-126）を設定しているためご注意ください。また、

FAX 様式での別紙様式 1 は 2 枚組の様式となっている。FAX にて PMDA へ報告する場合は、必ず報告基準を含め 2 ページ目まで送信すること。

収集した報告については、ワクチンの安全性評価の基礎資料として活用するため、報告に際しては、接種された新型コロナワクチンの製品名及び製造販売業者名、医学的に認められている症状名、接種前後の状況や経過、新型コロナワクチンの副反応であると疑った理由などの必要情報について、漏れることなく記入すること。特に、製品名及び製造販売業者名については、製品別の安全性評価を行うために必要不可欠な情報であるため、必ず記入すること。また、新型コロナワクチン接種後の死亡事例報告を行う場合は、上記に加え、想定される死因及び死因と判断した根拠（検査結果含む。）も記載すること。

接種会場から医療機関に患者を搬送した場合など、複数の医師・医療機関が症状の発生を知った場合も想定されるが、関係医療機関間で連携し、いずれかの医師等から、必要情報を漏れることなく報告すること。

当該報告内容について製造販売業者又は PMDA が詳細調査を行う場合があるため、報告を行った医療機関におかれては、製造販売業者等が実施する詳細調査へご協力いただきたい。

以下の厚生労働省ウェブサイト上にて当該報告に係る方法・様式等を示しているため、参照の上、副反応疑い報告を行うこと。

#### 【参考】

- 医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_hukuhannou\\_youshikietc.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou_youshikietc.html)

- 副反応疑い報告 報告受付サイト（PMDA ウェブサイト）

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

※タブレット PC からの報告も可。



事務連絡  
令和3年5月28日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び  
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について  
(依頼)

平素より医薬行政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴会の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴会会員へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用ください。なお、貴会の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2) 通知に当たっては、別添の業界団体・個社の取組の好事例と併せて、以下のリーフレットの広報素材を事業者に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険

証利用の利用申込について周知をしてください。

・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」

・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」

・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」

3) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村では、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を実施しています。御興味がある団体におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

4) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP<sup>※1</sup>で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります<sup>※2</sup>。貴会会員に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります

# 業界団体・個社における マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例

## 【目次】

- 出張申請受付について・・・P1～2
- 団体・個社をあげての取組・・・P3～5
- 独自コンテンツの作成・・・P6～7
- 広報紙・機関誌等による周知・・・P8～10

# マイナンバーカード取得促進の取組事例（宮崎太陽銀行）

## 1.概要

- 宮崎太陽銀行では、出張申請サービスが行われていなかった宮崎市に対して呼びかけを行い、試行事例ではあるが、当該銀行において、行員向けの出張申請受付を実現。

## 2.実施内容等

- 平日2日間（9：30～16：30）、当該銀行に市職員が常駐し、受付。
- 1ヶ月後の平日半日間（13：30～17：00）再び当該銀行に市職員が常駐し、マイナンバーカードを市職員交付。
- 本出張申請受付では、141名の行員（役員やパートを含む）がマイナンバーカードを取得。

# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（TKC）

## 1.概要

- 社内のマイナンバーカード取得特進に向けて、自治体と連携し、大規模な「出張申請受付※」を実施
  - ※マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に企業所在地の市区町村職員が出向き、一括して申請の受付を行う方式。
- 新入社員にむけて、集合研修の場でマイナンバーカード取得を促している

## 2.実施内容等

- 実施期間・時間帯：
  - ・ 4日間
  - ・ 10時～16時（うち昼休み1時間）
- 申請受付件数：約660名
- 「出張申請受付」のメリット
  - ・ 受付時に自治体職員が本人確認をしているため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は役所の窓口に向くことなく、カードの受取が可能

C社のマイナンバーカード取得状況



# マイナンバーカード取得促進の取組好事例(一般社団法人 江東東青色申告会)

## 1.概要

- 一般社団法人 江東東青色申告会では、申請方法がわからないために、申請をしてない方を支援するための「マイナンバーカード申請サポート会」を実施。

## 2.実施内容等

- 江東東青色申告会において、「マイナンバーカード申請の手続が難しそう」と足踏みしている会員がいたことから、郵送又はスマートフォンによる申請を支援するための申請サポート会を実施。申請サポート会は、江東東青色申告会の役員及び同職員が実施。
- 開催に当たっては、より多くの会員が参加できるように、**仕事が終わってからも参加が可能な夜間(19:00~)に実施。**
- 申請サポート会には11人の会員が参加し、うち7人がマイナンバーカードを申請。

### <申請サポート会パンフレット>

青年部主催

ご活用

令和2年度の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が下記の通りに変わりますので、マイナンバーカードをまだ取得していない会員は、ご参加をお待ちしております。

1. 青色申告特別控除額が変わります。  
(現行 65万円⇒改正後 55万円)
2. 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万の青色申告特別控除が受けられます。

持ち物

- ・個人番号がわかる書類  
(住民票・個人番号通知書等)
- ・筆記用具
- ・6か月以内に撮影した顔写真

スマートフォンでの申請を希望の方

- ・個人番号がわかる書類  
(住民票・個人番号通知書等)
- ・スマートフォン  
(メールアドレスが必要です)

サイズ  
(縦4.5cm×横3.5cm)  
最近6ヶ月以内に撮影  
正面、無帽、無背景のもの  
裏面に氏名、生年月日を記入してください  
白黒の写真でも可

申請方法	氏名	住所	電話番号
<input type="checkbox"/> 郵送による申請			
<input type="checkbox"/> スマートフォン			

令和元年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(一社)江東東青色申告会 宛 TEL03-3685-8245/FAX03-3685-8200

# マイナンバーカード取得促進の取組事例（日本郵政グループ）

## 1.概要

- 日本郵政グループでは、職員がマイナンバーカードを取得する時間をつくるための有給制度を導入。

## 2.実施内容等

- マイナンバーカードを取得したいが、時間が取れない社員が多くいたことから、勤務時間中にカードを受け取りに行けるように、職場と市役所等との往復と手続の時間として上限2時間までを有給とする制度を導入。
- 具体的には、就業規則に、社員が裁判員として裁判に出なければならなくなった場合を想定した規定として、「官公庁等に出頭する際は、有給休暇を取得することが可能である。」という趣旨の規定があり、マイナンバーカードの取得についても、その規定が適用される旨を社員に周知。
- 本制度を利用してマイナンバーカードを取得した社員数は、約1,000人（2019年8月～2021年3月）。

# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（野村総合研究所）

## 1.概要

- 代表取締役会長兼社長自らが主導してデジタル・ガバメント推進に向けた取組を実施
- 2020年10月からの年末調整電子化に向けて、社員のマイナンバーカード取得を促す社内キャンペーンを実施

## 2.実施内容等

- 社員のマイナンバーカードの取得を促す、「マイナキャンペーン」を2020年2月より実施
- 社員向けの共有情報に特設サイトを設置し、その中で社長のコメントの掲載、全社員のマイナンバーカードの**取得状況を「数字で見える化」**
- 取得状況については、本部単位で集計  
キャンペーン終了時により取得率の高かった本部を表彰



## 1.概要

- 公益社団法人若松法人会が主催するFMラジオ番組内において、マイナンバー取得促進の周知広報を実施。
- 若松法人会のホームページや会報誌に、マイナンバーカード取得促進リーフレットを掲載。

## 2.実施内容等

- 令和3年1月以降、若松法人会が主宰するFMラジオ番組「明日への扉」（毎月1回放送）内において、若松税務署の職員が同席の上で、マイナンバーカードの取得呼びかけや利活用事例を紹介、マイナンバーカードの必要性や利便性等を広くPR。さらに、ラジオ放送後、番組内容をYouTubeへ投稿。
- 若松法人会に属する役員・社員等をはじめ、多くの人々の目に留まるように、同法人会ホームページのトップ画面や会報誌にリーフレットを掲載。

<FMラジオ番組「明日への扉」>



※ 令和3年4月13日放送

## 1.概要

- 「マイナンバーカード取得のメリット」「個人情報保護の対策が講じられていること」「時間がない人に対する申請や受領方法の案内」を説明した動画を作成しイントラサイトにて周知。

## 2.実施内容等

- マイナンバーカード取得促進のため、機構職員が抱えている疑問を解消することを目的に、カードを取得するメリットや政府の取組について、機構の情報セキュリティを統括する情報統括官が解説した動画を自作。
- 作成した動画を機構内イントラサイトに掲載するとともに、役員が参加する会議で取得状況を毎週見える化することで、組織的にマイナンバーカードの取得を推進。
- 令和元年度末時点で99%の取得率を達成



# マイナンバーカード取得促進の取組事例（全国青果卸売市場協会）

## 1.概要

- 全国青果卸売市場協会傘下の33会員（県連合会）に対し、ポスター掲示、口頭奨励、出張申請受付によるマイナンバーカードの取得促進を依頼

## 2.実施内容等

### 【出張申請受付】

- ・『日本海水産(株)』

社内のマイナンバーカード取得促進に向けて酒田市と連携し「出張申請受付」を実施

実施期間・時間帯：令和3年11月 午後

申請取得件数：20名（全社員取得）

実施内容等：酒田市の職員2名が来社し、受付時に本人確認をすることにより、本人限定郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は窓口へ赴くことなくカード受取。

### 【ポスター掲示】

- 傘下会員によるポスター掲示の依頼  
市役所のマイナンバー取得パンフレットを回覧し、取得に向けた取組を実施

### 【口頭奨励】

- 会員へのマイナンバーカード取得促進の依頼後、機会あるごとに口頭で協会員向けに制度の説明、取得促進の依頼を行った

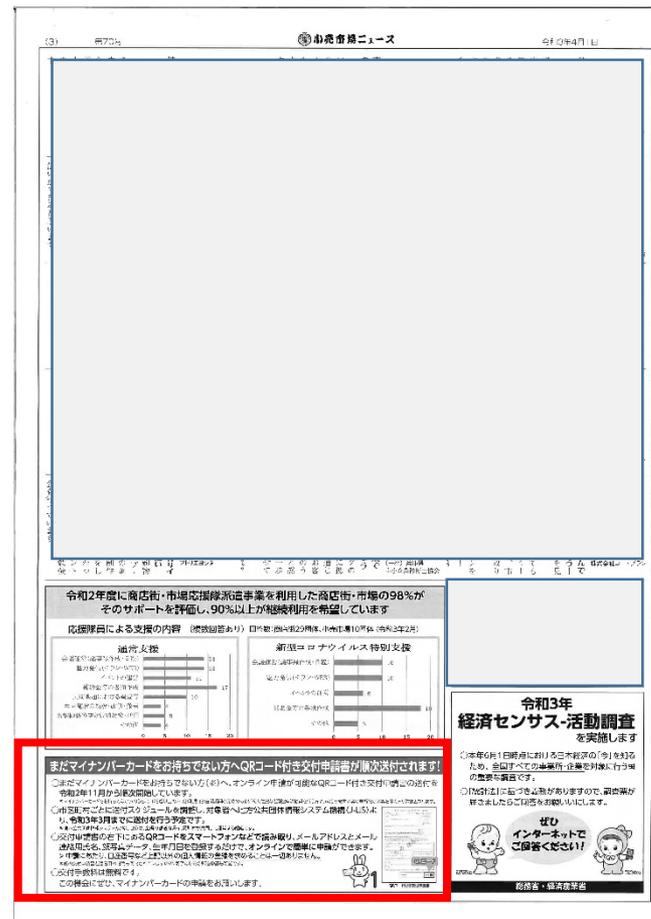
# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全国小売市場総連合会）

## 1.概要

- 全国小売市場総連合会は、組合機関誌でマイナンバーカードの取得を訴える広報を実施。

## 2.実施内容等

- ・ 神戸市等からの働きかけにより、組合機関紙により、マイナンバーカード取得を訴える広報を実施。
- 実施期間：2018年4月～現在まで随時。  
直近 2021年4月発行の機関紙に掲載。
- （機関紙広報による告知対象者）  
21商店街、420人とその家族。



# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全日本トラック協会）

## 1.概要

- 全日本トラック協会は、協会機関紙「広報とらっく」令和2年12月15日号（5万5千部発行）に「マイナンバーカード取得」に関する要請について掲載。
- 当該機関紙は、会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付。

<機関誌掲載イメージ>

## 2.実施内容等

- 要請記事については、国土交通省からの協力依頼文書に基づき、内閣府が作成したマイナンバーカード取得に係るリーフレット等を参考に作成。
- 機関紙を会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付し、マイナンバーカードの取得・利活用について広報。

■マイナンバーカードの取得・利活用呼びかけ  
来年3月からの健康保険証利用開始前に

政府では、令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用等を受け、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のさらなる

促進を呼びかけている。マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト削減に繋がること  
が期待されているほか、同カードは今後運転免許証との一体化も検討されている。

マイナンバーカードに関する詳細については、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」を参照。

利用申込受付中!

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。  
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



## 医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



### 利用には申込が必要です

### 申込はカンタン!

#### ●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- 1 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- 3 アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

●「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

●「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

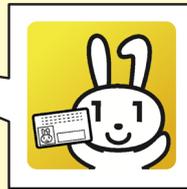
STEP3

●利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

●マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



ここをタップ(押す)!

医療機関・薬局 (※) の顔認証付きカードリーダーでも申込できるよ

※待ち時間短縮のため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの事前の申込をおすすめします。

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

ウラ面も見てね!



## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 今後のスケジュールは？

### 現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に  
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

### 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

### 2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

### 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



厚生労働省  
ホームページ

申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

### 健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

# よくある質問にお答えします

**マイナンバーを見られるのが不安です**

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

**マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？**

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

**どこで利用できるの？**

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

**マイナ受付**  
対応しています  
医療機関や薬局で、健康保険の代わりにマイナンバーカードを提示するサービスです。マイナ受付です。

健康保険の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付**

ステッカー

**マイナ受付**  
対応しています  
令和3年3月より、マイナンバーカードが健康保険証として使えます。

マイナンバーカードを健康保険証として使うと  
このステッカーが目印！

ポスター

厚生労働省のホームページでも  
利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

# マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

**マイナンバー総合フリーダイヤル**  
マイナンバー **0120-95-0178** **受付時間(年末年始を除く)**  
平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
<b>050-3818-1250</b>	<b>050-3816-9405</b>

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
<b>0120-0178-26</b>
マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
<b>0120-0178-27</b>

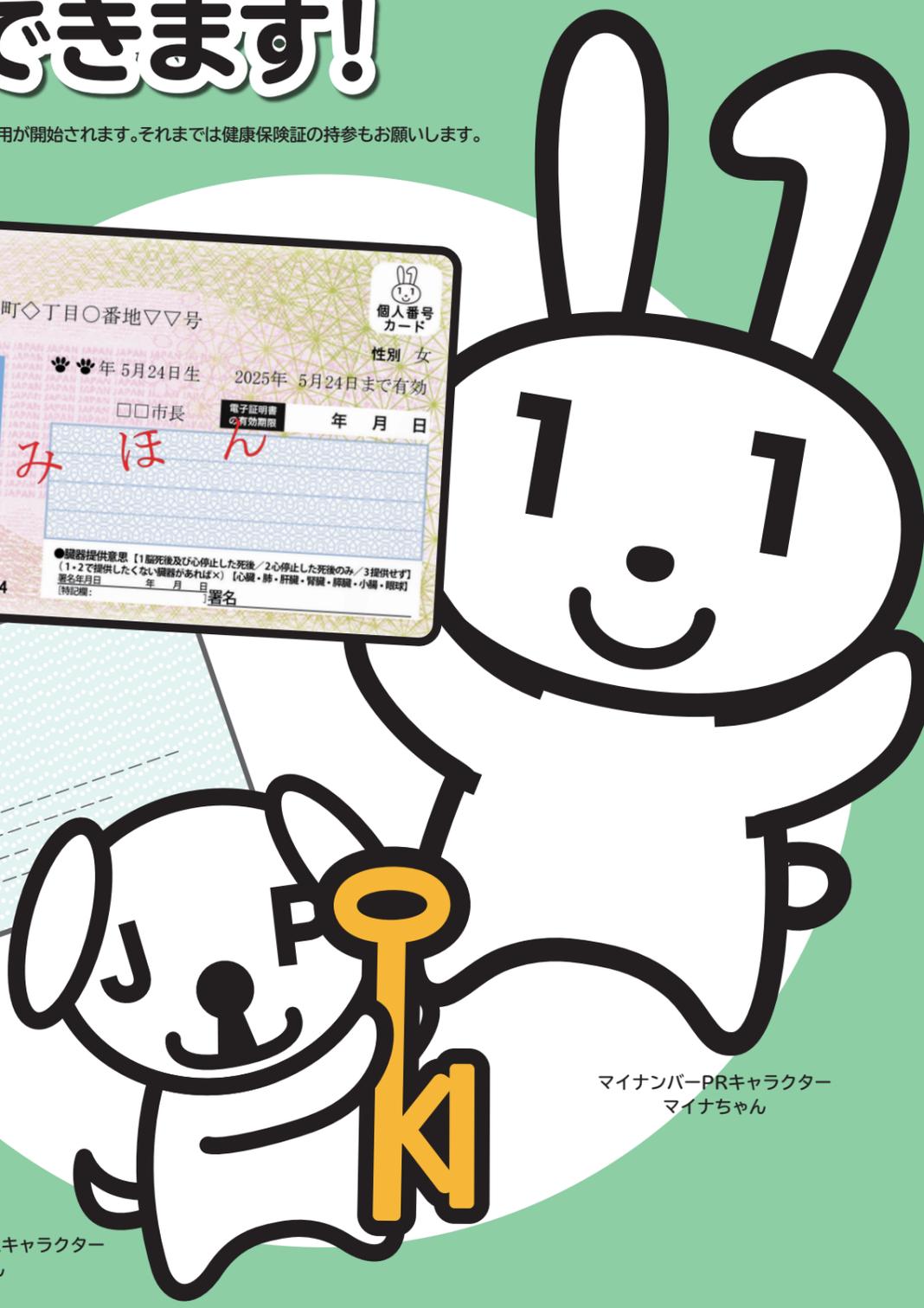
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については**24時間365日受付!**

マイナンバーカードの  
↓申請方法はこちら↓

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター  
マイキーくん

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 🐰 どんないいことが? 7つのメリット

**1** マイナンバーカードをカードリーダーに置く  
カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

**2** オンラインであなたの医療保険資格を確認!  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

**POINT!**  
**1** より良い医療が可能に!  
本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。  
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

**POINT!**  
**2** 自身の健康管理に役立つ!  
マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

## 🐰 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル\*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。



## 🐰 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

**POINT!**  
**3** オンラインで医療費控除がより簡単に!  
マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

**POINT!**  
**4** 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!  
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

**POINT!**  
**5** 医療保険の資格確認がスムーズに!  
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

**POINT!**  
**6** 医療費の事務コストの削減!  
医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

**POINT!**  
**7** 健康保険証としてずっと使える!  
就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

# マイナンバーカードは安全です！



おもて



うら

マイナンバーを見られても  
個人情報盗まれません

マイナンバーを利用するには、  
顔写真付き本人確認書類などでの  
本人確認があるため、悪用は困難です。

なりすましはできません

顔写真入りのため、  
対面での悪用は困難です。

オンラインの利用には  
電子証明書を使います  
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い  
個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの  
個人情報は記載されません。  
健康保険証として利用する場合  
でも、特定健診情報や薬剤情報などが  
ICチップに入ることはありません。

万全の  
セキュリティ  
対策

- 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制**で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違ると機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

他人が悪用できないように  
なっているんだね！



## マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

### スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了



### パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダー**にかざす
- 3 画面の案内にしたがって、**必要事項を入力**
- 4 画面の案内にしたがって、**顔写真を撮影して送信**し、申請完了

### 郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

半分以上の人が  
オンラインからの  
申請なんだって！



交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード 郵便**

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、**顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。**
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ



# 0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分  
年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等  
050-3818-1250

その他のお問合せ  
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about My Number System  
0120-0178-26

マイナンバーカード等  
Inquiries about My Number Card etc.  
0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法は  
こちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

こんなとき、あってよかった！

# マイナンバーカード



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



# メリットいっぱい! マイナンバーカード

1

## 本人確認書類になる!

- ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
- 旧姓(旧氏)の併記ができる!
- 行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!

2

## コンビニで各種証明書が取得できる!

市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!

※市区町村によってサービスが異なります。  
※毎日6:30~23:00。

3

## 健康保険証としても使える!

- 対応する医療機関・薬局は、順次拡大!
- あなたの同意のもと、医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能に!
- 手続きをしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要に!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。

4

## オンラインで行政手続!

- 子育てなどに関する手続もオンラインで!ワンストップで!
- ※市区町村によってサービスが異なります。
- マイナンバーカードを使って、e-Taxがもっとベンリに!

5

## 「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに!

マイナポータルを使えば...

- 行政機関などが持つあなたの情報を確認できる!
- 行政機関などからのお知らせを受け取れる!

さらに、これからは!

- 今後、あなたの特定健診情報<sup>※1</sup>、薬剤情報、医療費通知情報<sup>※2</sup>が確認できるようになる!
- 確定申告の医療費控除<sup>※3</sup>がカンタンに!

※1...10月までに順次閲覧できるようになります。なお、保険者により開始時期が異なります。  
※2...薬剤情報は2021年10月(予定)から。医療費通知情報は2021年11月(予定)から。  
※3...2021年分所得税の確定申告(予定)から、マイナポータルを通じて2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

6

## 民間のサービスでも使える!

- オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などに使える!書類郵送などの手間がかからない!
- 職員証としての利用も!

マイナンバーカード  
読取対応機種も  
拡大中!



ますますベンリに!  
マイナンバーカード!  
スマホにカード機能が搭載!  
※2022年度中(予定)  
運転免許証と一体化!  
※2024年度末(予定)



事務連絡  
令和3年5月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

### 要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第216号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>）において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
プロピペリン塩酸塩	バップフォーレディ ユリレス	大鵬薬品工業株式会社	令和3年5月31日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)
オキシメタゾリン塩酸塩／クロルフェニラミンマレイン酸塩	ナシビンメディ	佐藤製薬株式会社	令和3年5月31日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)

薬生発 0601 第 1 号  
令和 3 年 6 月 1 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「医療機器の販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守に関するガイドライン」  
について

令和元年 12 月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号。）及び本年 1 月 29 日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 15 号。）において、許可、登録又は届出の上で医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売、製造、販売等を行う者による法令遵守体制の整備等が令和 3 年 8 月 1 日から義務付けられるところです。

これに伴い、別添のとおり、医療機器の販売業者、貸与業者及び修理業者による法令遵守体制の整備等に係る考え方を整理いたしましたので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインに記載される内容の考え方については、「「製造販売業者及び製造業者の法令遵守に関するガイドライン」について」（令和 3 年 1 月 29 日付け薬生 0129 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「「製造販売業者及び製造業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集（Q & A）」について」（令和 3 年 2 月 8 日付厚生労働省医薬・生活衛生局麻薬・指導対策課事務連絡）も併せて適宜御参照ください。

(別添)

## 医療機器の販売・貸与業者及び修理業者の 法令遵守に関するガイドライン

### 第1 基本的考え方

#### 1 許可等業者の責務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」又は「法」という。）の許可、登録又は届出の上で医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品・医療機器等」という。）の製造販売、製造、販売、貸与及び修理を行う者（以下「許可等業者」という。）は、国民の生命・健康にかかわる医薬品・医療機器等の製品の製造・輸入・販売等を行う事業者である。これら許可等業者に薬事に関する法令<sup>1</sup>の違反があった場合には、品質、有効性又は安全性に問題のある医薬品・医療機器等の流通や、医薬品・医療機器等の不適正な使用等により、保健衛生上の危害が発生又は拡大するおそれがある。

許可等業者は、このような生命関連製品を取り扱う事業者として、高い倫理観をもち、薬事に関する法令を遵守して業務を行う責務がある。

#### 2 法令違反の発生と法令遵守に向けた課題

近年発生している許可等業者による薬機法違反の事例は、

- ① 違法状態にあることを役員が認識しながら、その改善を怠り、漫然と違法行為を継続する類型
- ② 適切な業務運営体制や管理・監督体制が構築されていないことにより、違法行為を防止、発見又は改善できない類型

に大別され、許可等業者の役員の法令遵守意識の欠如や、法令遵守に関する体制が構築されていないことが原因と考えられるものが見受けられる。

こうした法令違反の発生を防止し、許可等業者が法令を遵守して業務を行うことを確保していくに当たって、以下のような課題が挙げられた。

- ・ 総括製造販売責任者、製造管理者、営業所管理者、責任技術者等の薬機法に基づき許可等業者が置くものとされている責任者（以下、本第1において「責任者」という。）と役員のそれぞれが負うべき責務や相互の関係

---

<sup>1</sup> 「薬事に関する法令」とは、薬機法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。以下同じ。

が薬機法上明確でないことにより、責任者による意見申述が適切に行われない状況や、役員による責任者任せといった実態を招くおそれがあり、法令遵守のための改善サイクルが機能しにくくなっているのではないか。

- ・ 許可等業者の業務は薬機法を遵守して行われなければならないが、法令遵守や、そのための社内体制の構築・運用等に責任を有する者が、許可等業者において不明確となっているのではないか。

### 3 薬機法が求める法令遵守体制

こうした課題を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 63 号)において、許可等業者の法令遵守体制等に関する規定の整備がされた(以下「本改正」という。)

本改正においては、許可等業者に対し、薬事に関する法令を遵守するための体制を構築することを義務付けた。これは、法令遵守を重視する統制環境を構築した上で、許可等業者において策定し周知徹底された規範に基づき業務の遂行がなされ、業務の監督を通じて把握した問題点を踏まえた改善措置を行うという法令遵守のためのプロセスを機能させることを求めるものである。

また、許可等業者において法令遵守体制を構築し、薬事に関する法令を遵守するために主体的に行動し、許可等業者による法令違反について責任を負う者として、許可等業者の役員のうち、薬事に関する業務に責任を有する役員(以下「責任役員」という。)を薬機法上に位置付け、その責任を明確化した。

さらに、許可等業者の法令遵守のためには、許可等業者の根幹である業務を管理する責任を有する責任者の役割が重要であることから、そのような業務の管理を行う上で必要な能力及び経験を有する者を責任者として選任することを許可等業者に対して義務付けた。

加えて、現場における法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である責任者の意見は、許可等業者の法令遵守のために重要であることから、許可等業者は、責任者の意見を尊重し、法令遵守のために必要な措置を講じなければならないものとした。

本ガイドラインは、許可等業者のうち、①高度管理医療機器及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者(以下「販売・貸与業者」と総称する。)、及び②医療機器の修理業者(以下「修理業者」という。)が、こうした法令遵守体制を構築するための取組みを検討し、実施するに当たっての指針を示したものである(本改正により整備された販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守体制等に関する法令の規定については別紙参照。)

なお、特定保守管理医療機器(法第 2 条第 8 項)及び特定管理医療機器(薬

機法施行規則<sup>2</sup>第 175 条第 1 項) を除く管理医療機器の販売業者及び貸与業者については、法令上、営業所管理者の設置は求められていないものの、法令遵守体制の構築が義務付けられていることに変わりがないことに留意する必要がある(法第 40 条第 2 項において準用する法第 9 の 2 第 1 項)、その構築される体制の一環として営業所を管理する者を置く際には、本ガイドラインにおける営業所管理者に関する内容を適宜参照することが望ましい。

また、法令遵守体制への具体的な取組みについては、販売・貸与業者及び修理業者の業態や規模に応じて実施することが想定される。

## 第 2 販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守体制(法第 40 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 9 の 2 第 1 項、法第 40 条の 3 において準用する法第 23 条の 2 の 15 の 2 第 3 項関係)

### 1 法令遵守体制の整備についての考え方

販売・貸与業者及び修理業者は、薬事に関する法令の規定を遵守して医療機器の販売・貸与及び修理に関する業務を行わなければならない。販売・貸与業者及び修理業者が営業所又は事業所(販売・貸与業者及び修理業者が同一の法人において複数の営業所又は事業所の許可を受け又は届出している場合は、その全ての営業所及び事業所をいう。以下同じ。)における法令遵守を確保するためには、責任役員及び従業者(以下「役職員」という。)により法令を遵守して適正に業務が行われるための仕組み(法令遵守体制)を構築し運用する必要がある。責任役員は、販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守について責任を負う立場にあり、法令遵守体制の構築及び運用は、責任役員の責務である。

法令遵守体制の基礎となるのは、販売・貸与業者及び修理業者の全ての役職員に法令遵守を最優先して業務を行うという意識が根付いていることであり、こうした意識を浸透させるためには、責任役員が、あらゆる機会をとらえて、法令遵守を最優先した経営を行うというメッセージを発信するとともに、自ら法令遵守を徹底する姿勢を示すことが重要である。そのため、販売・貸与業者及び修理業者ひいては責任役員は、従業者に対して法令遵守のための指針を示さなければならない、具体的には、法令遵守の重要性を企業行動規範等に明確に盛り込むことや、これを従業者に対して継続的に発信すること等が考えられる。

また、販売・貸与業者及び修理業者の業務に関して責任役員が有する権限や責任範囲を明確にすることは、責任役員が法令遵守の徹底に向けて主導的な役割を果たして行動する責務を有することを深く自覚するために重要であり、法

---

<sup>2</sup> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)

令遵守について責任役員が主体的に対応するという姿勢を従業員に対して示すことにもつながる。そのため、販売・貸与業者及び修理業者は、社内規程等において責任役員の権限や分掌する業務・組織の範囲を明確に定め、その内容を社内において周知しなければならない。

その上で、責任役員には、以下に示すような法令遵守体制の構築及びその適切な運用のためにリーダーシップを発揮することが求められる。

また、こうした法令遵守体制の構築に関する措置が不十分であると認められる場合は、改善命令（法第 72 条の 2 の 2）の対象となり得ることに留意されたい。

## 2 販売・貸与業者及び修理業者の業務の適正を確保するための体制の整備（法第 40 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 9 の 2 第 1 項第 2 号、法第 40 条の 3 において準用する法第 23 条の 2 の 15 の 2 第 3 項第 2 号）

### （1）販売・貸与業者及び修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制

#### ① 役職員が遵守すべき規範の策定

販売・貸与業者及び修理業者の業務が法令を遵守して適正に行われるためには、販売・貸与業者及び修理業者の役職員が遵守すべき規範を、社内規程において明確に定める必要がある。

まず、適正に業務を遂行するための意思決定の仕組みを定める必要がある。これには、意思決定を行う権限を有する者及び当該権限の範囲、意思決定に必要な判断基準、並びに意思決定に至る社内手続等を明確にすることが含まれる。

次に、意思決定に従い各役職員が適正に業務を遂行するための仕組みを定める必要がある。これには、指揮命令権限を有する者、当該権限の範囲及び指揮命令の方法、並びに業務の手順等を明確にすることが含まれる。

これらの意思決定や業務遂行の仕組みについては、業務の監督の結果や法令の改正等に応じて、随時見直しが行われなければならない。

#### ② 役職員に対する教育訓練及び評価

役職員が法令を遵守して業務を行うことを確保するため、法令等及びこれを踏まえて策定された社内規程の内容を役職員に周知し、その遵守を徹底する必要がある。そのためには、役職員に、計画的・継続的に行われる研修及び業務の監督の結果や法令の改正等を踏まえて行われる研修等を受講させることや、法令等や社内規程の内容や適用等について役職員が相談できる部署・窓口を設置すること等が考えられる。

また、役職員が法令を遵守して業務を行うことを動機づけるため、役職員による法令等及び社内規程の理解やその遵守状況を販売・貸与業者及び修理業者として確認し評価することも重要である。

### ③ 業務記録の作成、管理及び保存

役職員による意思決定及び業務遂行の内容が社内において適切に報告され、また、意思決定及び業務遂行が適正に行われたかどうかを事後的に確認することができるようにするため、その内容が適時かつ正確に記録される体制とする必要がある。そのためには、業務記録の作成、管理及び保存の方法等の文書管理に関する社内規程を定め、その適切な運用を行う必要がある。また、事後的に記録の改変等ができないシステムとする等、適切な情報セキュリティ対策を行うことも重要である。

## (2) 役職員の業務の監督に係る体制

販売・貸与業者及び修理業者の業務の適正を確保するためには、役職員が法令等及び社内規程を遵守して意思決定及び業務遂行を行っているかどうかを確認し、必要に応じて改善措置を講じるための監督に関する体制が確立し、機能する必要がある。そのためには、責任役員が、役職員による意思決定や業務遂行の状況を適切に把握し、適時に必要な改善措置を講じることが求められるため、役職員の業務をモニタリングする体制の構築や、役職員の業務の状況について責任役員に対する必要な報告が行われることが重要となる。

こうした体制としては、業務を行う部門から独立した内部監査部門により、法令遵守上のリスクを勘案して策定した内部監査計画に基づく内部監査を行い、法令遵守上の問題点について責任役員への報告を行う体制とすることや、内部通報の手續や通報者の保護等を明確にした実効性のある内部通報制度を構築すること等が考えられる。また、監査役等による情報収集等が十分に行われる体制とし、監査の実効性を確保することも重要である。

加えて、下記第4の2のとおり、その営業所又は事業所の業務に関する法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である営業所管理者又は修理責任技術者による業務の監督及び意見申述が適切に行われる体制とすることも、業務の実効的な監督を行うために重要である。

## (3) その他の体制

販売・貸与業者及び修理業者における全体としての法令等の遵守（コンプライアンス）を担当する役員（コンプライアンス担当役員）を指名すること

は、全社的な法令遵守についての積極的な取組みを推進し、法令遵守を重視する姿勢を役職員に示す等の観点から有用である。

また、販売・貸与業者及び修理業者の部署ごとの特性を踏まえた法令遵守について中心的な役割を果たす者として、各部署にコンプライアンス担当者を置くことが望ましい。

加えて、販売・貸与業者及び修理業者の規模に応じ、法令遵守に関する全社的な取組みが必要と判断する場合は、コンプライアンス担当役員の指揮のもと、法令遵守についての取組みを主導する担当部署としてのコンプライアンス統括部署を設置することも有用である。

販売・貸与業者及び修理業者が社外取締役を選任している場合は、社外取締役に販売・貸与業者及び修理業者の法令遵守体制についての理解を促すほか、法令遵守に関する問題点について従業者や各部署から社外取締役に対する報告が行われる体制とする等、その監督機能を活用することが重要である。

### 3 営業所管理者又は修理責任技術者が有する権限の明確化（法第 40 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 9 の 2 第 1 項第 1 号、法第 40 条の 3 において準用する法第 23 条の 2 の 15 の 2 第 3 項第 1 号）

販売・貸与業者及び修理業者において、営業所管理者又は修理責任技術者の業務を、関連業務に従事する者の理解の下で円滑かつ実効的に行わせるためには、以下のような営業所管理者又は修理責任技術者が有する権限の範囲を明確にし、その内容を社内において周知することが必要である。

- ・ 営業所又は事業所において医療機器の販売・貸与又は修理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び業務の監督に関する権限
- ・ 営業所又は事業所の構造設備及び医療機器その他の備品等の管理に関する権限
- ・ （営業所管理者について）苦情処理、回収処理、営業所の管理に関する帳簿の記載その他営業所の管理に関する権限
- ・ （修理責任技術者について）苦情処理、回収処理、作業管理及び品質管理に関する教育訓練の実施、修理・試験等に関する記録の作成その他医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する権限

なお、修理業者においては、医療機器の修理を行う一つの事業所に複数の修理責任技術者が置かれている場合でも、各修理責任技術者の有する業務の指示・監督に関する権限について、指揮系統の重複等により指示・監督の混乱等が生じないように留意する必要がある。

4 その他の販売・貸与業者及び修理業者の業務の適正な遂行に必要な措置（法第40条第1項及び第2項において準用する法第9の2第1項第3号、法第40条の3において準用する法第23条の2の15の2第3項第3号）

販売・貸与業者及び修理業者は、上記1のとおり、法令遵守のための指針を従業者に対して示すこと、責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにすることに加え、上記2に従い構築した法令遵守体制を実効的に機能させるために必要な措置を講じなければならない。

また、過去の法令違反事例の発生も踏まえ、販売・貸与業者及び修理業者は、法第66条及び第68条に違反する広告等が行われなことを確保するために必要な業務の監督その他の措置を講じることも重要である。

第3 薬事に関する業務に責任を有する役員（法第39条第3項第3号、法第39条の3第1項第2号、法第40条の2第3項第3号関係）

#### 1 責任役員の意義

販売・貸与業者及び修理業者の代表者及び薬事に関する法令に関する業務を担当する役員は、販売・貸与業者及び修理業者による薬事に関する法令の遵守のために主体的に行動する責務があり、これには、上記第2に示す法令遵守体制の構築及び運用を行うことも含まれる。これらの役員がその責務に反し、販売・貸与業者及び修理業者が薬事に関する法令に違反した場合には、当該役員は法令違反について責任を負う。

販売・貸与業者及び修理業者が法人である場合、これらの役員は、薬機法上、責任役員として位置付けられ、販売・貸与業者及び修理業者の許可申請書・届出書にその氏名を記載しなければならない。

他方、販売・貸与業者及び修理業者の役員であっても、薬事に関する法令に関する業務を担当しない役員（その分掌範囲に薬事に関する法令に関する業務を含まない役員）は、薬機法上の責任役員には該当しない。また、いわゆる執行役員は、薬機法上の責任役員には該当しない。

薬事に関する法令に関する業務とは、医療機器の販売・貸与、医療機器の修理、広告等の薬機法の規制対象となる業務その他薬事に関する法令の規制対象となる業務をいい、薬事に関する法令の遵守に係る業務を含む。

#### 2 責任役員の範囲

上記の責任役員の意義を踏まえ、責任役員の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 株式会社にあつては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、

代表執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。

- ・ 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。
- ・ その他の法人にあっては、上記に準ずる者。

#### 第4 営業所管理者・修理責任技術者（法第40条第1項において準用する法第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項、法第40条の3において準用する法第23条の2の14第6項及び第7項並びに法第23条の2の15第4項関係）

##### 1 営業所管理者・修理責任技術者の設置

営業所管理者及び修理責任技術者は、営業所又は事業所における医療機器の販売・貸与又は修理の管理を統括する責任者であり、薬機法等を遵守して当該業務が遂行されることを確保するための重要な役割を有している。

販売・貸与業者及び修理業者は、そのような重要な役割が十分に果たされるよう、必要な業務を適正に遂行することができる能力及び経験を有する者を、営業所管理者又は修理責任技術者として選任しなければならない。

そのためには、販売・貸与業者及び修理業者は、薬機法等に基づき営業所管理者及び修理責任技術者が遵守すべき事項並びに営業所管理者及び修理責任技術者に行わせなければならないとされている事項を前提として、上記第2の3のとおり、営業所管理者及び修理責任技術者にどのような権限を付与する必要があるかを検討し、その権限の範囲を明確にした上で、当該権限に係る業務を行うことができる知識、経験、理解力及び判断力を有する者かどうかを客観的に判断しなければならない。

また、営業所又は事業所において医療機器の販売・貸与又は修理に関する業務に従事する者に対して実効的な指示及び監督を行うことができる指導力を有しているかどうかや、下記2のとおり、責任役員に対して忌憚なく意見を述べることができる職務上の位置付けを有するかどうかについても、十分に考慮しなければならない。

##### 2 営業所管理者及び修理責任技術者による意見申述義務

営業所管理者及び修理責任技術者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように又はその業務を公正かつ適正に行うために必要があるときは、販売・貸与業者又は修理業者に対し、意見を書面により述べなければならない。

営業所管理者及び修理責任技術者は、営業所又は事業所における医療機器の販売・貸与又は修理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、当該業務の総

括的な管理責任を負う者として、当該業務に関する法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である。したがって、販売・貸与業者及び修理業者が当該業務の法令遵守上の問題点を適切に把握するためには、営業所管理者及び修理責任技術者が販売・貸与業者又は修理業者に対して適時に報告するとともに、必要な改善のための措置を含む意見を忌憚なく述べることが求められる。

営業所管理者及び修理責任技術者は、自ら主体的かつ積極的に法令遵守上の問題点の把握に努めなければならない。また、その業務について広く法令遵守上の問題点を把握できるよう、関係する部門並びにその責任者及び担当者と密接な連携を図らなければならない。

意見申述は、意見の内容が販売・貸与業者及び修理業者に明確に示されるとともに、意見申述があったことが記録されるよう、書面により行わなければならない。もちろん、緊急を要する事項についての報告が、一次的に口頭等で行われることを否定するものではない。

なお、修理業者においては、医療機器の修理を行う一つの事業所に複数の修理責任技術者が置かれている場合でも、それぞれの各修理責任技術者に対して意見申述義務が課されており、それぞれの各修理責任技術者が修理業者に対して適切に意見申述できる体制を確保しておく必要があることに留意されたい。

### 3 販売・貸与業者及び修理業者による営業所管理者及び修理責任技術者の意見尊重及び措置義務

販売・貸与業者及び修理業者は、営業所管理者及び修理責任技術者の意見を尊重し、法令遵守のために措置を講じる必要があるかどうかを検討しなければならない。また、講じた措置の内容については記録した上で適切に保存しなければならない。また、講じた措置の内容については記録した上で適切に保存しなければならない。また、講じた措置の内容については記録した上で適切に保存しなければならない。また、講じた措置の内容については記録した上で適切に保存しなければならない。

販売・貸与業者及び修理業者は、営業所管理者及び修理責任技術者の意見を尊重するための前提として、意見を受け付け、意見を踏まえて措置を講じる必要があるかどうかを検討する責任役員・会議体や、当該措置を講じる責任役員を明示する等、営業所管理者及び修理責任技術者が意見を述べる方法並びに販売・貸与業者及び修理業者において必要な措置を講じる体制を明確にする必要がある。

本改正により整備された販売・貸与業者の法令遵守体制等に関する規定  
(抜粋、下線は改正部分)

### 【医療機器の販売・貸与業】

(高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可)

#### 第三十九条

(略)

3 第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(管理医療機器の販売業及び貸与業の届出)

#### 第三十九条の三

管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この節において同じ。）を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラム（管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下この項において同じ。）を電気通信回線を通じて提供しようとする者（第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(略)

二 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(準用)

#### 第四十条

第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業については、第七条第三項、第八条、第九条（第一項各号を除く。）、第九条の二、第十条第一項及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「次条第一項」とあるのは「第四十条第一項において準用する次条第一項」と、「同条第三項」とあり、及び「同項」とあるのは「第四十条第一項において準用す

る次条第三項」と、第九条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所における高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。

**法第40条第1項において準用する条文（読み替え後）**

（高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所）

**第七条**

- 3 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者は、第四十条第一項において準用する次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

（管理者の義務）

**第八条**

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。

- 2 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。
- 3 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者が行うその営業所の管理に関する業務及びその営業所の管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

（高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者の遵守事項）

**第九条**

厚生労働大臣は、厚生労働省令で、高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所における高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法その他高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の業務に関し高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者は、第三十九条の二第一項の規定により高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者を置いたときは、第四十条第一項において準用する前条第二項の規定により述べられた高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

（高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者の法令遵守体制）

### 第九条の二

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者は、高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理に関する業務その他の当該販売業者又は貸与業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 その営業所の管理に関する業務について、その営業所の管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 その営業所の管理に関する業務その他の当該販売業者又は貸与業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該販売業者又は貸与業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務の監督に係る体制その他の当該販売業者又は貸与業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該販売業者又は貸与業者の従業員に対して法令遵守のための指針を示すことその他の当該販売業者又は貸与業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

2 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

（休廃止等の届出）

### 第十条

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は貸与業者は、その営業所を廃止し、休止し、若しくは休止した営業所を再開したとき、又はその営業所の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その営業所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 前条第一項の管理医療機器の販売業又は貸与業については、第九条第一項（各号を除く。）、第九条の二及び第十条第一項の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業又は貸与業の営業所における管理医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。

**法第40条第2項において準用する条文（読み替え後）**

（管理医療機器の販売業者又は貸与業者の遵守事項）

**第九条**

厚生労働大臣は、厚生労働省令で、管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業又は貸与業の営業所における管理医療機器の品質確保の実施方法その他管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の業務に関し管理医療機器の販売業者又は貸与業者が遵守すべき事項を定めることができる。

（管理医療機器の販売業者又は貸与業者の法令遵守体制）

**第九条の二**

管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この条において同じ。）の販売業者又は貸与業者は、管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の管理に関する業務その他の当該販売業者又は貸与業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 その営業所の管理に関する業務について、その営業所の管理者が有する権限を明らかにすること。
  - 二 その営業所の管理に関する業務その他の当該販売業者又は貸与業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該販売業者又は貸与業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の当該販売業者又は貸与業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、当該販売業者又は貸与業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の当該販売業者又は貸与業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 管理医療機器の販売業者又は貸与業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(休廃止等の届出)

**第十条**

管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業者又は貸与業者は、その営業所を廃止し、休止し、若しくは休止した営業所を再開したとき、又はその営業所の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その営業所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

## 【医療機器の修理業】

(医療機器の修理の許可)

### 第四十条の二

(略)

3 第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(略)

(準用)

### 第四十条の三

医療機器の修理業については、第二十三条の二の十四第五項から第九項まで、第二十三条の二の十五第三項及び第四項、第二十三条の二の十五の二第三項及び第四項、第二十三条の二の十六第二項並びに第二十三条の二の二十二の規定を準用する。この場合において、第二十三条の二の十四第六項から第九項までの規定中「医療機器責任技術者」とあり、第二十三条の二の十五第三項及び第四項並びに第二十三条の二の十五の二第三項中「医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者」とあり、及び第二十三条の二の十六第二項中「医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者」とあるのは、「医療機器修理責任技術者」と読み替えるものとする。

#### 法第40条の3において準用する条文（読み替え後）

(医療機器修理責任技術者の設置及び遵守事項)

#### 第二十三条の二の十四

5 医療機器の修理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療機器の修理を実地に管理させるために、事業所ごとに、責任技術者を置かなければならない

6 前項の規定により医療機器の修理を管理する者として置かれる者（以下「医療機器修理責任技術者」という。）は、次項及び第八項において準用する第八条第一項に規定する義務並びに第九項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

7 医療機器修理責任技術者は、医療機器の修理の管理を公正かつ適正に行うために必要があるときは、医療機器の修理業者に対し、意見を書面により述べなければならない。

- 8 医療機器修理責任技術者については、第八条第一項の規定を準用する。
- 9 医療機器修理責任技術者が行う医療機器の修理の管理のために必要な業務及び医療機器修理責任技術者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(医療機器の修理業者の遵守事項等)

#### 第二十三条の二の十五

- 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、医療機器修理責任技術者の義務の遂行のための配慮事項その他医療機器の修理業者がその業務に関し遵守すべき事項を定めることができる。
- 4 医療機器の修理業者は、前条第七項の規定により述べられた医療機器修理責任技術者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(医療機器の修理業者の法令遵守体制)

#### 第二十三条の二の十五の二

- 3 医療機器の修理業者は、医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 医療機器の修理の管理に関する業務について、医療機器修理責任技術者が有する権限を明らかにすること。
  - 二 医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該修理業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の医療機器の修理業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、医療機器の修理業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の医療機器の修理業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 4 医療機器の修理業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(休廃止等の届出)

#### 第二十三条の二の十六

- 2 医療機器の修理業者は、その事業所を廃止し、休止し、若しくは休止した事業所を再開したとき、又は医療機器修理責任技術者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

## 【全業種共通】

(改善命令等)

### 第七十二条の二の二

厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対して、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その者の第九条の二（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第二十三 条の二の十五の二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三 条の三十五の二、第二十九条の三、第三十一条の五又は第三十六条の二の二の 規定による措置が不十分であると認める場合においては、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。



薬生薬審発0602第3号  
薬生安発0602第1号  
令和3年6月2日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（公 印 省 略）

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）  
の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

本年2月14日に薬事承認を行ったコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：コミナティ筋注。以下「本剤」という。）の取扱いについては、令和3年2月14日付け薬生薬審発0214第1号、薬生安発0214第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長通知「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の使用に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）により通知したところです。

今般、5月31日に本剤の添付文書が改訂されましたので、留意事項通知に加え以下の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。なお、臨時接種における本剤の取扱いの詳細は、別途厚生労働省健康局健康課予防接種室より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等で周知されている旨申し添えます。

記

薬審2103



1. 接種対象者について

本剤の接種対象者について、新たに12～15歳の者が対象に加わった。なお、12

歳未満を対象とした臨床試験は実施されていない。

## 2. 保存方法について

本剤の保存方法として、新たに冷蔵庫（2～8℃）で1ヶ月保存することが可能となった。なお、引き続き-90～-60℃では6ヶ月、-25～-15℃では14日間まで保存することが可能となっている。また、いずれの場合にも箱、バイアルに記載の最終有効年月日（LOT/EXP欄に記載された年月）までに使用すること。

## 3. その他留意事項について

本剤の最新情報については厚生労働省のホームページや最新の添付文書、各種資料を参照すること。留意事項通知及び本通知と異なる記載がある場合には通知ではなく最新の各資料に従うこと。

事務連絡  
令和3年6月4日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」の改定について

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いに関するQ&Aについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大  
に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する  
Q&Aについて」（令和2年5月1日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局  
総務課事務連絡。以下「Q&A」という。）により、周知したところです。

今般、Q&Aを別添のとおり改定しましたので、貴職におかれてはこれを御了知の上、  
関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いいたします。

なお、改定箇所については、別紙をご参照ください。

以上

※ 以下、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を単に「事務連絡」という。

<全体>

Q1 事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされているが、具体的にはどのような状態を収束と呼ぶのか。

A1 新型コロナウイルス感染症の感染の収束の定義については、今後専門家も交えて議論が必要であるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いの趣旨を踏まえると、院内感染のリスクが低減され、患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃が想定される。

Q2 新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間に行う全ての診療について、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の適用が除外されるのか。

A2 事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応であるため、原則、既に指針に基づくオンライン診療を行っていた患者に対しては、指針の内容を遵守し、診療を行うこと。

Q3 情報通信機器を用いた診療を行う場合、どのような通信環境において、実施すべきか。

A3 情報通信機器を用いた診療を行う場合の通信環境に関しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」V2.（5）通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）を参考にして、情報セキュリティやプライバシーに配慮すること。

<患者・医療機関>

Q 4 なぜ麻薬や向精神薬は処方できないのか。

A 4 麻薬及び向精神薬については、濫用等のおそれがあることから、麻薬及び向精神薬取締法によりその取扱いについて厳格に規制されているところ。この点、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合は、患者のなりすましや虚偽の申告による濫用・転売の防止が困難であることを考慮し、麻薬及び向精神薬取締法に指定する麻薬及び向精神薬の処方はその対象から除外することとした。

Q 5 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ処方日数は7日間を上限とされているのか。

A 5 電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、処方医による一定の診察頻度を確保して患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、処方日数については7日間を上限とした。

Q 6-1 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ診療報酬における薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方はできないのか。

A 6-1 電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握出来ない場合には、副作用等のリスクが高いと想定される上記医薬品の処方はその対象から除外することとした。

Q 6-2 新型コロナウイルス感染症患者への緊急的な診療が必要な場合に、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、患者の基礎疾患の情報が把握できない場合であっても、患者のそばに訪問看護師が居合わせており、当該看護師から情報を得た上で診療する場合は、診療報酬における薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方はできないのか。

A 6-2 患者の基礎疾患の情報等のない初診で薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方を実施する場合は、対面診療によることが原則である。ただし、Q 6-2の場面で、対面診療を実施することができない場合には、看護師を患者の側で当該電話や情報通信機器を用いた診療に同席させ、当該看護師への指示等を通じて処方が必要と医師が判断した場合は、対面診療を含めて必要なフォローアップを行うことを前提に、当該薬剤のうち緊急的に必要な薬剤の処方を実施して差し支えない。

Q7 「初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない」場合とは具体的にどのような場合か。

A7 できるだけ早期の処置や服薬が必要であると医師が判断した場合、診断にあたって検査が必須となる場合等が考えられる。また、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であるかの判断は、個別具体的に医師の責任の下で行われるものであるが、電話や情報通信機器を用いた診療は症状が出現し、電話やオンラインによる診療の予約をしてから診察までに時間を要することが予想されること、重篤な症状でなくても緊急的な処置や治療が必要なことがあること（軽い胸痛や突然の頭痛等）や触診や聴診を行うことが困難であること等に鑑み、電話や情報通信機器を用いた診療には適していない症状をあらかじめ示しておくか、電話による予約などにおいて確認しておくことが望ましい。

Q8 1. (2) ①アにおいて、「説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。以下「指針」という。）Vの1. (1) に定める説明や同意に関する内容を参照すること」とされていますが、Vの1. (1) には医師と患者が相互に信頼関係を構築したうえでセキュリティ対策を含めた「診療計画」を定めて診療を行うと記載されております。「診療計画」の作成が必要でしょうか。

A8 初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合に、「診療計画」に定める事項も参考にした上で、医師から患者に対して十分な説明や合意を求めるものであり、必ずしも「診療計画」の策定を求めるものではない。

Q9 電話や情報通信機器を用いた診療を一度行った場合、再度同じ医師に電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合は、再診になりますか。またその場合の診療報酬は何を算定することが可能ですか。

A9 電話や情報通信機器による診療によって初めてなされた診断は、患者個人の十分な情報によってされたものではないため、再度電話や情報通信機器を用いて診療した際も、十分な情報に基づいて診療を行えないと考えられるため、事務連絡1(1)と同じ扱いとする。診療報酬においては、電話等再診料を算定する。

<患者>

Q10 本人確認は事務連絡における内容で対応しきれぬのか。また医師のなりすましが横行するのではないか。

A10 視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を行うこと、また医師の資格を有していることを証明すること。なお、都道府県において不適切な事例の報告があった際には当該医療機関を管轄する貴管下の保健所に対し、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指

導を行うほか、指導を行っても改善がみられず、医師法第 17 条違反が疑われる悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図ること。

Q11 70 歳以上の患者の窓口負担割合については、どのように確認を行うのか。また、国民健康保険の被保険者については、被保険者資格証明書を交付されている場合もあるが、どのように本人確認や窓口負担割合の確認を行うのか。

A11 被保険者証による本人確認に加え、70 歳以上の患者については、高齢受給者証についても確認を行うこと。また、国民健康保険の被保険者のうち、被保険者資格証明書の交付を受けている患者については、被保険者証による本人確認に代えて、被保険者資格証明書による本人確認を行うこと。

<医療機関>

Q12 電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関を取りまとめて公表することとしているが、公表されている医療機関以外は事務連絡に基づく診療を実施できないのか。

A12 事務連絡においては、電話や情報通信機器を用いた診療を希望する国民・患者のアクセスを確保する観点から、実施機関を取りまとめて公表することとしているところ。公表されている医療機関以外においては、事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際は、速やかに報告をすること。なお、厚生労働省では、報告に基づき、今後の検証を行う予定である。

Q13 自由診療の場合、都道府県に対する実施状況の報告は行わなくても良いのか。

A13 事務連絡 1（5）の実施状況の報告は、保険診療に限らず、自由診療についても行うこと。

Q14 診療後、領収証及び明細書の交付は、どのように行う必要があるか。

A14 保険医療機関においては、保険医療機関及び保険医療費担当規則において、領収証及び明細書を無償で交付する義務があるため、後日、ファクシミリ、電子メール又は郵送等により領収証及び明細書を無償で送付する必要がある。自由診療においても上記に準じて対応すること。

<都道府県>

Q15 なぜ都道府県では、医務主管課と薬務主管課が連携する必要があるのか。また、各都道府県においては具体的に何を議論するのか。

A15 事務連絡 1（5）の実施状況の報告については、医療機関のみに対して求めているところ、事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うに当たっては、患者が薬局において電話や情報通信機器による服薬指導等を希望し

た場合にどのように服薬指導等や薬剤の配送が行われたかについても把握する必要があるため、薬務主管課との連携を求めるもの。なお、事務連絡による対応期間内の検証の具体的な方法については、別途事務連絡を発出予定である。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A

(令和2年5月1日付事務連絡)

※下線部が改定箇所

新	旧
Q 1～Q 5 (略)	Q 1～Q 5 (略)
A 1～A 5 (略)	A 1～A 5 (略)
<p>Q 6-1 <u>初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ診療報酬における薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方できないのか。</u></p>	(新設)
<p>A 6-1 <u>電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握出来ない場合には、副作用等のリスクが高いと想定される上記医薬品の処方はその対象から除外することとした。</u></p>	(新設)
<p>Q 6-2 <u>新型コロナウイルス感染症患者への緊急的な診療が必要な場合に、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、患者の基礎疾患の情報が把握できない場合であっても、患者のそばに訪問看護師が居合わせており、当該看護師から情報を得た上で診療する場合は、診療報酬における薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方できないのか。</u></p>	(新設)
<p>A 6-2 <u>患者の基礎疾患の情報等のない初診で薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤の処方を実施する場合は、対面診療によることが原則である。ただし、Q 6-2の場面で、対面診療を実施することができない場合には、看護師を患者の側で当該電話や情報通信機器を用いた診療に同席させ、当該看護師への指示等を通じて処方が必要と医師が判断した場合は、対面診療を含めて必要なフォローアップを行うことを前提に、当該薬剤のうち緊急的に必要な薬剤の処方を実施して差し支えない。</u></p>	(新設)
Q 7～Q 15 (略)	Q 6～Q 14 (略)
A 7～A 15 (略)	A 6～A 14 (略)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

### 第十八改正日本薬局方の制定等について

今般、「日本薬局方の全部を改正する件」(令和 3 年厚生労働省告示第 220 号)をもって、第十八改正日本薬局方(以下「薬局方」という。)が本日告示され、同日から施行されることとなりましたので、下記の事項を御了知の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮をお願いします。

#### 記

#### 第 1 薬局方の全部改正の要点等について

今回の薬局方の全部改正(以下「第十八改正」という。)は、「第十八改正日本薬局方作成基本方針」(平成 28 年 8 月 25 日薬事・食品衛生審議会答申)に基づき、医学薬学等の進展に対応するとともに、諸外国における基準との調和を図るため、所要の見直しを行ったものであり、次の点について留意されたいこと。

- 1 薬局方においては、通則、生薬総則、製剤総則、一般試験法、医薬品各条、参照紫外可視吸収スペクトル及び参照赤外吸収スペクトルの順に収載されているが、改正告示のうち、官報において略することとした「次のよう」とは、通則から参照赤外吸収スペクトルまでの改正をいうこと。
- 2 通則について、以下のとおりとしたこと。
  - (1) 8 の条において、用いる原子量を 2015 年国際原子量表によるものとし、2015 年国際原子量表において原子量の変動範囲で示される元素の原子量は 2007 年国際原子量表によるものとした。

( 2 ) 34 の条として、新たに次の規定を追加した。

日本薬局方の製剤は、原則として一般試験法の元素不純物に係る規定に従って適切に管理を行う。また、製剤、原薬及び添加剤などにおいて、当該管理を行った場合には、医薬品各条などで規定された重金属、ヒ素など元素不純物の管理は要しない。

( 3 ) その他記載の整備等を行った。

3 一般試験法について、以下のとおりとしたこと。

( 1 ) 別紙第 1 の 1 の試験法を新たに収載した。

( 2 ) 別紙第 1 の 2 の試験法を改正した。

( 3 ) 別紙第 1 の 3 に掲げる標準品を追加した。

( 4 ) 別紙第 1 の 4 に掲げる標準品について名称変更を行った。

( 5 ) 別紙第 1 の 5 に掲げる標準品の製造機関を国立感染症研究所から、別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者へと変更した。

( 6 ) 試薬・試液に関しては、新たに 41 個を収載し、49 個を改正するほか、7 個を削除した。

( 7 ) その他記載の整備等を行った。

4 医薬品各条の主な改正は、以下のとおりであること。

( 1 ) 新規収載した医薬品及び収載されていた医薬品のうち第十八改正にて削除した品目は、それぞれ別紙第 2 の 1 及び別紙第 2 の 2 のとおりである。

( 2 ) 改正した医薬品各条は別紙第 2 の 3 のとおりである。

( 3 ) 日本名別名の一部又は全部を削除した医薬品各条は別紙第 2 の 4 のとおりである。

5 参照紫外可視吸収スペクトルについて、以下のとおりとしたこと。

( 1 ) 別紙第 3 のスペクトルを追加した。

6 参照赤外吸収スペクトルについて、以下のとおりとしたこと。

( 1 ) 別紙第 4 のスペクトルを追加した。

## 第 2 参考情報について

1 第十八改正の告示に併せ、参考情報について、次のとおりとしたこと。

( 1 ) 新たに作成した参考情報及び作成されていた参考情報のうち第十八改正にて廃止したものは、それぞれ別紙第 5 の 1、別紙第 5 の 2 である。

( 2 ) 改正した参考情報は別紙第 5 の 3 のとおりである。

( 3 ) 参考情報に固有番号を付与し、カテゴリー分類の見直しを行った。

## 2 参考情報の取扱い

参考情報は、医薬品の品質確保の上で必要な参考事項及び日本薬局方に収載された医薬品に関する参考となる試験法を記載したものであり、日本薬局方に収載された医薬品の適否の判断を示すものではないこと。

### 第3 他の医薬品等の規格集等に収載されていた品目の取扱い

- 1 以下の通知等により定められた各条の部のうち、第十八改正により削除された日本名別名を用いたものについては日本名に読み替えを行う。また、当該通知に定められた製剤各条については、通則34を適用すること。
  - (1) 平成14年9月20日付け医薬発第0920001号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格2002について」の別添
  - (2) 平成13年12月25日付け医薬発第1411号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」
  - (3) 平成11年9月22日付け医薬発第1117号厚生省医薬安全局長通知「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について(日本薬局方外医薬品規格1997の一部改正について)」の別添
  - (4) 平成30年3月29日付け薬生発0329第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品添加物規格2018について」の別添
- 2 日本薬局方外医薬品規格2002の取扱い  
平成14年9月20日付け医薬発第0920001号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格2002について」の別添により定められた各条の部のうち、別紙第6の1に掲げるものを削除すること。
- 3 日本薬局方外医薬品規格第三部の取扱い  
平成13年12月25日付け医薬発第1411号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」により定められた各条の部のうち、別紙第6の2に掲げるものを削除すること。
- 4 医薬品添加物規格2018の取扱い  
平成30年3月29日付け薬生発0329第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品添加物規格2018について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第6の3に掲げるものを削除すること。

### 第4 その他

- 1 元素不純物について  
元素不純物の管理等については、令和2年12月28日付け薬生薬審発1228第7号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知「医療用医薬品に係る元素不純物の取扱いについて」も参照すること。

## 2 標準品について

第十八改正において、14品目の標準品の追加等を行ったところである。一般に、標準品の製造・頒布に当たっては、当該医薬品の製造販売業者及び原薬製造業者等の協力が不可欠である。特に標準品の製造に必要となる原薬の提供に当たっては、後々のロット更新時を含めて、我が国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準である日本薬局方の趣旨を踏まえ、御協力をお願いしたいこと。

## 3 経過措置期間について

第十八改正に伴い令和4年12月31日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条（直接の容器等の記載事項）、第55条（販売、授与等の禁止）及び第56条（販売、製造等の禁止）に抵触することがないように、遅滞なく改正後の基準に改める必要があること。なお、別紙第2の4に示す日本名別名の削除及び通則34の適用については、令和6年6月30日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うこと。

## 第1 一般試験法

### 1 新たに収載した一般試験法

(1)	2.05 サイズ排除クロマトグラフィー
-----	---------------------

### 2 改正した一般試験法

(1)	前文	(2)	2.46 残留溶媒
(3)	2.48 水分測定法	(4)	2.51 導電率測定法
(5)	2.52 熱分析法	(6)	2.66 元素不純物
(7)	4.06 無菌試験法	(8)	5.01 生薬試験法
(9)	9.01 標準品	(10)	9.41 試薬・試液
(11)	9.62 計量器・用器		

### 3 新たに日本薬局方に収められた標準品

(1)	エリブリンメシル酸塩標準品	(2)	システム適合性試験用エリブリンメシル酸塩類縁物質 C 標準品
(3)	カベルゴリン標準品	(4)	グルカゴン標準品
(5)	ゲフィチニブ標準品	(6)	サッカリン標準品
(7)	セレコキシブ標準品	(8)	チモロールマレイン酸塩標準品
(9)	トリアゾラム標準品	(10)	ビカルタミド標準品
(11)	フェノフィブラート標準品	(12)	リルマザホン塩酸塩標準品
(13)	ロスバスタチンカルシウム標準品	(14)	ロフラゼプ酸エチル標準品

### 4 名称変更を行った標準品

	第十八改正での名称	第十七改正での名称
(1)	サッカリンナトリウム標準品	確認試験用サッカリンナトリウム標準品

### 5 国立感染症研究所から、別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品へと変更した標準品

(1)	エピルピシン塩酸塩標準品	(2)	クラリスロマイシン標準品
(3)	スルバクタム標準品	(4)	セフェピム塩酸塩標準品
(5)	セフォチアム塩酸塩標準品	(6)	セフトリアキソンナトリウム標準品
(7)	タゾバクタム標準品	(8)	バンコマイシン塩酸塩標準品
(9)	ピペラシリン標準品	(10)	ミノサイクリン塩酸塩標準品
(11)	ロキシスロマイシン標準品		

## 第2 医薬品各条

### 1 新規収載した医薬品

(1)	イリノテカン塩酸塩注射液	(2)	エリ布林メシル酸塩
(3)	カベルゴリン	(4)	グルカゴン(遺伝子組換え)
(5)	クロペラスチンフェンジゾ酸塩	(6)	クロペラスチンフェンジゾ酸塩錠
(7)	ゲフィチニブ	(8)	コポビドン
(9)	シロドシン口腔内崩壊錠	(10)	セレコキシブ
(11)	ゾピクロン	(12)	ゾピクロン錠
(13)	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩錠	(14)	トリアゾラム
(15)	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩点眼液	(16)	ビカルタミド
(17)	ピタバスタチンカルシウム口腔内崩壊錠	(18)	フェノバルビタール錠
(19)	フェノフィブラート	(20)	フェノフィブラート錠
(21)	フルジアゼパム錠	(22)	透析用ヘパリンナトリウム液
(23)	ロック用ヘパリンナトリウム液	(24)	ミグリトール錠
(25)	注射用メトトレキサート	(26)	リルマザホン塩酸塩水和物
(27)	リルマザホン塩酸塩錠	(28)	ロスバスタチンカルシウム
(29)	ロスバスタチンカルシウム錠	(30)	ロフラゼブ酸エチル
(31)	ロフラゼブ酸エチル錠	(32)	温清飲エキス
(33)	白虎加人参湯エキス		

### 2 削除した医薬品

(1)	ガスエソウマ抗毒素	(2)	コレラワクチン
(3)	ジフテリア破傷風混合トキソイド	(4)	日本脳炎ワクチン
(5)	乾燥日本脳炎ワクチン	(6)	経口生ポリオワクチン
(7)	メチルロザニリン塩化物	(8)	ワイル病秋やみ混合ワクチン

### 3 改正した医薬品

(1)	アザチオプリン錠	(2)	アプリンジン塩酸塩
(3)	アミノ安息香酸エチル	(4)	インスリン ヒト(遺伝子組換え)
(5)	インスリン アスパルト(遺伝子組換え)	(6)	インスリン グラルギン(遺伝子組換え)
(7)	エタンブトール塩酸塩	(8)	エポエチン アルファ(遺伝子組換え)
(9)	エポエチン ベータ(遺伝子組換え)	(10)	エルゴメトリンマレイン酸塩
(11)	エンピオマイシン硫酸塩	(12)	オキシトシン
(13)	オキシブプロカイン塩酸塩	(14)	オルメサルタン メドキシミル

(15)	カリジノゲナーゼ	(16)	カルシトニン サケ
(17)	カルメロースカルシウム	(18)	カルメロースナトリウム
(19)	クロスカルメロースナトリウム	(20)	キタサマイシン酢酸エステル
(21)	キタサマイシン酒石酸塩	(22)	クリノフィブラート
(23)	クロピドグレル硫酸塩	(24)	ゲンタマイシン硫酸塩
(25)	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	(26)	サッカリン
(27)	サッカリンナトリウム水和物	(28)	酸素
(29)	ジスチグミン臭化物	(30)	ジヒドロエルゴトキシンメシル酸塩
(31)	ジフェンヒドラミン	(32)	ジフェンヒドラミン塩酸塩
(33)	ジモルホラミン	(34)	シロドシン
(35)	シロドシン錠	(36)	スコボラミン臭化水素酸塩水和物
(37)	ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン	(38)	セフォペラゾンナトリウム
(39)	ゼラチン	(40)	精製ゼラチン
(41)	精製セラック	(42)	白色セラック
(43)	セルモロイキン(遺伝子組換え)	(44)	テセロイキン(遺伝子組換え)
(45)	テトラカイン塩酸塩	(46)	コムギデンプン
(47)	ドルゾラミド塩酸塩	(48)	ナファモスタットメシル酸塩
(49)	ナルトグラスチム(遺伝子組換え)	(50)	無水乳糖
(51)	乳糖水和物	(52)	ノルゲストレル・エチニルエストラジオール錠
(53)	精製白糖	(54)	バソプレシン注射液
(55)	パラアミノサリチル酸カルシウム水和物	(56)	バラシクロビル塩酸塩
(57)	バルサルタン	(58)	パロキセチン塩酸塩水和物
(59)	ピタバスタチンカルシウム水和物	(60)	ピタバスタチンカルシウム錠
(61)	低置換度ヒドロキシプロピルセルロース	(62)	ヒプロメロース
(63)	フィルグラスチム(遺伝子組換え)	(64)	ブチルスコボラミン臭化物
(65)	ブドウ糖注射液	(66)	フラジオマイシン硫酸塩
(67)	プルラン	(68)	ブレオマイシン塩酸塩
(69)	ブレオマイシン硫酸塩	(70)	プロタミン硫酸塩
(71)	ヘパリンカルシウム	(72)	ヘパリンナトリウム
(73)	ベポタスチンベシル酸塩	(74)	ポビドン
(75)	ポビドンヨード	(76)	ポリコナゾール
(77)	注射用ポリコナゾール	(78)	ホリナートカルシウム水和物
(79)	ポリミキシシン B 硫酸塩	(80)	メキシレチン塩酸塩

(81)	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	(82)	メチルセルロース
(83)	モンテルカストナトリウム	(84)	ラウリル硫酸ナトリウム
(85)	ラウロマクロゴール	(86)	リゾチーム塩酸塩
(87)	レノグラスチム(遺伝子組換え)	(88)	レボフロキサシン水和物
(89)	レボフロキサシン錠	(90)	レボフロキサシン細粒
(91)	レボフロキサシン注射液	(92)	ウワウルシ
(93)	オウバク	(94)	オウバク末
(95)	オウレン	(96)	オウレン末
(97)	黄連解毒湯エキス	(98)	ガジュツ
(99)	カッコウ	(100)	カクコン
(101)	加味帰脾湯エキス	(102)	加味逍遙散エキス
(103)	カロコン	(104)	カンゾウ
(105)	キョウカツ	(106)	クコシ
(107)	クジン	(108)	クジン末
(109)	桂枝茯苓丸エキス	(110)	ケイヒ
(111)	ケイヒ油	(112)	コウボク
(113)	コウボク末	(114)	ゴシュユ
(115)	呉茱萸湯エキス	(116)	五苓散エキス
(117)	サイコ	(118)	サイシン
(119)	サフラン	(120)	サンシシ
(121)	サンシシ末	(122)	サンシュユ
(123)	サンショウ	(124)	サンショウ末
(125)	サンソウニン	(126)	サンヤク
(127)	シャゼンシ	(128)	シャゼンソウ
(129)	ジュウヤク	(130)	ショウズク
(131)	センキュウ	(132)	センキュウ末
(133)	ゼンコ	(134)	センコツ
(135)	センソ	(136)	ソウジュツ
(137)	ソボク	(138)	ソヨウ
(139)	タンジン	(140)	チョウジ
(141)	チョウジ末	(142)	チョウトウコウ
(143)	チョレイ	(144)	チョレイ末
(145)	テンモンドウ	(146)	桃核承気湯エキス
(147)	トコンシロップ	(148)	ニクズク
(149)	ハッカ油	(150)	半夏厚朴湯エキス
(151)	ビャクゴウ	(152)	ブクリョウ
(153)	ブクリョウ末	(154)	ペラドンナコン

(155)	ボウコン	(156)	ボクソク
(157)	ポタンピ	(158)	ポタンピ末
(159)	ホミカ	(160)	ホミカエキス散
(161)	マオウ	(162)	リュウタン末
(163)	リョウキョウ	(164)	苓桂朮甘湯エキス
(165)	レンニク	(166)	ロートコン
(167)	ロートエキス散	(168)	ロートエキス・アネスタミン散

#### 4 日本名別名の一部又は全部を削除した医薬品各条

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(1)	アクラルピシン塩酸塩	塩酸アクラルピシン
(2)	アクリノール水和物	アクリノール
(3)	アスポキシシリン水和物	アスポキシシリン
(4)	アセタゾラミド	アセタゾールアミド
(5)	注射用アセチルコリン塩化物	注射用塩化アセチルコリン
(6)	アセチルシステイン	<i>N</i> -アセチル-L-システイン
(7)	アセプトロール塩酸塩	塩酸アセプトロール
(8)	アゼラスチン塩酸塩	塩酸アゼラスチン
(9)	アゼラスチン塩酸塩顆粒	塩酸アゼラスチン顆粒
(10)	アドレナリン液	塩酸アドレナリン液
		塩酸エピネフリン液
(11)	アドレナリン注射液	塩酸アドレナリン注射液
		塩酸エピネフリン注射液
(12)	アトロピン硫酸塩水和物	硫酸アトロピン
(13)	アトロピン硫酸塩注射液	硫酸アトロピン注射液
(14)	アプリンジン塩酸塩	塩酸アプリンジン
(15)	アプリンジン塩酸塩カプセル	塩酸アプリンジンカプセル
(16)	アフロクアロン	アフロクァロン
(17)	アヘンアルカロイド塩酸塩	塩酸アヘンアルカロイド
(18)	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	塩酸アヘンアルカロイド注射液
(19)	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	オピアト注射液
(20)	アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	オピスコ注射液
(21)	弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	弱オピスコ注射液
(22)	アマンタジン塩酸塩	塩酸アマンタジン
(23)	アミオダロン塩酸塩	塩酸アミオダロン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(24)	アミオダロン塩酸塩錠	塩酸アミオダロン錠
(25)	アミカシン硫酸塩	硫酸アミカシン
(26)	アミカシン硫酸塩注射液	硫酸アミカシン注射液
(27)	注射用アミカシン硫酸塩	注射用硫酸アミカシン
(28)	アミトリプチリン塩酸塩	塩酸アミトリプチリン
(29)	アミトリプチリン塩酸塩錠	塩酸アミトリプチリン錠
(30)	アミノフィリン水和物	アミノフィリン
(31)	アムロジピンベシル酸塩	ベシル酸アムロジピン
(32)	アムロジピンベシル酸塩錠	ベシル酸アムロジピン錠
(33)	アモキシシリン水和物	アモキシシリン
(34)	アモスラロール塩酸塩	塩酸アモスラロール
(35)	アモスラロール塩酸塩錠	塩酸アモスラロール錠
(36)	アリメマジン酒石酸塩	酒石酸アリメマジン
(37)	亜硫酸水素ナトリウム	重亜硫酸ナトリウム
(38)	乾燥亜硫酸ナトリウム	無水亜硫酸ナトリウム
(39)	アルガトロパン水和物	アルガトロパン
(40)	L - アルギニン塩酸塩	塩酸アルギニン
		塩酸 L - アルギニン
(41)	L - アルギニン塩酸塩注射液	塩酸アルギニン注射液
		塩酸 L - アルギニン注射液
(42)	アルジオキサ	ジヒドロキシアルミニウムアラントイナート
(43)	アルジオキサ錠	ジヒドロキシアルミニウムアラントイナート錠
(44)	アルジオキサ顆粒	ジヒドロキシアルミニウムアラントイナート顆粒
(45)	アルプレノロール塩酸塩	塩酸アルプレノロール
(46)	アルプロスタジル	プロスタグランジン E <sub>1</sub>
(47)	アルプロスタジル アルファデクス	アルプロスタジルアルファデクス
		プロスタグランジン E <sub>1</sub> α - シクロデキストリン包接化合物
(48)	アルベカシン硫酸塩	硫酸アルベカシン
(49)	アルベカシン硫酸塩注射液	硫酸アルベカシン注射液
(50)	アロチノロール塩酸塩	塩酸アロチノロール
(51)	安息香酸ナトリウムカフェイン	アンナカ

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(52)	無水アンピシリン	無水アミノベンジルペニシリン
(53)	アンピシリン水和物	アミノベンジルペニシリン
		アンピシリン
(54)	アンピシリンナトリウム	アミノベンジルペニシリンナトリウム
(55)	アンベノニウム塩化物	塩化アンベノニウム
(56)	イセパマイシン硫酸塩	硫酸イセパマイシン
(57)	イセパマイシン硫酸塩注射液	硫酸イセパマイシン注射液
(58)	イソクスプリン塩酸塩	塩酸イソクスプリン
(59)	イソクスプリン塩酸塩錠	塩酸イソクスプリン錠
(60)	l- イソプレナリン塩酸塩	l- 塩酸イソプレナリン
		l- 塩酸イソプロテレノール
(61)	イダルビシン塩酸塩	塩酸イダルビシン
(62)	注射用イダルビシン塩酸塩	注射用塩酸イダルビシン
(63)	70%一硝酸イソソルビド乳糖末	70%イソソルビド一硝酸エステル乳糖末
(64)	イフェンプロジル酒石酸塩	酒石酸イフェンプロジル
(65)	イフェンプロジル酒石酸塩錠	酒石酸イフェンプロジル錠
(66)	イフェンプロジル酒石酸塩細粒	酒石酸イフェンプロジル細粒
(67)	イプラトロピウム臭化物水和物	臭化イプラトロピウム
(68)	イミダプリル塩酸塩	塩酸イミダプリル
(69)	イミダプリル塩酸塩錠	塩酸イミダプリル錠
(70)	イミプラミン塩酸塩	塩酸イミプラミン
(71)	イミプラミン塩酸塩錠	塩酸イミプラミン錠
(72)	イミペネム水和物	イミペネム
(73)	イルソグラジンマレイン酸塩	マレイン酸イルソグラジン
(74)	イルソグラジンマレイン酸塩錠	マレイン酸イルソグラジン錠
(75)	イルソグラジンマレイン酸塩細粒	マレイン酸イルソグラジン細粒
(76)	インスリン ヒト(遺伝子組換え)	インスリン(ヒト)(遺伝子組換え)
		ヒトインスリン(遺伝子組換え)
(77)	インスリン ヒト(遺伝子組換え)注射液	インスリン(ヒト)(遺伝子組換え)注射液
		ヒトインスリン(遺伝子組換え)注射液
(78)	ウルソデオキシコール酸	ウルソデスオキシコール酸

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(79)	ウルソデオキシコール酸錠	ウルソデスオキシコール酸錠
(80)	ウルソデオキシコール酸顆粒	ウルソデスオキシコール酸顆粒
(81)	エカベトナトリウム水和物	エカベトナトリウム
(82)	エストラジオール安息香酸エステル	安息香酸エストラジオール
(83)	エストラジオール安息香酸エステル水性懸濁注射液	安息香酸エストラジオール水性懸濁注射液
(84)	エタンプトール塩酸塩	塩酸エタンプトール
(85)	L - エチルシステイン塩酸塩	塩酸エチルシステイン
		塩酸 L - エチルシステイン
(86)	エチルモルヒネ塩酸塩水和物	ジオニン
(87)	エチレフリン塩酸塩	塩酸エチレフリン
(88)	エチレフリン塩酸塩錠	塩酸エチレフリン錠
(89)	エデト酸カルシウムナトリウム水和物	エデト酸カルシウム二ナトリウム
		エデト酸カルシウム二ナトリウム水和物
(90)	エデト酸ナトリウム水和物	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム
		エデト酸ナトリウム
		EDTA ナトリウム
(91)	エテンザミド	エトキシベンズアミド
(92)	エナラプリルマレイン酸塩	マレイン酸エナラプリル
(93)	エナラプリルマレイン酸塩錠	マレイン酸エナラプリル錠
(94)	エピリゾール	メピリゾール
(95)	エピルピシン塩酸塩	塩酸エピルピシン
(96)	エフェドリン塩酸塩	塩酸エフェドリン
(97)	エフェドリン塩酸塩錠	塩酸エフェドリン錠
(98)	エフェドリン塩酸塩散 10%	塩酸エフェドリン散
		塩酸エフェドリン散 10%
(99)	エフェドリン塩酸塩注射液	塩酸エフェドリン注射液
(100)	エペリゾン塩酸塩	塩酸エペリゾン
(101)	エメダスチンフマル酸塩	フマル酸エメダスチン
(102)	エリスロマイシンエチルコハク酸エステル	コハク酸エリスロマイシンエチル
		エチルコハク酸エリスロマイシン
(103)	エリスロマイシンステアリン酸塩	ステアリン酸エリスロマイシン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(104)	エリスロマイシンラクトビオン酸塩	ラクトビオン酸エリスロマイシン
(105)	エルゴカルシフェロール	カルシフェロール
(106)	エルゴタミン酒石酸塩	酒石酸エルゴタミン
(107)	エルゴメトリンマレイン酸塩	マレイン酸エルゴメトリン
(108)	エルゴメトリンマレイン酸塩錠	マレイン酸エルゴメトリン錠
(109)	エルゴメトリンマレイン酸塩注射液	マレイン酸エルゴメトリン注射液
(110)	塩化カルシウム水和物	塩化カルシウム
(111)	エンピオマイシン硫酸塩	硫酸エンピオマイシン
(112)	オキサピウムヨウ化物	ヨウ化オキサピウム
(113)	オキシコドン塩酸塩水和物	塩酸オキシコドン
(114)	複方オキシコドン注射液	複方ヒコデノン注射液
(115)	複方オキシコドン・アトロピン注射液	ヒコアト注射液
(116)	オキシテトラサイクリン塩酸塩	塩酸オキシテトラサイクリン
(117)	オキシブプロカイン塩酸塩	塩酸オキシブプロカイン
(118)	オクスプレノロール塩酸塩	塩酸オクスプレノロール
(119)	オルシプレナリン硫酸塩	硫酸オルシプレナリン
(120)	オロパタジン塩酸塩	塩酸オロパタジン
(121)	オロパタジン塩酸塩錠	塩酸オロパタジン錠
(122)	カイニン酸水和物	カイニン酸
(123)	カナマイシン一硫酸塩	一硫酸カナマイシン
(124)	カナマイシン硫酸塩	硫酸カナマイシン
(125)	カフェイン水和物	カフェイン
(126)	ガベキサートメシル酸塩	メシル酸ガベキサート
(127)	カモスタットメシル酸塩	メシル酸カモスタット
(128)	β - ガラクトシダーゼ (アスペルギルス)	アスペルギルス産生ガラクトシダーゼ
(129)	β - ガラクトシダーゼ (ペニシリウム)	ペニシリウム産生ガラクトシダーゼ
(130)	カルシトニン サケ	カルシトニン(サケ)
		サケカルシトニン(合成)
(131)	カルテオロール塩酸塩	塩酸カルテオロール
(132)	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム
(133)	カルビドパ水和物	カルビドパ
(134)	キタサマイシン	ロイコマイシン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(135)	キタサマイシン酢酸エステル	アセチルキタサマイシン
		アセチルロイコマイシン
		ロイコマイシン酢酸エステル
(136)	キタサマイシン酒石酸塩	酒石酸ロイコマイシン
		酒石酸キタサマイシン
		ロイコマイシン酒石酸塩
(137)	キナプリル塩酸塩	塩酸キナプリル
(138)	キナプリル塩酸塩錠	塩酸キナプリル錠
(139)	キニジン硫酸塩水和物	硫酸キニジン
(140)	キニーネ塩酸塩水和物	塩酸キニーネ
(141)	キニーネ硫酸塩水和物	硫酸キニーネ
(142)	グアイフェネシン	グアヤコールグリセリンエーテル
(143)	グアナベンズ酢酸塩	酢酸グアナベンズ
(144)	クエン酸水和物	クエン酸
(145)	クエン酸ナトリウム水和物	クエン酸ナトリウム
(146)	グリシン	アミノ酢酸
(147)	クリンダマイシン塩酸塩	塩酸クリンダマイシン
(148)	クリンダマイシン塩酸塩カプセル	塩酸クリンダマイシンカプセル
(149)	クリンダマイシンリン酸エステル	リン酸クリンダマイシン
(150)	クリンダマイシンリン酸エステル注射液	リン酸クリンダマイシン注射液
(151)	グルコン酸カルシウム水和物	グルコン酸カルシウム
(152)	グルタチオン	グルタチオン(還元型)
(153)	クレボプリドリンゴ酸塩	リンゴ酸クレボプリド
(154)	クレマスチンフマル酸塩	フマル酸クレマスチン
(155)	クロカブラミン塩酸塩水和物	塩酸クロカブラミン
(156)	クロキサシリンナトリウム水和物	クロキサシリンナトリウム
		メチルクロルフェニルイソキサゾリルペニシリンナトリウム
(157)	クロコナゾール塩酸塩	塩酸クロコナゾール
(158)	クロニジン塩酸塩	塩酸クロニジン
(159)	クロフェダノール塩酸塩	塩酸クロフェダノール
(160)	クロベタゾールプロピオン酸エステル	プロピオン酸クロベタゾール
(161)	クロペラスチン塩酸塩	塩酸クロペラスチン
(162)	クロミフェンクエン酸塩	クエン酸クロミフェン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(163)	クロミフェンクエン酸塩錠	クエン酸クロミフェン錠
(164)	クロミプラミン塩酸塩	塩酸クロミプラミン
(165)	クロラムフェニコールコハク酸エステルナトリウム	コハク酸クロラムフェニコールナトリウム
(166)	クロルフェニラミンマレイン酸塩	マレイン酸クロルフェニラミン
(167)	クロルフェニラミンマレイン酸塩錠	マレイン酸クロルフェニラミン錠
(168)	クロルフェニラミンマレイン酸塩散	マレイン酸クロルフェニラミン散
(169)	クロルフェニラミンマレイン酸塩注射液	マレイン酸クロルフェニラミン注射液
(170)	<i>d</i> -クロルフェニラミンマレイン酸塩	<i>d</i> -マレイン酸クロルフェニラミン
(171)	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	カルバミン酸クロルフェネシン
(172)	クロルフェネシンカルバミン酸エステル錠	カルバミン酸クロルフェネシン錠
(173)	クロルプロマジン塩酸塩	塩酸クロルプロマジン
(174)	クロルプロマジン塩酸塩錠	塩酸クロルプロマジン錠
(175)	クロルプロマジン塩酸塩注射液	塩酸クロルプロマジン注射液
(176)	クロルヘキシジン塩酸塩	塩酸クロルヘキシジン
(177)	クロルヘキシジングルコン酸塩液	グルコン酸クロルヘキシジン液
(178)	クロルマジノン酢酸エステル	酢酸クロルマジノン
(179)	ケタミン塩酸塩	塩酸ケタミン
(180)	ケトコナゾール液	ケトコナゾール外用液
(181)	ケトチフェンフマル酸塩	フマル酸ケトチフェン
(182)	ゲンタマイシン硫酸塩	硫酸ゲンタマイシン
(183)	ゲンタマイシン硫酸塩点眼液	硫酸ゲンタマイシン点眼液
(184)	コカイン塩酸塩	塩酸コカイン
(185)	コデインリン酸塩水和物	リン酸コデイン
(186)	コデインリン酸塩錠	リン酸コデイン錠
(187)	コデインリン酸塩散 1%	リン酸コデイン散 1%
(188)	コデインリン酸塩散 10%	リン酸コデイン散 10%
(189)	ゴナドレリン酢酸塩	酢酸ゴナドレリン
(190)	コリスチン硫酸塩	硫酸コリスチン
(191)	コルチゾン酢酸エステル	酢酸コルチゾン
(192)	コレステミド	コレステラン
(193)	酢酸ナトリウム水和物	酢酸ナトリウム

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(194)	サッカリンナトリウム水和物	サッカリンナトリウム
(195)	サルプタモール硫酸塩	硫酸サルプタモール
(196)	サルボグレラート塩酸塩	塩酸サルボグレラート
(197)	サルボグレラート塩酸塩錠	塩酸サルボグレラート錠
(198)	サルボグレラート塩酸塩細粒	塩酸サルボグレラート細粒
(199)	酸化カルシウム	生石灰
(200)	三酸化ヒ素	三酸化ヒ素
(201)	ジエチルカルバマジンクエン酸塩	クエン酸ジエチルカルバマジン
(202)	ジエチルカルバマジンクエン酸塩錠	クエン酸ジエチルカルバマジン錠
(203)	ジクロキサシリンナトリウム水和物	ジクロキサシリンナトリウム
		メチルジクロロフェニルイソキサゾリルペニシリンナトリウム
(204)	シクロスポリン	サイクロスポリン A
(205)	シクロペントラート塩酸塩	塩酸シクロペントラート
(206)	シクロホスファミド水和物	シクロホスファミド
(207)	ジスチグミン臭化物	臭化ジスチグミン
(208)	ジスチグミン臭化物錠	臭化ジスチグミン錠
(209)	ジノプロスト	プロスタグランジン F <sub>2a</sub>
(210)	ジヒドロエルゴタミンメシル酸塩	メシル酸ジヒドロエルゴタミン
(211)	ジヒドロエルゴトキシンメシル酸塩	メシル酸ジヒドロエルゴトキシン
(212)	ジヒドロコデインリン酸塩	リン酸ジヒドロコデイン
(213)	ジヒドロコデインリン酸塩散 1%	リン酸ジヒドロコデイン散 1%
(214)	ジヒドロコデインリン酸塩散 10%	リン酸ジヒドロコデイン散 10%
(215)	ジフェニドール塩酸塩	塩酸ジフェニドール
(216)	ジフェンヒドラミン塩酸塩	塩酸ジフェンヒドラミン
(217)	ジフェンヒドラミン・バレリル尿素散	ジフェンヒドラミン・ワレリル尿素散
(218)	ジブカイン塩酸塩	塩酸ジブカイン
(219)	乾燥ジフテリアウマ抗毒素	乾燥ジフテリア抗毒素
(220)	ジフルコルトロン吉草酸エステル	吉草酸ジフルコルトロン
(221)	シプロフロキサシン塩酸塩水和物	塩酸シプロフロキサシン
(222)	シプロヘプタジン塩酸塩水和物	塩酸シプロヘプタジン
(223)	ジフロラゾン酢酸エステル	酢酸ジフロラゾン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(224)	ジベカシン硫酸塩	硫酸ジベカシン
(225)	ジベカシン硫酸塩点眼液	硫酸ジベカシン点眼液
(226)	シベンゾリンコハク酸塩	コハク酸シベンゾリン
(227)	シベンゾリンコハク酸塩錠	コハク酸シベンゾリン錠
(228)	ジメモルファンリン酸塩	リン酸ジメモルファン
(229)	次没食子酸ビスマス	デルマトール
(230)	硝酸イソソルビド	イソソルビド硝酸エステル
(231)	硝酸イソソルビド錠	イソソルビド硝酸エステル錠
(232)	ジョサマイシンプロピオン酸エステル	プロピオン酸ジョサマイシン
(233)	シラザプリル水和物	シラザプリル
(234)	ジラゼプ塩酸塩水和物	塩酸ジラゼプ
(235)	ジルチアゼム塩酸塩	塩酸ジルチアゼム
(236)	水酸化カルシウム	消石灰
(237)	スキサメトニウム塩化物水和物	塩化スキサメトニウム
(238)	スキサメトニウム塩化物注射液	塩化スキサメトニウム注射液
(239)	注射用スキサメトニウム塩化物	注射用塩化スキサメトニウム
(240)	スクラルファート水和物	ショ糖硫酸エステルアルミニウム塩
		スクラルファート
(241)	スコポラミン臭化水素酸塩水和物	臭化水素酸スコポラミン
(242)	ステアリン酸ポリオキシル 40	ポリオキシル 40 モノステアリン酸エステル
(243)	ストレプトマイシン硫酸塩	硫酸ストレプトマイシン
(244)	注射用ストレプトマイシン硫酸塩	注射用硫酸ストレプトマイシン
(245)	スピラマイシン酢酸エステル	アセチルスピラマイシン
(246)	スペクチノマイシン塩酸塩水和物	塩酸スペクチノマイシン
(247)	スルタミシリントシル酸塩水和物	トシル酸スルタミシリン
(248)	スルタミシリントシル酸塩錠	トシル酸スルタミシリン錠
(249)	スルピリン水和物	スルピリン
(250)	スルファメトキサゾール	スルフイソメゾール
(251)	スルファモノメトキシ水和物	スルファモノメトキシ
(252)	生理食塩液	等張塩化ナトリウム注射液
		等張食塩液

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(253)	セチリジン塩酸塩	塩酸セチリジン
(254)	セチリジン塩酸塩錠	塩酸セチリジン錠
(255)	セトチアミン塩酸塩水和物	塩酸セトチアミン
		ジセチアミン塩酸塩水和物
		塩酸ジセチアミン
(256)	セトラキサート塩酸塩	塩酸セトラキサート
(257)	シロップ用セファトリジンプロピレングリコール	セファトリジンプロピレングリコールドライシロップ
		シロップ用セファトリジン
(258)	シロップ用セファドロキシル	セファドロキシルドライシロップ
(259)	シロップ用セファレキシシ	セファレキシシドライシロップ
(260)	セフィキシム水和物	セフィキシム
(261)	セフェピム塩酸塩水和物	塩酸セフェピム
(262)	注射用セフェピム塩酸塩	注射用塩酸セフェピム
(263)	セフォゾプラン塩酸塩	塩酸セフォゾプラン
(264)	注射用セフォゾプラン塩酸塩	注射用塩酸セフォゾプラン
(265)	セフォチアム塩酸塩	塩酸セフォチアム
(266)	注射用セフォチアム塩酸塩	注射用塩酸セフォチアム
(267)	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	塩酸セフカペン ピボキシル
(268)	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠	セフカペンピボキシル塩酸塩錠
		塩酸セフカペン ピボキシル錠
(269)	セフカペン ピボキシル塩酸塩細粒	セフカペンピボキシル塩酸塩細粒
		塩酸セフカペン ピボキシル細粒
(270)	セフジトレン ピボキシル	セフジトレンピボキシル
(271)	セフジトレン ピボキシル錠	セフジトレンピボキシル錠
(272)	セフジトレン ピボキシル細粒	セフジトレンピボキシル細粒
(273)	セフタジジム水和物	セフタジジム
(274)	セフチブテン水和物	セフチブテン
(275)	セフテラム ピボキシル	セフテラムピボキシル
(276)	セフテラム ピボキシル錠	セフテラムピボキシル錠
(277)	セフテラム ピボキシル細粒	セフテラムピボキシル細粒
(278)	セフトリアキソンナトリウム水和物	セフトリアキソンナトリウム

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(279)	セフピロム硫酸塩	硫酸セフピロム
(280)	セフポドキシム プロキセチル	セフポドキシムプロキセチル
(281)	シロップ用セフポドキシム プロキセチル	セフポドキシムプロキセチルドライシロップ
(282)	セフミノクスナトリウム水和物	セフミノクスナトリウム
(283)	セフメノキシム塩酸塩	塩酸セフメノキシム
(284)	セフロキサジン水和物	セフロキサジン
(285)	シロップ用セフロキサジン	セフロキサジンドライシロップ
(286)	セフロキシム アキセチル	セフロキシムアキセチル
(287)	ソルピタンセスキオレイン酸エステル	セスキオレイン酸ソルピタン
(288)	ゾルピデム酒石酸塩	酒石酸ゾルピデム
(289)	ゾルピデム酒石酸塩錠	酒石酸ゾルピデム錠
(290)	D - ソルビトール	D - ソルビット
(291)	D - ソルビトール液	D - ソルビット液
(292)	ダウノルビシン塩酸塩	塩酸ダウノルビシン
(293)	タカルシトール水和物	タカルシトール
(294)	タムスロシン塩酸塩	塩酸タムスロシン
(295)	タムスロシン塩酸塩徐放錠	塩酸タムスロシン徐放錠
(296)	タモキシフェンクエン酸塩	クエン酸タモキシフェン
(297)	タランピシリン塩酸塩	塩酸アンピシリンフタリジル
		塩酸タランピシリン
(298)	タルチレリン水和物	タルチレリン
(299)	沈降炭酸カルシウム錠	カルシウム炭酸塩錠
(300)	沈降炭酸カルシウム細粒	カルシウム炭酸塩細粒
(301)	炭酸ナトリウム水和物	炭酸ナトリウム
(302)	ダントロレンナトリウム水和物	ダントロレンナトリウム
(303)	チアプリド塩酸塩	塩酸チアプリド
(304)	チアプリド塩酸塩錠	塩酸チアプリド錠
(305)	チアミン塩化物塩酸塩	塩酸チアミン
		チアミン塩酸塩
(306)	チアミン塩化物塩酸塩散	塩酸チアミン散
		チアミン塩酸塩散
(307)	チアミン塩化物塩酸塩注射液	塩酸チアミン注射液
		チアミン塩酸塩注射液

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(308)	チアミン硝化物	硝酸チアミン
(309)	チアラミド塩酸塩	塩酸チアラミド
(310)	チアラミド塩酸塩錠	塩酸チアラミド錠
(311)	チオ硫酸ナトリウム水和物	チオ硫酸ナトリウム
(312)	チクロピジン塩酸塩	塩酸チクロピジン
(313)	チザニジン塩酸塩	塩酸チザニジン
(314)	チベピジンヒベンズ酸塩	ヒベンズ酸チベピジン
(315)	チベピジンヒベンズ酸塩錠	ヒベンズ酸チベピジン錠
(316)	チメピジウム臭化物水和物	臭化チメピジウム
(317)	チモロールマレイン酸塩	マレイン酸チモロール
(318)	L-チロシン	L-チロジン
(319)	ツロブテロール塩酸塩	塩酸ツロブテロール
(320)	デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ 5	デキストラン硫酸ナトリウム イオウ 5
(321)	デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ 18	デキストラン硫酸ナトリウム イオウ 18
(322)	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	臭化水素酸デキストロメトルファン
(323)	テストステロンエナント酸エステル	エナント酸テストステロン
(324)	テストステロンエナント酸エステル注射液	エナント酸テストステロン注射液
(325)	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
(326)	テストステロンプロピオン酸エステル注射液	プロピオン酸テストステロン注射液
(327)	テトラカイン塩酸塩	塩酸テトラカイン
(328)	テトラサイクリン塩酸塩	塩酸テトラサイクリン
(329)	デヒドロコール酸注射液	デヒドロコール酸ナトリウム注射液
(330)	デフェロキサミンメシル酸塩	メシル酸デフェロキサミン
(331)	デメチルクロルテトラサイクリン塩酸塩	塩酸デメチルクロルテトラサイクリン
(332)	テモカプリル塩酸塩	塩酸テモカプリル
(333)	テモカプリル塩酸塩錠	塩酸テモカプリル錠
(334)	テルビナフィン塩酸塩	塩酸テルビナフィン
(335)	テルビナフィン塩酸塩錠	塩酸テルビナフィン錠
(336)	テルビナフィン塩酸塩液	塩酸テルビナフィン液
(337)	テルビナフィン塩酸塩スプレー	塩酸テルビナフィンスプレー

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(338)	テルピナフィン塩酸塩クリーム	塩酸テルピナフィソクリソム
(339)	テルプタリン硫酸塩	硫酸テルプタリン
(340)	コムギデンブン	小麦澱粉
(341)	コメデンブン	米澱粉
(342)	トウモロコシデンブン	トウモロコシ澱粉
(343)	バレイショデンブン	バレイショ澱粉
(344)	デンブソグリコール酸ナトリウム	カルボキシメチルスターチナトリウム
(345)	乾燥痘そうワクチン	乾燥痘苗
(346)	ドキサゾシンメシル酸塩	メシル酸ドキサゾシン
(347)	ドキサゾシンメシル酸塩錠	メシル酸ドキサゾシン錠
(348)	ドキサプラム塩酸塩水和物	塩酸ドキサプラム
(349)	ドキシサイクリン塩酸塩水和物	塩酸ドキシサイクリン
(350)	ドキシサイクリン塩酸塩錠	塩酸ドキシサイクリン錠
(351)	ドキシソルピシン塩酸塩	塩酸ドキシソルピシン
(352)	注射用ドキシソルピシン塩酸塩	注射用塩酸ドキシソルピシン
(353)	トコフェロール	<i>dl</i> - $\alpha$ -トコフェロール
(354)	トコフェロールコハク酸エステルカルシウム	コハク酸トコフェロールカルシウム
(355)	トコフェロール酢酸エステル	酢酸トコフェロール
		酢酸 <i>dl</i> - $\alpha$ -トコフェロール
(356)	トコフェロールニコチン酸エステル	ニコチン酸トコフェロール
		ニコチン酸 <i>dl</i> - $\alpha$ -トコフェロール
(357)	トスフロキサシソトシル酸塩水和物	トシル酸トスフロキサシン
(358)	トスフロキサシソトシル酸塩錠	トシル酸トスフロキサシン錠
(359)	トドララジン塩酸塩水和物	塩酸エカラジン
		塩酸トドララジン
(360)	ドネベジル塩酸塩	塩酸ドネベジル
(361)	ドネベジル塩酸塩錠	塩酸ドネベジル錠
(362)	ドネベジル塩酸塩細粒	塩酸ドネベジル細粒
(363)	ドパミン塩酸塩	塩酸ドパミン
(364)	ドパミン塩酸塩注射液	塩酸ドパミン注射液
(365)	ドブタミン塩酸塩	塩酸ドブタミン
(366)	トリクロホスナトリウム	リン酸トリクロルエチルナトリウム

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(367)	トリクロホスナトリウムシロップ	リン酸トリクロルエチルナトリウムシロップ
(368)	トリコマイシン	ハチマイシン
(369)	トリヘキシフェニジル塩酸塩	塩酸トリヘキシフェニジル
(370)	トリヘキシフェニジル塩酸塩錠	塩酸トリヘキシフェニジル錠
(371)	トリメタジジン塩酸塩	塩酸トリメタジジン
(372)	トリメタジジン塩酸塩錠	塩酸トリメタジジン錠
(373)	トリメトキノール塩酸塩水和物	塩酸トリメトキノール
		塩酸トレトキノール
(374)	トリメブチンマレイン酸塩	マレイン酸トリメブチン
(375)	トルナフタート	トルナフテート
(376)	トルナフタート液	トルナフテート液
(377)	トルペリゾン塩酸塩	塩酸トルペリゾン
(378)	L-トレオニン	L-スレオニン
(379)	トレハロース水和物	トレハロース
(380)	ナファゾリン塩酸塩	塩酸ナファゾリン
(381)	ナファゾリン硝酸塩	硝酸ナファゾリン
(382)	ナファモスタットメシル酸塩	メシル酸ナファモスタット
(383)	ナロキソン塩酸塩	塩酸ナロキソン
(384)	ニカルジピン塩酸塩	塩酸ニカルジピン
(385)	ニカルジピン塩酸塩注射液	塩酸ニカルジピン注射液
(386)	二酸化炭素	炭酸ガス
(387)	乳酸カルシウム水和物	乳酸カルシウム
(388)	乳糖水和物	乳糖
(389)	ネオスチグミンメチル硫酸塩	メチル硫酸ネオスチグミン
(390)	ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液	メチル硫酸ネオスチグミン注射液
(391)	ノスカピン	ナルコチン
(392)	ノスカピン塩酸塩水和物	塩酸ナルコチン
		塩酸ノスカピン
(393)	ノルアドレナリン注射液	塩酸ノルアドレナリン注射液
		塩酸ノルエピネフリン注射液
(394)	バカンピシリン塩酸塩	塩酸アンピシリンエトキシカルボニルオキシエチル
		塩酸バカンピシリン
(395)	パパベリン塩酸塩	塩酸パパベリン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(396)	パパベリン塩酸塩注射液	塩酸パパベリン注射液
(397)	乾燥はぶウマ抗毒素	乾燥はぶ抗毒素
(398)	パラアミノサリチル酸カルシウム水和物	パスカルシウム
		パラアミノサリチル酸カルシウム
(399)	バラシクロビル塩酸塩錠	塩酸バラシクロビル錠
(400)	パロキセチン塩酸塩水和物	塩酸パロキセチン水和物
(401)	パンクロニウム臭化物	臭化パンクロニウム
(402)	バンコマイシン塩酸塩	塩酸バンコマイシン
(403)	注射用バンコマイシン塩酸塩	注射用塩酸バンコマイシン
(404)	ピオグリタゾン塩酸塩	塩酸ピオグリタゾン
(405)	ピオグリタゾン塩酸塩錠	塩酸ピオグリタゾン錠
(406)	ピコスルファートナトリウム水和物	ピコスルファートナトリウム
(407)	L - ヒスチジン塩酸塩水和物	塩酸L - ヒスチジン
		L - 塩酸ヒスチジン
(408)	ビソプロロールフマル酸塩	フマル酸ビソプロロール
(409)	ビソプロロールフマル酸塩錠	フマル酸ビソプロロール錠
(410)	ピタバスタチンカルシウム水和物	ピタバスタチンカルシウム
(411)	ヒドララジン塩酸塩	塩酸ヒドララジン
(412)	ヒドララジン塩酸塩錠	塩酸ヒドララジン錠
(413)	ヒドララジン塩酸塩散	塩酸ヒドララジン散
(414)	注射用ヒドララジン塩酸塩	注射用塩酸ヒドララジン
(415)	ヒドロキシジン塩酸塩	塩酸ヒドロキシジン
(416)	ヒドロキシジンパモ酸塩	パモ酸ヒドロキシジン
(417)	ヒドロキシコバラミン酢酸塩	酢酸ヒドロキシコバラミン
(418)	ヒドロコタルニン塩酸塩水和物	塩酸ヒドロコタルニン
(419)	ヒドロコルチゾンコハク酸エステル	コハク酸ヒドロコルチゾン
(420)	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム
(421)	ヒドロコルチゾン酢酸エステル	酢酸ヒドロコルチゾン
(422)	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	酪酸ヒドロコルチゾン
(423)	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	リン酸ヒドロコルチゾンナトリウム
(424)	ピブメシリナム塩酸塩	塩酸ピブメシリナム

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(425)	ピブメシリナム塩酸塩錠	塩酸ピブメシリナム錠
(426)	ヒプロメロース	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
(427)	ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル	ヒドロキシプロピルメチルセルロースアセテートサクシネート
(428)	ヒプロメロースフタル酸エステル	ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタル酸エステル
		ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタレート
(429)	ピペミド酸水和物	ピペミド酸三水和物
(430)	ピペラジンリン酸塩水和物	リン酸ピペラジン
(431)	ピペラジンリン酸塩錠	リン酸ピペラジン錠
(432)	ビペリデン塩酸塩	塩酸ビペリデン
(433)	ビホナゾール	ビフォナゾール
(434)	ピリドキサルリン酸エステル水和物	リン酸ピリドキサル
(435)	ピリドキシリン酸塩	塩酸ピリドキシリン
(436)	ピリドキシリン酸塩注射液	塩酸ピリドキシリン注射液
(437)	ピリドスチグミン臭化物	臭化ピリドスチグミン
(438)	ピレンゼピン塩酸塩水和物	塩酸ピレンゼピン
(439)	ピロカルピン塩酸塩	塩酸ピロカルピン
(440)	ピロカルピン塩酸塩錠	塩酸ピロカルピン錠
(441)	ピンクリスチン硫酸塩	硫酸ピンクリスチン
(442)	ビンブラスチン硫酸塩	硫酸ビンブラスチン
(443)	注射用ビンブラスチン硫酸塩	注射用硫酸ビンブラスチン
(444)	ファロペネムナトリウム水和物	ファロペネムナトリウム
(445)	フィトナジオン	フィトメナジオン
(446)	フェキソフェナジン塩酸塩	塩酸フェキソフェナジン
(447)	フェニトイン	ジフェニルヒダントイン
(448)	フェニトイン錠	ジフェニルヒダントイン錠
(449)	フェニトイン散	ジフェニルヒダントイン散
(450)	注射用フェニトインナトリウム	注射用ジフェニルヒダントインナトリウム
(451)	フェニレフリン塩酸塩	塩酸フェニレフリン
(452)	フェノバルビタール散 10%	フェノバルビタール散
(453)	フェノール	石炭酸
(454)	フェノール・亜鉛華リニメント	カチリ

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(455)	フェンタニルクエン酸塩	クエン酸フェンタニル
(456)	ブチルスコポラミン臭化物	臭化ブチルスコポラミン
(457)	ブテナフィン塩酸塩	塩酸ブテナフィン
(458)	ブテナフィン塩酸塩液	塩酸ブテナフィン液
(459)	ブテナフィン塩酸塩スプレー	塩酸ブテナフィンスプレー
(460)	ブテナフィン塩酸塩クリーム	塩酸ブテナフィンクリーム
(461)	ブトロピウム臭化物	臭化ブトロピウム
(462)	ブナゾシン塩酸塩	塩酸ブナゾシン
(463)	ブピバカイン塩酸塩水和物	塩酸ブピバカイン
(464)	ブフェトロール塩酸塩	塩酸ブフェトロール
(465)	ブプレノルフィン塩酸塩	塩酸ブプレノルフィン
(466)	ブホルミン塩酸塩	塩酸ブホルミン
(467)	ブホルミン塩酸塩錠	塩酸ブホルミン錠
(468)	ブホルミン塩酸塩腸溶錠	塩酸ブホルミン腸溶錠
(469)	フラジオマイシン硫酸塩	硫酸ネオマイシン
		硫酸フラジオマイシン
(470)	プラステロン硫酸エステルナトリウム水和物	プラステロン硫酸ナトリウム
(471)	プラゾシン塩酸塩	塩酸プラゾシン
(472)	フラボキサート塩酸塩	塩酸フラボキサート
(473)	フルスルチアミン塩酸塩	塩酸フルスルチアミン
(474)	フルドロコルチゾン酢酸エステル	酢酸フルドロコルチゾン
(475)	フルボキサミンマレイン酸塩	マレイン酸フルボキサミン
(476)	フルボキサミンマレイン酸塩錠	マレイン酸フルボキサミン錠
(477)	フルラゼパム塩酸塩	塩酸フルラゼパム
(478)	ブレオマイシン塩酸塩	塩酸ブレオマイシン
(479)	ブレオマイシン硫酸塩	硫酸ブレオマイシン
(480)	フレカイニド酢酸塩	酢酸フレカイニド
(481)	フレカイニド酢酸塩錠	酢酸フレカイニド錠
(482)	プレドニゾロンコハク酸エステル	コハク酸プレドニゾロン
(483)	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	注射用コハク酸プレドニゾロンナトリウム
(484)	プレドニゾロン酢酸エステル	酢酸プレドニゾロン
(485)	プレドニゾロンリン酸エステルナトリウム	リン酸プレドニゾロンナトリウム
(486)	プロカイン塩酸塩	塩酸プロカイン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(487)	プロカイン塩酸塩注射液	塩酸プロカイン注射液
(488)	プロカインアミド塩酸塩	塩酸プロカインアミド
(489)	プロカインアミド塩酸塩錠	塩酸プロカインアミド錠
(490)	プロカインアミド塩酸塩注射液	塩酸プロカインアミド注射液
(491)	プロカテロール塩酸塩水和物	塩酸プロカテロール
(492)	プロカルバジン塩酸塩	塩酸プロカルバジン
(493)	プロクロルペラジンマレイン酸塩	マレイン酸プロクロルペラジン
(494)	プロクロルペラジンマレイン酸塩錠	マレイン酸プロクロルペラジン錠
(495)	プロタミン硫酸塩	硫酸プロタミン
(496)	プロタミン硫酸塩注射液	硫酸プロタミン注射液
(497)	プロチレリン酒石酸塩水和物	酒石酸プロチレリン
(498)	プロパフェノン塩酸塩	塩酸プロパフェノン
(499)	プロパフェノン塩酸塩錠	塩酸プロパフェノン錠
(500)	プロパンテリン臭化物	臭化プロパンテリン
(501)	プロピペリン塩酸塩	塩酸プロピペリン
(502)	プロピペリン塩酸塩錠	塩酸プロピペリン錠
(503)	プロプラノロール塩酸塩	塩酸プロプラノロール
(504)	プロプラノロール塩酸塩錠	塩酸プロプラノロール錠
(505)	ブロムヘキシシン塩酸塩	塩酸ブロムヘキシシン
(506)	プロメタジン塩酸塩	塩酸プロメタジン
(507)	ブロモクリプチンメシル酸塩	メシル酸ブロモクリプチン
(508)	ベカナマイシン硫酸塩	硫酸ベカナマイシン
(509)	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	プロピオン酸ベクロメタゾン
(510)	ベタキシロール塩酸塩	塩酸ベタキシロール
(511)	ベタネコール塩化物	塩化ベタネコール
(512)	ベタヒスチンメシル酸塩	メシル酸ベタヒスチン
(513)	ベタヒスチンメシル酸塩錠	メシル酸ベタヒスチン錠
(514)	ベタメタゾン吉草酸エステル	吉草酸ベタメタゾン
(515)	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	吉草酸ベタメタゾン・硫酸ゲンタマイシン軟膏
(516)	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩クリーム	吉草酸ベタメタゾン・硫酸ゲンタマイシンクリーム
(517)	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	ジプロピオン酸ベタメタゾン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(518)	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	リン酸ベタメタゾンナトリウム
(519)	ペチジン塩酸塩	塩酸ペチジン
		オペリジン
(520)	ペチジン塩酸塩注射液	塩酸ペチジン注射液
		オペリジン注射液
(521)	ベニジピン塩酸塩	塩酸ベニジピン
(522)	ベニジピン塩酸塩錠	塩酸ベニジピン錠
(523)	ペプロマイシン硫酸塩	硫酸ペプロマイシン
(524)	注射用ペプロマイシン硫酸塩	注射用硫酸ペプロマイシン
(525)	ベラパミル塩酸塩	塩酸イプロベラトリル
		塩酸ベラパミル
(526)	ベラパミル塩酸塩錠	塩酸ベラパミル錠
(527)	ペルフェナジンマレイン酸塩	マレイン酸ペルフェナジン
(528)	ペルフェナジンマレイン酸塩錠	マレイン酸ペルフェナジン錠
(529)	ベルベリン塩化物水和物	塩化ベルベリン
(530)	ベンザルコニウム塩化物	塩化ベンザルコニウム
(531)	ベンザルコニウム塩化物液	塩化ベンザルコニウム液
(532)	濃ベンザルコニウム塩化物液 50	濃塩化ベンザルコニウム液 50
(533)	ベンジルペニシリンカリウム	結晶ペニシリン G カリウム
(534)	ベンジルペニシリンベンザチン水和物	ベンジルペニシリンベンザチン
(535)	ベンゼトニウム塩化物	塩化ベンゼトニウム
(536)	ベンゼトニウム塩化物液	塩化ベンゼトニウム液
(537)	ベンセラジド塩酸塩	塩酸ベンセラジド
(538)	ペントキシベリンクエン酸塩	クエン酸カルベタペンタン
		クエン酸カルベタペンテン
		クエン酸ペントキシベリン
(539)	ホスホマイシンカルシウム水和物	ホスホマイシンカルシウム
(540)	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	乾燥ボツリヌス抗毒素
(541)	ポビドン	ポリビドン
		ポリビニルピロリドン
(542)	ホマトロピン臭化水素酸塩	臭化水素酸ホマトロピン
(543)	ホモクロルシクリジン塩酸塩	塩酸ホモクロルシクリジン
(544)	ホリナートカルシウム水和物	ホリン酸カルシウム
(545)	ポリミキシン B 硫酸塩	硫酸ポリミキシン B

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(546)	ホルモテロールフマル酸塩水和物	フマル酸フォルモテロール
		フマル酸ホルモテロール
		ホルモテロールフマル酸塩
(547)	マニジピン塩酸塩	塩酸マニジピン
(548)	マニジピン塩酸塩錠	塩酸マニジピン錠
(549)	マプロチリン塩酸塩	塩酸マプロチリン
(550)	乾燥まむし毒	乾燥まむし抗毒素
(551)	マルトース水和物	麦芽糖
		マルトース
(552)	D - マンニトール	D - マンニット
(553)	D - マンニトール注射液	D - マンニット注射液
(554)	マイクロマイシン硫酸塩	硫酸マイクロマイシン
(555)	ミコナゾール硝酸塩	硝酸ミコナゾール
(556)	ミデカマイシン酢酸エステル	酢酸ミデカマイシン
(557)	ミノサイクリン塩酸塩	塩酸ミノサイクリン
(558)	ミノサイクリン塩酸塩錠	塩酸ミノサイクリン錠
(559)	注射用ミノサイクリン塩酸塩	注射用塩酸ミノサイクリン
(560)	ムピロシカルシウム水和物	ムピロシカルシウム 水和物
(561)	メキシレチン塩酸塩	塩酸メキシレチン
(562)	メクロフェノキサート塩酸塩	塩酸メクロフェノキサート
(563)	dl - メチルエフェドリン塩酸塩	dl - 塩酸メチルエフェドリン
(564)	dl - メチルエフェドリン塩酸塩散 10%	dl - 塩酸メチルエフェドリン散
		dl - 塩酸メチルエフェドリン散 10%
(565)	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	マレイン酸メチルエルゴメトリン
(566)	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩錠	マレイン酸メチルエルゴメトリン錠
(567)	メチルドパ水和物	メチルドパ
(568)	メチルベナクチジウム臭化物	臭化メチルベナクチジウム
(569)	メテノロンエナント酸エステル	エナント酸メテノロン
(570)	メテノロンエナント酸エステル注射液	エナント酸メテノロン注射液
(571)	メテノロン酢酸エステル	酢酸メテノロン
(572)	メトプロロール酒石酸塩	酒石酸メトプロロール
(573)	メトプロロール酒石酸塩錠	酒石酸メトプロロール錠
(574)	メトホルミン塩酸塩	塩酸メトホルミン

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(575)	メトホルミン塩酸塩錠	塩酸メトホルミン錠
(576)	メピバカイン塩酸塩	塩酸メピバカイン
(577)	メピバカイン塩酸塩注射液	塩酸メピバカイン注射液
(578)	メフロキン塩酸塩	塩酸メフロキン
(579)	メベンゾラート臭化物	臭化メベンゾラート
(580)	メルカプトプリン水和物	メルカプトプリン
(581)	メロペネム水和物	メロペネム 三水和物
(582)	モサプリドクエン酸塩水和物	クエン酸モサプリド
(583)	モサプリドクエン酸塩錠	クエン酸モサプリド錠
(584)	モサプリドクエン酸塩散	クエン酸モサプリド散
(585)	モノステアリン酸グリセリン	グリセリンモノステアリン酸エステル
(586)	モルヒネ塩酸塩水和物	塩酸モルヒネ
(587)	モルヒネ塩酸塩錠	塩酸モルヒネ錠
(588)	モルヒネ塩酸塩注射液	塩酸モルヒネ注射液
(589)	モルヒネ・アトロピン注射液	モヒアト注射液
(590)	モルヒネ硫酸塩水和物	硫酸モルヒネ
(591)	ラウロマクロゴール	ポリオキシエチレンラウリルアルコールエーテル
(592)	ラニチジン塩酸塩	塩酸ラニチジン
(593)	ラベタロール塩酸塩	塩酸ラベタロール
(594)	ラベタロール塩酸塩錠	塩酸ラベタロール錠
(595)	リシノプリル水和物	リシノプリル
(596)	L - リシン塩酸塩	L - リジン塩酸塩
		塩酸リジン
		塩酸 L - リジン
(597)	L - リシン酢酸塩	L - リジン酢酸塩
		酢酸 L - リジン
(598)	リゾチーム塩酸塩	塩化リゾチーム
(599)	リドカイン注射液	塩酸リドカイン注射液
(600)	リトドリン塩酸塩	塩酸リトドリン
(601)	リトドリン塩酸塩錠	塩酸リトドリン錠
(602)	リボスタマイシン硫酸塩	硫酸リボスタマイシン
(603)	リボフラビン酪酸エステル	酪酸リボフラビン
(604)	リボフラビンリン酸エステルナトリウム	リン酸リボフラビン
		リン酸リボフラビンナトリウム

	第十八改正日本名	削除された日本名別名
(605)	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	リン酸リボフラビン注射液
		リン酸リボフラビンナトリウム注射液
(606)	リマプロスト アルファデクス	リマプロストアルファデクス
(607)	硫酸亜鉛水和物	硫酸亜鉛
(608)	硫酸アルミニウムカリウム水和物	硫酸アルミニウムカリウム
(609)	硫酸鉄水和物	硫酸鉄
(610)	硫酸マグネシウム水和物	硫酸マグネシウム
(611)	リンコマイシン塩酸塩水和物	塩酸リンコマイシン
(612)	リンコマイシン塩酸塩注射液	塩酸リンコマイシン注射液
(613)	リン酸水素カルシウム水和物	第二リン酸カルシウム
		リン酸水素カルシウム
(614)	リン酸水素ナトリウム水和物	リン酸水素ナトリウム
(615)	リン酸二水素カルシウム水和物	リン酸二水素カルシウム
(616)	レセルピン散 0.1 %	レセルピン散
(617)	レチノール酢酸エステル	酢酸レチノール
(618)	レチノールパルミチン酸エステル	パルミチン酸レチノール
(619)	レナンピシリン塩酸塩	塩酸レナンピシリン
(620)	レバロルフアン酒石酸塩	酒石酸レバロルフアン
(621)	レバロルフアン酒石酸塩注射液	酒石酸レバロルフアン注射液
(622)	レボチロキシナトリウム水和物	レボチロキシナトリウム
(623)	レボフロキサシン水和物	レボフロキサシン
(624)	レボホリナートカルシウム水和物	レボホリナートカルシウム
(625)	レボメプロマジンマレイン酸塩	マレイン酸レボメプロマジン
(626)	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	塩酸ロキサチジンアセタート
(627)	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放錠	塩酸ロキサチジンアセタート徐放錠
(628)	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル	塩酸ロキサチジンアセタート徐放カプセル
(629)	注射用ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	注射用塩酸ロキサチジンアセタート
(630)	ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソプロフェンナトリウム
(631)	ロベンザリットナトリウム	ロベンザリット二ナトリウム

### 第3 新規収載した参照紫外可視吸収スペクトル

(1)	カベルゴリン	(2)	クロペラスチンフェンジゾ酸塩
(3)	ゲフィチニブ	(4)	セレコキシブ
(5)	ゾピクロン	(6)	トリアゾラム
(7)	ビカルタミド	(8)	フェノフィブラート
(9)	リルマザホン塩酸塩水和物	(10)	ロスバスタチンカルシウム
(11)	ロフラゼブ酸エチル		

### 第4 新規収載した参照赤外吸収スペクトル

(1)	カベルゴリン	(2)	クロペラスチンフェンジゾ酸塩
(3)	ゲフィチニブ	(4)	コポビドン
(5)	セレコキシブ	(6)	ゾピクロン
(7)	トリアゾラム	(8)	ビカルタミド
(9)	フェノフィブラート	(10)	ラウリル硫酸ナトリウム
(11)	リルマザホン塩酸塩水和物	(12)	ロスバスタチンカルシウム
(13)	ロフラゼブ酸エチル		

### 第5 参考情報

#### 1 新たに作成した参考情報

(1)	バイオテクノロジー応用医薬品(バイオ医薬品)の品質確保の基本的考え方 G3-1-180	(2)	微生物試験に用いる培地及び微生物株の管理 G4-2-180
(3)	エンドトキシン試験法と測定試薬に遺伝子組換えタンパク質を用いる代替法 G4-4-180	(4)	生薬の放射能測定法 G5-8-180
(5)	錠剤硬度測定法 G6-4-180	(6)	無菌医薬品の包装完全性の評価 G7-4-180
(7)	無菌医薬品包装の漏れ試験法 G7-5-180		

#### 2 廃止した参考情報

(1)	製剤中の元素不純物の管理
-----	--------------

#### 3 改正した参考情報

(1)	キャピラリー電気泳動法 G3-7-180	(2)	日本薬局方収載生薬の学名表記について G5-1-180
(3)	第十八改正日本薬局方における国際調和 GZ-3-180		

第 6 他の医薬品等の規格集等に収載されていた品目の取扱い

1 日本薬局方外医薬品規格 2002 から削除した各条

(1)	トリアゾラム	(2)	フェンジゾ酸クロペラスチン
-----	--------	-----	---------------

2 日本薬局方外医薬品規格第三部から削除した各条

(1)	塩酸リルマザホン錠	(2)	ゾピクロン錠
(3)	フェンジゾ酸クロペラスチン錠	(4)	フルジアゼパム錠
(5)	ロフラゼブ酸エチル錠		

3 医薬品添加物規格 2018 から削除した各条

(1)	コポリビドン
-----	--------

事 務 連 絡  
令和3年6月14日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)薬務主管課宛てに事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知の上、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年6月14日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の3第1項に規定する専門医療機関連携薬局については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第5号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第10条の3において、その基準等が規定されています。

また、同条第6項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについては、「傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて」（令和3年1月29日付け薬生発0129第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において示しているところです。

今般、同項の規定に基づく届出が行われたため、届出を受理した団体の当該団体名及び当該団体が認定する専門性の名称を別紙のとおり公表いたします。貴課におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

(別紙)

【傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体】

○傷病の区分：がん

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
一般社団法人 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	令和3年6月9日
一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	令和3年6月9日

## 夏季の省エネルギーの取組について

令和3年5月28日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年、我が国の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況の下、平成27年7月に公表された「長期エネルギー需給見通し」においては、徹底した省エネルギーの取組の推進により、2030年度に最終エネルギー消費を対策前比で5,030万k1程度（原油換算）の省エネルギーが見込まれており、平成30年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」においても、この見通しの確実な実現に向けて取り組むこととされている。また、令和2年10月に第二〇三回国会における菅総理大臣所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」旨が宣言された。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、電力部門の脱炭素化だけではなく、需要側の省エネルギーも進めていくこととなっている。さらに、令和3年4月に開催された地球温暖化対策推進本部、気候サミットにおいて、菅総理大臣は、2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明した。

これらを実現・達成するためには、国民に一人一人の理解と行動変容を促進するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。

本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季（6月～9月）及び冬季（11月～3月）に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛けてきた。特に、令和3年夏季の電力需給については、全国において最低限必要な予備率は確保できる見通しとなっているものの、ここ数年では最も厳しい見通しとなっており、各主体における省エネへの取組が非常に重要となっている。

そのため、令和3年夏季においても、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとする。

## I. 国民一人一人の理解と行動変容の促進

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・脱炭素社会に転換していくための取組を展開している。

省エネルギー・脱炭素社会への転換は、我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、家庭・業務部門等に対して、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

- ・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、家電製品の省エネ性能カタログによる情報発信やWEBシステム「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え促進、省エネルギー月間の広報など、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
- ・「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンにより、新築住宅のZEH化・既存住宅の断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する。
- ・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替を進め、地域の省エネルギーの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO<sub>2</sub>対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
- ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ「COOL CHOICE」により、具体的な行動変容を促進し、旧式の製品等から省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品等への切り替えや、クールビズ実施率の向上などを進めていく。このほか、移動の脱炭素化を目指して、省エネに資する電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)または燃料電池自動車(FCEV)と再生可能エネルギー電力を組み合わせた「ゼロカーボン・ドライブ（略称：ゼロドラ）」を呼びかけるとともに、ゼロドラの実践を後押しする取組を進める。

## II. 産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼び掛けを行うよう、協力を要請する。

その際、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

### 1. 住宅・ビル等関係について

#### ① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅・ビル等の新築、改修に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。その際、改正建築物省エネ法に基づき2021年4月より当該省エネ基準への適合義務対象となる建築物の範囲が中規模建築物まで拡大されたことや、小規模住宅・建築物に係る建築士から建築主への説明義務制度が創設されたこと等を踏まえ、適切に対応すること。そして、積極的に省エネと再エネを組み合わせることで一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）をはじめとする省エネ性能の高い住宅・ビル等の新築や断熱改修等の省エネ改修に努めること。

住宅・ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う住宅・ビル等について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること〔図1〕。

〔図1〕 ガイドラインに基づく第三者認証の例



消費者への認知度向上を図るため、ZEHビルダー/プランナーをはじめとするZEHに関係する事業者は、インターネットやテレビ、雑誌等の広報媒体を介して、ZEHマーク〔図2〕とともに光熱費低減やヒートショック関連の健康リスクの低減といったZEHのメリットを積極的に発信すること。

〔図2〕 ZEHマーク



また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（HEMS・BEMS等）の導入により、住宅の住まい方、ビルの運用方法の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

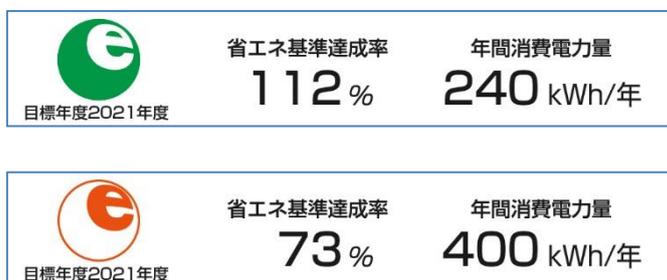
## ② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図3]、及び米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ[図4]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、照明器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況や、2020年11月に改正された小売事業者表示制度を踏まえた最新の統一省エネラベル[図5]による多段階評価（★マーク）の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。また、2021年3月に公表された小売事業者表示制度の見直しに関する報告書を踏まえ、ガス温水機器、石油温水機器及び電気温水機器についても、今後、温水機器全体で横断的な省エネルギー性能を相対的に比較できるように関係法令を改正し、統一省エネラベルによる表示を行う予定である。このため、関係法令の改正後、温水機器についても統一省エネラベルによる省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（インターネットによる販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）  
<https://seihinjyoho.go.jp/>

[図3] 省エネルギーラベル（例）



[図4] 国際エネルギースターロゴ



[図5] 統一省エネラベル※



(冷蔵庫のイメージ)

※ 家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、照明器具及び電気便座については、2020年11月に上記様式に変更済。今後、家庭用エアコンディショナー、テレビジョン受信機、温水機器（ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器）についても上記様式に倣ったものに変更予定。

製品のサイズやネット取引等の限られたスペースで使用する場合は右側のミニラベルを活用すること

### ③ 機器の効率的な使用

#### ・冷蔵庫に関すること

無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置すること。

#### ・照明に関すること

不要な照明はこまめに消灯すること。

#### ・テレビに関すること

部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

#### ・冷房に関すること

適切な室温管理（冷房の場合は室温 28 度目安）をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。また、熱中症を予防するための対策等を実施すること。

#### ・調理に関すること

ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

#### ・給湯に関すること

シャワーは不必要に流したままにしないこと。

## 2. 工場・事業場関係について

### ① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成 28 年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」による S A B C の評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する

時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

[参照]

～事業者クラス分け評価制度～

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html)

～工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/pdf/190401\\_handanki\\_jun.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/190401_handanki_jun.pdf)

～工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針～

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/pdf/hishin\\_kojyo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/hishin_kojyo.pdf)

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(年間エネルギー使用量 1,500k1以上の工場等設置者)となった場合には、国へエネルギー使用状況届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

## ② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にとっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

## 3. 運輸関係について

### ① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック 200 台以上等、荷主は年間輸送量 3,000 万トンキロ以上)と

なった場合には、国へ旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書、荷主は貨物の輸送量届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

## ② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。

## ③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

とりわけ乗用車については、電動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））の導入を検討すること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

## ④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料や合成燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

## 4. その他

### ① ISO5001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格（ISO5001）の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ（ISO5001ポータルサイト）  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/iso50001/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/)

### ② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しにより残業を削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務（テレワーク）を推進すると共に、その際、照明の工夫や空調の効率化も図

ること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

### ③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

## III. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえつつ、また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を要請する。

### 1. 設備・機器関係について

#### ① 空調に関すること

- ・庁舎内における室温の適正管理（冷房の場合は室温28度目安）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。
- ・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。
- ・建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努めること。
- ・夏季における執務室の服装について、「クールビズ」を励行するとともに、熱中症を予防するための対策等について周知すること。

#### ② 照明に関すること

- ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、「LED等の高効率照明が、（中略）2030年までにストックで100%普及することを目指す」とされていることを踏まえ、政府自らが率先してLED照明を導入すること。
- ・昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図ること。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹

底すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務（テレワーク）を推進すると共に、その際、不要な照明は消灯すること。

- ・照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底すること。

### ③ 電気機器等に関すること

- ・現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。
- ・庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、設置台数の削減や適正な配置を図ること。

## 2. 自動車関係について

### ① 次世代自動車の導入促進

- ・政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、圧縮天然ガス（CNG）自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めること。
- ・また、グリーン購入法の基本方針に基づき、可能な限り電動車等（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車）の調達を推進すること。

### ② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

- ・通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進すること。なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。
- ・霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施すること。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行等の環境に配慮した運転を行うこと。
- ・霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進すること。

### 3. 庁舎関係について

#### ① 庁舎の整備及び調達

- ・計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した庁舎の整備を推進すること。
- ・建築物の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めること。
- ・庁舎の省エネルギー化を進めるため、主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からE S C O事業導入可能性の判断を行うこと。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為の年限は、当該会計年度以降 10 箇年度以内に延長されていることに留意すること。

#### ② 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

- ・関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこと。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。
- ・エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。BEMSにより把握したエネルギー消費量のデータについては、ホームページにおいて公表するなど情報公開を図ること。
- ・エネルギー使用量を適切に把握し、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。
- ・平成 31 年 4 月に導入された省エネ法における国家公務のベンチマーク制度について、制度の対象となる府省はベンチマーク指標の向上に努めるとともに、当該指標が中長期的に目指すべき水準となることを目指すこと。

### 4. 省エネルギーの普及啓発等について

#### ① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼び掛けを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、併せて可能な場合にはグリーン電力の活用にも努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

## ② 省エネルギー教育の充実

若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

## ③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めること。

そのため、パンフレットの配布や出前講座等による情報提供を通じて、食生活、ファッション、住環境それぞれの場面における省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図ることで、省エネルギー型ライフスタイルの定着を図ること。

## ④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「夏季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

## 5. その他

### ① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示状況等を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

### ② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、

事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

以上の政府としての取組を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度夏季（6月～9月）比で削減するように努めること。また、その効果を把握し、その後の対策にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューとその公表を行う。

## ○ 夏季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
内 閣 官 房	1. 「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 法 制 局	1. 「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 府	1. 政府広報を通じ、夏季の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2. ホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3. 関係団体に対し、夏季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
消 費 者 庁	1. 省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、庁内等に周知する。
総 務 省	1. 情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、ETC2.0対応車載器や3メディア対応型VICS対応車載器の普及促進を図る。 3. 「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法 務 省	1. 本省内、地方支分部局等に対し「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外 務 省	1. 本省内、関係団体等に対し「夏季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
財 務 省	1. 「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
文 部 科 学 省	1. 教育委員会及び関係機関等に対し、「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2. 学校等における省エネルギー対策の手引きや事例集をホームページに掲載し、省エネルギーの普及促進を図る。
厚 生 労 働 省	1. 本省内、地方支分部局、関係団体等に対し、省エネルギーの取組の推進に努めるよう要請するとともに、庁舎内のポスター掲示等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。
農 林 水 産 省	1. 農林水産業、食品関連産業における省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供や関係団体等を通じて普及広報を行う。 2. 農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について普及啓発活動を行う。 3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。
経 済 産 業 省	1. 本省及び地方経済産業局等においてホームページ掲載、イベント等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。 2. 民間団体等を通じて、 (1) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・公表する。 (2) エコドライブの実践方法を広く情報提供する。 (3) その他、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 3. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。
国 土 交 通 省	1. (一財)建築環境・省エネルギー機構等を通じ、2021年4月より全面施行される改正建築物省エネ法に関する周知普及を図るとともに、省エネルギー基準やその計算方法等に関する講習会を開催する。また、建築物の総合的な環境性能を評価できる仕組みであるCASBEEの普及を図る。 2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 3. ホームページ掲載等により、自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。 5. 運輸事業者のグリーン経営(環境負荷の少ない事業経営)推進のための「グリーン経営推進マニュアル」(自動車、海事及び倉庫関係事業者向け)の配布、講習会の開催等を行う。 6. 交通渋滞の軽減に資するシステムとして、ETC2.0サービス等の普及促進を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素社会の構築に貢献する製品・サービス・ライフスタイルなどを賢く選択する「COOL CHOICE」を推進する。</li> <li>2. 省エネルギー・省CO2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。</li> <li>3. 政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「クールビズ」の実践の呼びかけを実施し、適切な冷房使用を推進する。</li> </ol>
警 察 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</li> <li>2. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。</li> <li>3. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。</li> </ol>
防 衛 省	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本省内及び地方支分部局等に対し「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示、省内系ホームページへの掲載等により、省エネルギーの普及促進を図る。</li> </ol>
金 融 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</li> </ol>
復 興 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「夏季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</li> </ol>

(参考)

## 令和元年度の省エネルギー対策の実施状況の概要

1. 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議が決定した令和元年度の夏季及び冬季の省エネルギー対策（※1）の実施状況を、令和元年度における政府実行計画のフォローアップ調査（※2）等をもとに取りまとめた。
2. 各府省庁においては、自らの決定事項の各項目に従った省エネルギー実践に取り組むとともに、本対策を政府関係機関等に周知し、また、独自の広報にも取り組んでいた。
3. 各府省庁自らの省エネルギー対策については、ほぼ全ての府省庁において、内部部局に周知徹底を図っており、本対策における省エネルギー対策を実施していた。中央省庁（本省）のエネルギー使用量は前年比で「電気」、「ガス」及び「公用車燃料」は全て減少となった。
4. 外部への周知状況については、各府省庁から、政府関係機関、関係団体及び47都道府県等に対し周知文書の発出等を行い、「夏季の省エネルギー対策について」及び「冬季の省エネルギー対策について」の周知徹底を図っていた（周知先：77,581件）。
5. また、各府省庁においては、6月～9月及び11月～3月に新聞、ラジオ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を利用した広報を実施していた。

※1 「夏季の省エネルギーの取組について」（令和元年5月21日決定）及び「冬季の省エネルギーの取組について」（令和元年10月9日決定）

※2 2019年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について（2021年3月 地球温暖化対策推進本部幹事会）

令和3年5月

## 省エネ法に基づく特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者等の届出等について

一定量以上のエネルギーを消費する工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主事業者・輸送事業者等に対し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、エネルギー使用状況等を報告することを求めています。下記報告の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）は、そのエネルギー使用量又は年間輸送量を、所管の経済産業局等に届出（輸送事業者等については、輸送能力を、所管の地方運輸局等に届出）を行い、指定を受けて、毎年度定期の報告を行う必要があります。

工場等:事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して <b>1,500k1/年度以上</b> ※例えば、電気のみ使用した場合、約500千kWh/月が目安となります。
荷主:自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、 <b>3,000万トンキロ以上</b>
輸送:自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、 <b>一定基準以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン（総船腹量）、航空9千トン（総最大離陸重量））</b>

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照頂いた上で、所管の経済産業局又は地方運輸局までお問合せください。

【資源エネルギー庁HP】（工場等、荷主関係）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)

【国土交通省HP】（輸送関係）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html)

## 【経済産業局お問い合わせ先】

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)	thk-shoeneiteikidata@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)	SYOENE-TEIKIHOUKOKU@meti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)	chb-shoeneiteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)	kin-syouene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)	cgk-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)	sik-shoeneiteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)	kyu-shoeneiteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)	okn-shoeneiteikidata@meti.go.jp

## 【地方運輸局お問い合わせ先】

地方運輸局の窓口	連絡先(住所・電話番号・FAX)
北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒231-8433 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎17階 TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-9152 FAX 025-285-9171
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋市合同庁舎第1号館 TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169
神戸運輸監視部 総務企画部 企画課	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎 TEL 078-321-3145 FAX 078-321-3474
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 TEL 082-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 サンポート合同庁舎南館 TEL 087-802-6726 FAX 087-802-6723
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館 TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-2-1 那覇第二地方合同庁舎5階 TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369

**【省エネ法全般に関するお問合せ先】**

(工場等、荷主関係)

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

T E L : 03-3501-9726

(輸送関係)

国土交通省 総合政策局 環境政策課

T E L : 03-5253-8263

## 【参照条文】

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4～7 （略）

（特定荷主の指定）

第九十九条 経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

3～6 （略）

（特定貨物輸送事業者の指定）

第一百一条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者（第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項に

において同じ。)であつて、政令で定める貨物の輸送の区分（以下「貨物輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

2 貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者（以下「特定貨物輸送事業者」という。）の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

3～5 (略)

(特定旅客輸送事業者の指定)

第二百五条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

2 旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者（以下「特定旅客輸送事業者」という。）の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。

3～5 (略)

(航空輸送事業者に対する特例)

第三十九条 国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 (略)

3 航空輸送事業者は、前年度の末日における第一項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者（以下「特定航空輸送事業者」という。）については、この限りでない。

4～5 (略)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者の輸送させる貨物の輸送量)

第十二条 (略)

2 法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数（第十五条第一項において「車両数」という。）	三 百 両
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数	二 百 台
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数 一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	二 百 台
船舶による貨物の輸送	内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二 万 トン

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十四条 法第二百五十五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送	鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数	三百両
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数	二百台
乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	三百五十台
船舶による旅客の輸送	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）

第十六条 法第三百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第三百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

この夏季  
コロナ禍でも  
ひと工夫

# オフィスでも省エネに 取り組みましょう

コロナ禍でのオフィスや車の中のできる、省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。

## テレワークなどで人が少ないオフィスできる省エネ対策

### OA機器 (PC,コピー機)



- コピー機など、長時間使用しない場合を想定し、スタンバイモードに設定されているかを確認しましょう。
- パソコンの「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

### エアコン



- 昼間の日差しをブラインドなどでカットしたり、人がいないスペースの冷房を消したり、エアコンのフィルターをこまめに清掃するなど、冷房について工夫してみましょう。
- 軽装で過ごすなどのクールビズを実践しましょう。

※1 熱中症にも注意 ※2 感染症対策のために換気は行いましょう

### 照明



不要な照明はこまめに消灯したり、人感センサーを活用した消灯や、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。

### 電気ポット / 給茶機



- 温度設定を見直したり、省エネモードにするなど、設定を確認しましょう。
- 使わないときには、電源をオフにしましょう。

### 温水 洗浄便座



使用状況を確認し、電源をオフにしたり、温水洗浄便座の温度設定を見直したりしましょう。

## 移動の際の自動車でもできる 省エネ対策



自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践してみましょう。(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない等)

「省エネ診断」などを活用し、省エネや節電等に関する取組を検討してみましょう。

🔍 省エネ診断

関連情報はこちら



省エネポータルサイト  
「無理のない省エネ節約」  
(資源エネルギー庁)



省エネルギーガイドブック  
工場編・ビル編  
(一般財団法人 省エネルギーセンター)

お問い合わせ

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

☎ 03-3501-9726

経済産業省  
資源エネルギー庁

環境省

この夏季  
コロナ禍でも  
ひと工夫

# ご家庭でも省エネに 取り組みましょう

暑い夏は、エネルギーの使用が増える季節です。

この夏は特に、感染症予防の影響で、ご自宅で過ごす時間が多くなると考えられます。

少しの工夫で、できる省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。ぜひご家族みんなで取り組んでください！

## 冷蔵庫



自宅での食事が増えると、冷蔵庫の中のものも増え、冷やすための電気も増加します。

- 冷蔵庫の温度設定を確認しましょう。（強から中にする。エコ運転モードを活用する。）
- 冷蔵室は、庫内が均一に冷えるように、常温保存できるものは冷蔵庫から出したりしながら、隙間を空けて食品を入れましょう。

※食品の傷みにも注意

## エアコン



冷房をつける時間も長くなります。

- 冷房時には室温28℃を目安に、レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットしましょう。外出時は、昼間でもカーテンを閉めると効果的です。
- 軽装で過ごすなどのクールビズを実践しましょう。

※熱中症にも注意

## 照明



在宅時間が増え、照明を多く使います。

- 不要な照明はこまめに消灯したり、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。（調色機能があるLEDであれば、仕事と団楽の雰囲気を使い分けが楽しめます。）

## パソコン



テレワークにより、パソコンの使用時間が長くなります。

- 「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

## テレビ



テレビをつける時間も長くなりがちです

- 視聴しない時はこまめに消したり、画面の設定を確認して、部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴しましょう。

## 炊飯器



自宅での食事が増えると、炊飯器を使う機会も増えます。

- 長く保温しないようにしましょう。保温時間が長くなると電力の消費量が増え、風味も悪くなります。（炊飯器で保温するなら4時間まで。それ以上の場合は電子レンジで温め直した方が電気の消費が少ないというデータがあります。）

## 温水 洗浄便座



トイレに行く機会も増えます。

- 夏は便座や水の温度設定を「切」にしたり、使わないときにはコンセントからプラグを抜いたりしましょう。

「うちエコ診断」などを活用し、年間のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を検討してみましょう。

 **家庭エコ診断制度**

関連情報はこちら



省エネポータルサイト  
「無理のない省エネ節約」  
(資源エネルギー庁)



省エネルギーガイドブック  
工場編・ビル編  
(一般財団法人 家電製品協会)

お問い合わせ

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

☎ 03-3501-9726

 経済産業省  
資源エネルギー庁

 環境省

# 令和3年度夏季の電力需給の見通し

令和3年5月  
資源エネルギー庁

# 令和3年度夏季の電力需給の見通し

- 例年、全国の電力需要が高まる夏（7月～9月）と冬（12月～3月）の前に、その夏、冬の電力が安定的に供給されるかどうか確認を行っています。
- 今年の夏は、過去10年間で最も猛暑だった時の電力需要を想定した場合でも、北海道・沖縄を除く全国8エリア※1で、予備率※2が3.7%（7月）、3.8%（8月）となり、安定供給上最低限必要な予備率3%を確保できる見通しです。
- 他方、必ずしも余裕があるわけではないことから、例年どおり、皆様におかれましては、冷房の利用など普段どおりの生活を続けて頂しつつ、使っていない部屋の電気を消すなど電気の効率的な使用を心がけていただくよう、お願いします。

※1 8月の九州の予備率は6.8%。

※2 予備率とは、電力需要のピークに対し、電力供給力にどの程度の余裕があるかを示す指標のこと。電気の安定供給を維持するためには、最低でも3%の予備率が必要とされています。

# 【参考】令和3年7月～9月の電力需給の見通し

(供給力、最大需要電力の単位：万kW、供給予備率の単位：%)

【7月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力	7,603	514	1,339	5,750	9,497	2,672	524	2,937	1,119	532	1,713	17,100	201	17,302
最大需要電力	7,278	442	1,291	5,544	9,157	2,576	505	2,832	1,079	513	1,652	16,435	155	16,590
供給予備率	4.5	16.2	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	4.1	29.9	4.3

【8月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力	7,773	548	1,469	5,756	9,610	2,693	528	2,960	1,128	537	1,764	17,383	210	17,593
最大需要電力	7,401	442	1,415	5,544	9,209	2,594	509	2,851	1,087	517	1,652	16,609	160	16,769
供給予備率	5.0	23.9	3.8	3.8	4.4	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	6.8	4.7	31.6	4.9

【9月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力	7,232	552	1,382	5,298	8,954	2,635	485	2,583	1,047	526	1,679	16,186	210	16,396
最大需要電力	6,817	421	1,323	5,073	8,280	2,491	454	2,419	980	493	1,443	15,097	155	15,252
供給予備率	6.1	31.2	4.4	4.4	8.1	5.8	6.8	6.8	6.8	6.8	16.4	7.2	35.5	7.5

出典：電力需給検証報告書（2021年5月12日電力広域的運営推進機関）

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年3月分

March, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。  
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

## 7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

## 8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年3月の家電大型専門店販売額は4413億円、前年同月比でみると13.6%の増加となった。  
商品別にみると、カメラ類が同25.2%の増加、通信家電が同24.3%の増加、情報家電が同20.7%の増加、その他が同18.4%の増加、生活家電が同9.1%の増加、AV家電が同3.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,413	612	1,194	355	120	1,703	429	2,566
13.6	3.6	20.7	24.3	25.2	9.1	18.4	0.8

## 6. ドラッグストア販売額の動向

2021年3月のドラッグストア販売額は5947億円、前年同月比でみると▲2.4%の減少となった。  
商品別にみると、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同▲7.4%の減少、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲6.1%の減少、食品が同▲4.0%の減少、ビューティケア（化粧品・小物）が同▲1.7%の減少、OTC医薬品が同▲1.6%の減少となった。

一方、健康食品が同7.7%の増加、その他が同6.0%の増加、調剤医薬品が同5.0%の増加、トイレタリーが同0.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,947	546	754	399	188	752	531	882	1,788	108	16,969
▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2

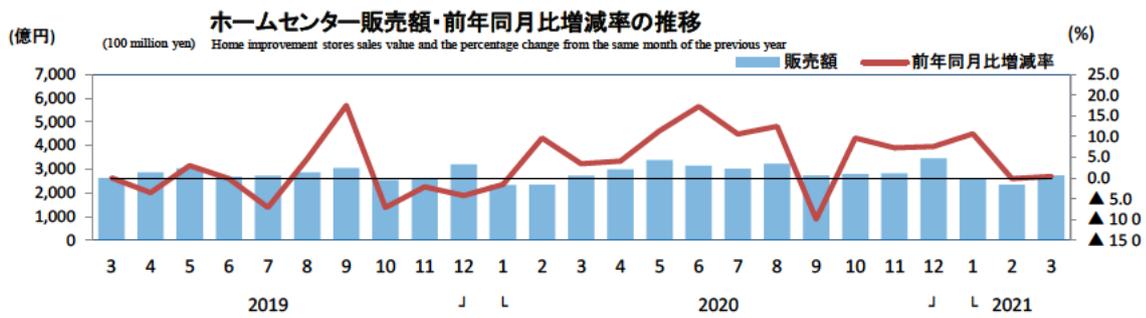
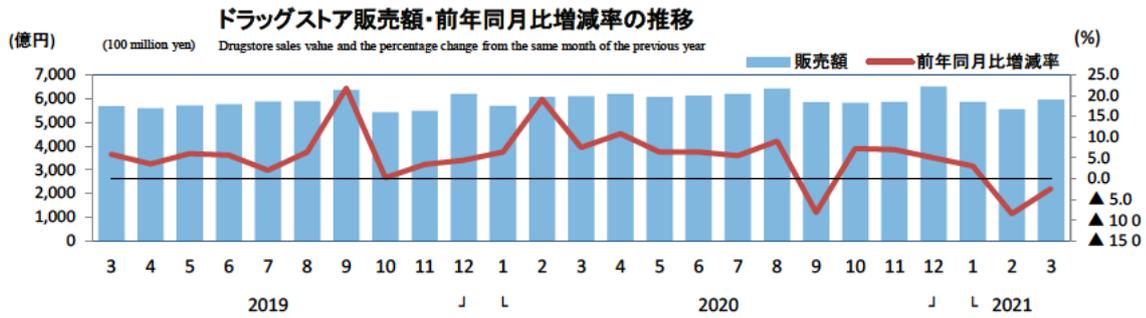
## 7. ホームセンター販売額の動向

2021年3月のホームセンター販売額は2733億円、前年同月比でみると0.4%の増加となった。  
商品別にみると、園芸・エクステリアが同13.8%の増加、DIY用具・素材が同7.0%の増加、オフィス・カルチャーが同6.5%の増加、ペット・ペット用品が同4.9%の増加、カー用品・アウトドアが同1.4%の増加、電気が同0.6%の増加となった。

一方、その他が同▲16.3%の減少、家庭用品・日用品が同▲9.6%の減少、インテリアが同▲0.1%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウト ドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,733	642	155	181	563	449	222	138	138	245	4,374
0.4	7.0	0.6	▲0.1	▲9.6	13.8	4.9	1.4	6.5	▲16.3	0.4



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 1~3月	10,980	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,450	7,397	3.7	4,356	Q1 2020
4~6	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,684	6.4	16,445	2,326	▲1.5	4,353	Jan 2020
2	3,245	5.2	2,540	6,064	19.1	16,457	2,347	9.7	4,350	Feb
3	3,884	▲9.5	2,546	6,096	7.5	16,450	2,723	3.5	4,356	Mar
4	3,073	▲9.0	2,550	6,185	10.8	16,493	2,986	4.1	4,363	Apr
5	3,795	8.8	2,555	6,069	6.4	16,547	3,387	11.4	4,365	May
6	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	
2018年	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	C.Y. 2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2020	286,971	696	508,978	1,284	3,169,802	7,242	926,334	2,215	1,019,867	2,546	390,157	859	223,274	544	731,931	1,536	26,764	78	2020
2018年度	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	FY 2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,380	7,007	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,948	1,529	28,101	78	2019
2020	281,690	698	509,779	1,306	3,146,229	7,237	927,489	2,245	1,007,082	2,576	390,954	861	223,465	552	722,179	1,419	26,095	75	2020
2020年 1~3月	72,592	703	123,042	1,209	786,080	7,007	222,815	2,098	254,333	2,460	91,130	841	53,014	525	174,627	1,529	6,786	78	Q1 2020
4~6	71,092	697	128,178	1,231	787,655	7,072	239,280	2,145	256,448	2,484	101,092	846	57,916	528	189,373	1,535	6,717	77	Q2
7~9	72,661	694	131,548	1,251	801,536	7,154	234,397	2,174	256,029	2,519	99,175	849	56,602	535	186,901	1,532	6,750	80	Q3
10~12	70,626	696	126,210	1,284	794,531	7,242	229,842	2,215	253,057	2,546	98,760	859	55,742	544	181,030	1,536	6,511	78	Q4
2021年 1~3月	67,311	698	123,843	1,306	762,507	7,237	223,970	2,245	241,548	2,576	91,927	861	53,205	552	164,875	1,419	6,117	75	Q1 2021
2020年 1月	24,475	701	39,813	1,202	249,471	7,054	69,652	2,069	82,800	2,440	28,172	846	16,554	528	55,131	1,528	2,288	77	Jan 2020
2	24,534	700	41,143	1,205	268,583	7,053	76,511	2,078	85,666	2,444	30,869	845	17,959	527	58,761	1,527	2,413	78	Feb
3	23,583	703	42,086	1,209	268,026	7,007	76,652	2,098	85,867	2,460	32,089	841	18,501	525	60,735	1,529	2,085	78	Mar.
4	23,168	703	43,091	1,222	265,141	7,016	80,785	2,107	86,020	2,464	33,969	844	19,427	528	64,506	1,530	2,354	79	Apr
5	23,143	699	41,351	1,230	259,410	7,042	80,086	2,131	85,353	2,464	33,252	845	19,345	528	62,907	1,532	2,099	76	May
6	24,781	697	43,736	1,231	263,104	7,072	78,409	2,145	85,075	2,484	33,871	846	19,144	528	61,960	1,535	2,264	77	Jun
7	24,244	697	43,416	1,239	270,336	7,129	78,507	2,152	86,641	2,495	33,523	846	18,747	526	62,441	1,533	2,359	79	Jul
8	24,577	695	45,662	1,247	277,745	7,136	82,103	2,160	89,417	2,501	34,515	846	20,133	531	64,409	1,533	2,224	80	Aug.
9	23,840	694	42,470	1,251	253,455	7,154	73,787	2,174	79,971	2,519	31,137	849	17,722	535	60,051	1,532	2,167	80	Sep
10	23,092	695	41,020	1,266	253,727	7,189	73,006	2,183	80,219	2,530	31,578	851	17,907	540	58,686	1,533	2,040	79	Oct
11	23,715	695	41,620	1,276	257,872	7,218	73,534	2,204	80,305	2,540	31,004	856	17,723	543	56,853	1,538	2,106	78	Nov.
12	23,819	696	43,570	1,284	282,932	7,242	83,302	2,215	92,533	2,546	36,178	859	20,112	544	65,491	1,536	2,365	78	Dec.
2021年 1月	24,186	696	42,817	1,288	256,435	7,241	75,945	2,226	80,378	2,556	30,726	861	17,732	545	55,168	1,414	2,030	77	Jan 2021
2	22,169	696	39,728	1,294	242,918	7,218	73,136	2,232	77,438	2,558	28,712	863	17,030	540	52,023	1,414	1,992	77	Feb
3	20,956	698	41,298	1,306	263,154	7,237	74,889	2,245	83,732	2,576	32,489	861	18,443	552	57,684	1,419	2,095	75	Mar.
2018年	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	C.Y. 2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2020	3.1	▲0.7	10.8	7.1	6.3	2.9	10.5	7.3	0.8	4.4	10.5	1.8	8.2	2.6	7.6	0.3	▲3.4	1.3	2020
2018年度	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	FY 2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	2.8	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.5	5.4	2019
2020	▲0.6	▲0.7	7.2	8.0	2.8	3.3	7.1	7.0	▲2.1	4.7	8.2	2.4	6.0	5.1	4.1	▲7.2	▲7.1	▲3.8	2020
2020年 1~3月	7.8	1.4	15.0	6.2	11.4	2.8	14.5	7.3	7.3	4.7	10.1	2.2	9.4	3.1	8.4	1.9	6.0	5.4	Q1 2020
4~6	3.9	0.1	12.7	6.8	6.6	2.7	14.7	7.8	▲0.1	4.2	16.7	1.2	11.7	3.3	10.1	1.5	▲5.7	1.3	Q2
7~9	0.4	▲0.7	7.0	6.5	1.4	3.1	5.6	8.2	▲4.0	4.7	2.4	1.2	1.9	3.3	4.5	1.4	▲10.3	6.7	Q3
10~12	0.7	▲0.7	9.2	7.1	6.5	2.9	8.0	7.3	0.8	4.4	13.8	1.8	10.5	2.6	7.4	0.3	▲2.4	1.3	Q4
2021年 1~3月	▲7.3	▲0.7	0.7	8.0	▲3.0	3.3	0.5	7.0	▲5.0	4.7	0.9	2.4	0.4	5.1	▲5.6	▲7.2	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
2020年 1月	1.7	1.3	7.4	10.0	6.4	4.9	8.8	6.7	8.2	5.0	5.0	4.1	3.4	3.1	3.4	2.1	4.7	6.9	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	9.7	21.1	4.5	22.9	6.5	14.2	4.6	21.7	3.8	17.3	3.1	15.7	1.9	19.5	6.8	Feb
3	13.3	1.4	18.0	6.2	7.4	2.8	12.2	7.3	0.4	4.7	4.9	2.2	8.1	3.1	6.5	1.9	▲5.1	5.4	Mar.
4	3.2	1.2	15.7	6.9	9.3	2.5	20.1	7.1	1.7	4.2	24.4	1.4	15.0	2.9	12.8	1.5	▲2.3	6.8	Apr
5	3.4	0.3	9.5	6.9	4.3	2.3	15.7	7.9	▲0.1	3.6	12.3	1.1	10.8	3.1	8.9	1.5	▲11.4	0.0	May
6	5.1	0.1	12.8	6.8	6.1	2.7	8.8	7.8	▲1.7	4.2	13.9	1.2	9.4	3.3	8.6	1.5	▲3.3	1.3	Jun
7	4.2	0.4	9.9	6.3	5.9	3.3	8.7	7.4	▲0.2	4.3	5.8	1.1	6.7	3.3	6.1	0.7	▲8.5	3.9	Jul
8	1.3	▲0.3	9.5	6.6	7.7	3.0	15.1	7.6	5.5	4.3	15.1	0.8	11.7	3.3	11.5	1.3	▲5.4	5.3	Aug.
9	▲4.0	▲0.7	1.7	6.5	▲8.5	3.1	▲5.9	8.2	▲15.9	4.7	▲11.5	1.2	▲11.2	3.3	▲3.4	1.4	▲16.6	6.7	Sep
10	▲7.5	▲0.1	5.1	6.9	7.6	3.1	8.0	8.0	3.4	5.0	19.4	1.4	15.3	2.9	10.7	1.2	▲3.3	3.9	Oct
11	9.8	▲0.7	14.0	7.2	7.5	3.0	7.4	7.6	▲1.1	4.7	14.3	1.8	9.5	2.8	6.1	0.9	▲0.9	1.3	Nov.
12	1.0	▲0.7	8.8	7.1	4.7	2.9	8.4	7.3	0.2	4.4	8.9	1.8	7.4	2.6	5.7	0.3	▲2.8	1.3	Dec.
2021年 1月	▲1.2	▲0.7	7.5	7.2	2.8	2.7	9.0	7.6	▲2.9	4.8	9.1	1.8	7.1	3.2	0.1	▲7.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲9.6	▲0.6	▲3.4	7.4	▲9.6	2.3	▲4.4	7.4	▲9.6	4.7	▲7.0	2.1	▲5.2	2.5	▲11.5	▲7.4	▲17.4	▲1.3	Feb
3	▲11.1	▲0.7	▲1.9	8.0	▲1.8	3.3	▲2.3	7.0	▲2.5	4.7	1.2	2.4	▲0.3	5.1	▲5.0	▲7.2	0.5	▲3.8	Mar.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments											
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
販売額(百万円)												
2020 年 1～3 月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166
4～6	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7～9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
2020 年 1 月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166
2	24,534	700	5,238	173	6,611	197	11,662	322	3,853	135	5,149	166
3	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166
4	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
店舗数(店)												
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 1～3 月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1
4～6	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7～9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
2020 年 1 月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2
2	9.1	1.0	20.0	6.8	15.7	3.1	21.4	11.4	20.4	8.9	24.0	20.3
3	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1
4	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
比増減率(%)												

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month
店舗数 Establishments														
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y 2018
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838	2019
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871	2020
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y 2018
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802	2019
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865	2020
25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,628	1,073	91,516	827	188,769	1,802	Q1 2020
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1 2021
8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,951	1,072	28,745	825	61,221	1,847	Jan 2020
8,630	212	16,727	395	12,054	283	11,319	302	38,321	1,070	31,439	827	64,410	1,841	Feb
8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,356	1,073	31,332	827	63,138	1,802	Mar
9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,798	1,070	31,521	831	59,078	1,797	Apr
8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,018	1,800	May
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan 2021
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y 2018
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2	2019
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8	2020
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y 2018
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1	2019
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5	2020
15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.0	1.1	Q1 2020
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1 2021
7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.7	7.1	Jan 2020
19.4	9.3	18.5	4.5	18.4	6.8	16.5	3.4	24.1	2.7	22.7	3.9	19.7	6.4	Feb
21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.2	1.1	Mar
18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.8	0.3	Apr
13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.4	0.1	May
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan 2021
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川県 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments													
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年1～3月	134,812	1,098	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239
4～6	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7～9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1～3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
2020年1月	41,945	1,118	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238
2	46,460	1,118	10,438	329	7,132	169	8,618	197	6,103	143	4,807	145	7,947	239
3	46,407	1,098	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239
4	46,537	1,103	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240
5	45,580	1,099	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241
6	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年1～3月	13.2	2.2	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6
4～6	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7～9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1～3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
2020年1月	6.2	5.0	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0
2	24.5	4.5	21.0	4.4	18.3	7.0	27.4	15.9	8.8	8.3	15.0	3.6	21.5	3.5
3	9.8	2.2	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6
4	14.3	2.2	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6
5	6.8	1.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6
6	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month
店舗数 Establishments														
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y 2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954	2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994	2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y 2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955	2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011	2020
42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955	Q1 2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1 2021
13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950	Jan 2020
14,668	429	24,661	504	38,377	1,037	7,716	246	6,812	202	10,073	317	33,948	952	Feb
14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955	Mar
15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,960	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957	Apr
15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956	May
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan 2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y 2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5	2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2	2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y 2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8	2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9	2020
11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8	Q1 2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1 2021
7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1	Jan 2020
19.1	4.4	18.7	3.1	24.4	6.6	22.2	2.9	21.2	3.1	18.7	8.2	7.2	5.4	Feb
9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8	Mar
20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.7	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8	Apr
15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9	May
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan 2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments													
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年1～3月	63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308
4～6	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7～9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10～12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1～3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
2020年1月	19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310
2	21,516	616	4,572	128	2,642	86	2,239	69	3,099	79	7,361	195	11,333	310
3	21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308
4	22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308
5	22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310
6	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年1～3月	11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3
4～6	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7～9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10～12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1～3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
2020年1月	6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6
2	20.5	2.5	23.4	0.8	26.8	2.4	23.0	4.5	23.3	9.7	22.5	3.2	21.8	2.3
3	8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3
4	12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3
5	10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0
6	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y 2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86	2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87	2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y 2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87	2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86	2020
19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,947	703	11,325	87	Q1 2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1 2021
6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,374	704	3,537	86	Jan 2020
6,837	192	3,162	80	4,222	127	7,751	231	2,824	89	24,533	704	3,814	86	Feb
6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87	Mar
7,456	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,179	703	4,272	87	Apr
7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	703	4,187	87	May
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan 2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y 2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0	2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2	2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y 2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2	2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1	2020
10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	8.5	1.2	Q1 2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1 2021
5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	0.2	▲1.1	Jan 2020
19.5	4.3	19.0	2.6	19.2	3.3	15.6	2.7	17.1	4.7	14.2	2.6	15.5	▲1.1	Feb
7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2	Mar
21.3	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.5	1.4	18.8	1.2	Apr
13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.0	12.0	1.2	May
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan 2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	CY 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	FY 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年1~3月	14,969	122	22,557	179	16,197	123	15,612	121	20,020	194	6,786	78	Q1 2020
4~6	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2
7~9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1~3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
2020年1月	4,741	122	7,057	179	5,107	123	4,935	121	6,380	193	2,288	77	Jan 2020
2	5,083	121	7,819	179	5,453	123	5,296	121	6,763	193	2,413	78	Feb
3	5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar
4	5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr
5	5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May
6	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	CY 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	FY 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年1~3月	8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.2	1.0	6.0	5.4	Q1 2020
4~6	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2
7~9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1~3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
2020年1月	3.1	3.4	3.1	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.9	0.5	4.7	6.9	Jan 2020
2	16.6	1.7	20.6	2.3	15.9	2.5	14.7	0.0	16.1	1.0	19.5	6.8	Feb
3	6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar
4	14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr
5	9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May
6	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table



03JFIA第129号

令和3年6月1日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会  
会長 池野 隆光 様



### 令和2年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

平成17年に、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないように、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

令和2年度は、本年2月に令和元年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じか減少しておりますが、いくつかの問題点が指摘されております。今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んでいきたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところではありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

# For those wishing to purchase Tax-free

希望购买免税商品的顾客 希望購買免稅商品的顧客

면세구입을 희망하시는 고객님에게



Japan  
Tax-free  
Shop

## Please be informed you must fulfill the following requirements for your tax-free purchase:

### 1. Personal Use Only

Tax-free purchase is allowed only for your personal use including souvenirs.

### 2. Non-resident Only

Tax-free purchase is allowed only for non-residents.

Tax-free shops need to check whether you are eligible for tax-free. They may ask you to show your residence card, Visa or ID. (Partial numbers of the confirmation documents will be kept as a record.)

### 3. Purchased goods need to be brought out of Japan.

- It is required to bring your purchased goods out of Japan within 6 months after your entry to Japan. (excluding diplomats)  
If you won't, you'll be charged at the airport.
- The person who purchased tax-free goods needs to show the goods at Customs when departing Japan.
- If you wish to check in the tax-free items, then confirmation by Customs is required prior to check in.

办理免税手续需要满足以下条件。如果免税店判断不符合条件，将无法办理免税手续。

### 1. 免税对象商品有限制

土特产等，如果无法确认为个人使用性质的购买，不可以办理免税手续。

### 2. 免税店需要确认顾客是否拥有免税资格

为了确认免税资格，需顾客提示在留卡，签证，ID等身份证明原件。（并记身份证明等的号码一部分）

### 3. 所购免税商品必须由顾客本人携带出境。如不携带出境将被征收消费税。

- 入境后6个月以内必须将免税商品携带出境。（除外交官等）
- 免税购买的商品必须由购买者本人携带出境，并向海关出示免税商品。
- 如办理出境登机手续前托运免税商品，需提前向航空公司服务台提出申告。

辦理免稅手續時需要滿足以下條件。如果免稅店判斷不符合條件，將無法辦理免稅手續。

### 1. 免稅對象商品有限制

土特產等，如果無法確認為個人使用性質的購買，不可以辦理免稅手續。

### 2. 免稅店需要確認顧客是否擁有免稅資格

為了確認免稅資格，需顧客提示在留卡，簽證，ID等身份證明原件。（並記錄身份證明等的號碼一部分）

### 3. 所購免稅商品必須由顧客本人攜帶出境。如不攜帶出境將被徵收消費稅。

- 入境後6個月以內必須將免稅商品攜帶出境。（外交官等除外）
- 免稅購買的商品須由購買者本人攜帶出境，並向海關出示免稅商品。
- 在託運行李中放入免稅購買物品時，辦理登機手續前需經海關確認

면세 수속시 이하 항목의 조건을 채울 필요가 있습니다.

조건을 채우지 않다고 면세점이 판단할 경우는, 면세 수속할 수 없습니다.

### 1. 면세의 대상의 물건은 제한이 있습니다

선물 등, 개인이용을 위한 구입이라고 확인할 수 없을 경우, 면세 수속할 수 없습니다.

### 2. 면세의 대상이 되는지 면세점이 확인 할 필요가 있습니다

확인을 위해서 재류 카드, 외국의 Visa, ID원본의 제시를 요구할 경우가 있습니다.

( 확인 서류의 번호의 일부등을 기록 할 경우가 있습니다 )

### 3. 면세 구입한 본인이 반드시 국외에 반출하는 것이 조건입니다. 반출하지 않을 경우는 소비세를 징수됩니다.

- 입국후 6개월간의 일본국외에 반출할 필요가 있습니다.(외교관등을 제외한다)
- 면세 구입한 물건은 구입한 본인이 출국시에 휴대하고, 세관에서 제시 할 필요가 있습니다.
- 항공 회사 카운터에서 맡길 짐 안에 면세 구입한 물품을 넣을 경우는, 체크인전에 세관의 확인이 필요합니다.

免稅購入を希望される皆様へ

免稅手續の際には以下項目の条件を満たしている必要があります。条件を満たしていないと免税店が判断した場合は、免稅手續できません。

### 1. 免稅の対象になるものには制限があります

お土産など、個人利用のための購入と確認できない場合、免稅手續できません

### 2. 免稅の対象となる方であるかを免税店が確認する必要があります

確認のために在留カード、外国のVisa、ID原本の提示を求めることがあります（確認書類の番号の一部等を控えさせていただきます）

### 3. 免稅購入した本人が必ず国外へ持ち出すことが条件です。持ち出さない場合は消費税を徴収されます。

- 入国後6カ月未満で日本国外へ持ち出す必要があります（外交官等を除く）
- 免稅購入したものは購入した本人が出国時に携帯し、税関で提示する必要があります
- チェックイン時に荷物を預ける場合は、チェックイン前に税関の確認が必要です



全国免税店協会  
Japan Tax-free shop association

## 協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- 第9回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品発表！(2021.3.29)
- 第21回ドラッグストアショー 協会主催セミナー動画公開(2021.3.26)
- 第16回セルフメディケーションアワード最終選考会動画公開について(2021.3.25)

## 事務局だより

### ・ワクチン接種の研修実施について

薬剤師のワクチン接種における役割のひとつに、ワクチンの調製や充填等があります。今般、千葉大学様のご好意により、新型コロナウイルス ワクチン調製試技研修を開催することになりました。7月4日の日曜日、午前、午後の2回、各30名ずつ、総勢60名が受講できます。

地方でも、地元のドラッグストア企業と薬科大学、薬学部配置大学が協力すれば、ワクチン調製試技研修は開催が可能だと思います。まずは、千葉大学での研修をしっかりと行ない、次へつなげたいと思います。

### ・特別講演会&ドラッグストア業界研究レポート報告会

6月10日に特別講演会&ドラッグストア業界研究レポート報告会を開催しました。参加人数は、残念ながら昨秋には若干及ばない状況でしたが、翻って緊急事態宣言の出ている昨年春は開催すらできませんでしたので、そこからすると今回はGOサインが出て開催したことは、新型コロナウイルスの感染予防のノウハウが蓄積され、運営の進歩と言えるかもしれません。「安心して受講できた」「1人1テーブル、ありがとうございます」などのアンケートも読ませていただきました。

ただ、緊急事態宣言が出ているため、行きたくても行けなかった方、また、地方に居てとても東京まではいけないという方に向けて、報告会の内容をYouTubeで視聴し冊子を購入いただく試みを行います。ぜひ、お買い上げいただきたくご案内させていただきますのでよろしく願います。

・イギリスで行なわれたG7サミット。菅総理が東京オリンピック・パラリンピックの協力要請行ない、あとの6人は、開催を支持することを表明したということでした。マスクを外してのサミットでした。

夏にオリンピック・パラリンピックが行われ、終ると総選挙。そして、年末には、サミットと同じような光景が、日本でも実現することを期待したいと思います。

発行日	2021年6月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部)〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター)〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="https://www.jacds.gr.jp">https://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>